

**令和 7 年度新宿御苑における事業系一般廃棄物（枝葉幹等）のリサイクル処理業務
仕様書**

1. 件 名

令和 7 年度新宿御苑における事業系一般廃棄物（枝葉幹等）のリサイクル処理業務

2. 契約期間 契約締結日から 令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

（ただし、発生材の搬出については、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに完了すること。）

3. 履行場所 東京都新宿区内藤町 1 1 新宿御苑

4. 業務目的 新宿御苑内の植生管理業務に伴い生じた剪定枝、伐採木、根株等の発生材について、事業系一般廃棄物として再資源化施設まで搬出し、リサイクル処理を行うものである。

5. 対象となる廃棄物の種類等

収集運搬・処分を委託する事業系一般廃棄物の種類、予定数量及び性状等は次のとおりとする。
業務の期間中、新たに発生する事業系一般廃棄物についても本業務の対象物とする。

なお、契約金額は単価契約とし、最終的な支払金額は出来高による精算払いとする。

廃棄物の種類	廃棄物の名称	廃棄物の種類	予定数量	廃棄物の性状・荷姿 ・取り扱う際に注意 すべき事項等
一般廃棄物	可燃ごみ	木くず (枝葉、幹、根株等)	枝葉 120.0 t 幹 50.0 t 根株 5.0 t	性状：固形物 荷姿：生木

※上記の予定数量は過去の実績等を勘案して算出したものであり、実質上は増減が生ずるものである。

※木くず下部に一部土化したものについては、土と分別し、固形物は搬出处分する。

6. 収集場所（全体位置図 参照）

新宿御苑 菊栽培所内発生材保管場所、及び新宿御苑管理事務所が指定した場所

7. 請負者の用件及び適用法令

- （1）事業系一般廃棄物の排出場所及び搬入先の施設を管轄する行政機関が発行する自らの名義の許可証を取得していること。
- （2）委託した事業系一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、一般廃棄物処理業の手引（東京二十三区協議会）、新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例（施行規則含む）、その他関係法令等で定める一般廃棄物の処理方法に掲げる方法にて行うこと。

8. 業務内容

新宿御苑から排出される事業系一般廃棄物について、関係法令等に従い、収集場所から積込、搬出、運搬、分別、処分し、再生又は再資源化可能な廃棄物（再生処理物）は、再資源化先まで運搬する。再資源化不可能な廃棄物がある場合は、対応方法について環境省担当官と協議し、承認を得ること。

（１）業務計画

- ・請負者は、契約締結後速やかに、当該事業系一般廃棄物等の処理方法、運搬先、最終処分（再資源化方法）等を明らかにしたフロー図を作成し、業務実施計画書として提出の上、承諾を得ること。
- ・請負者は、本業務に応じた一般廃棄物収集運搬業の許可証、運搬先及び中間・最終処分先（再資源化施設）との請負契約書、事業系一般廃棄物関係の許可証の写しを提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を発注者に通知し、変更後の許可証の写しを提出すること。
- ・請負者は、本業務に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を提出すること。

（２）収集運搬の日時及び収集方法

- ・原則として平日の午前８時30分から午後４時までとする。具体的な収集時間と搬出数量については環境省担当官と事前に協議し承認を得ること。
- ・コンテナ積込みに使用するホイールローダー等の重機は環境省担当官に事前連絡・日程調整の上、無償で使用出来る。使用に際しては細心の注意を払うとともに、燃料代、故障等の修理は請負者の負担とする。
- ・園内を走行できる車両は４ｔ車までとする。ただし、正門横の発生材置場において大型車（10t）への積み替えは可能であるが、別途工事でも使用する作業場であることから、作業期間、作業場所については工事等担当者と調整するとともに、事前に環境省担当官の承認を得ること。
- ・一般廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに発生材記録表を作成すること。

（３）再資源化の方法

再資源化にあたっては「東京都建設リサイクルガイドライン（令和７年４月）」（第４章第２「５ せん定枝葉等」等）を参考にすること。なお、燃料として払い下げる等、再資源化施設への搬入以外の方法で処理する場合は、あらかじめ環境省担当官と協議し、承認を得ること。

（４）作業上の注意

作業に際しては、別添の「新宿御苑作業要領」を遵守すること。園内の施設、構造物、樹木等に破損等の損害を与えた場合は直ちに環境省担当官に報告するとともに、請負者の責任で現状復旧すること。園路や構造物等を損傷させる恐れがあるときは厚コンパネ、鉄板等で養生すること。なお、養生方法についてはあらかじめ環境省担当官の承認を得ること。

9. 提出物（業務報告書）

下記を整理した報告書を提出すること。

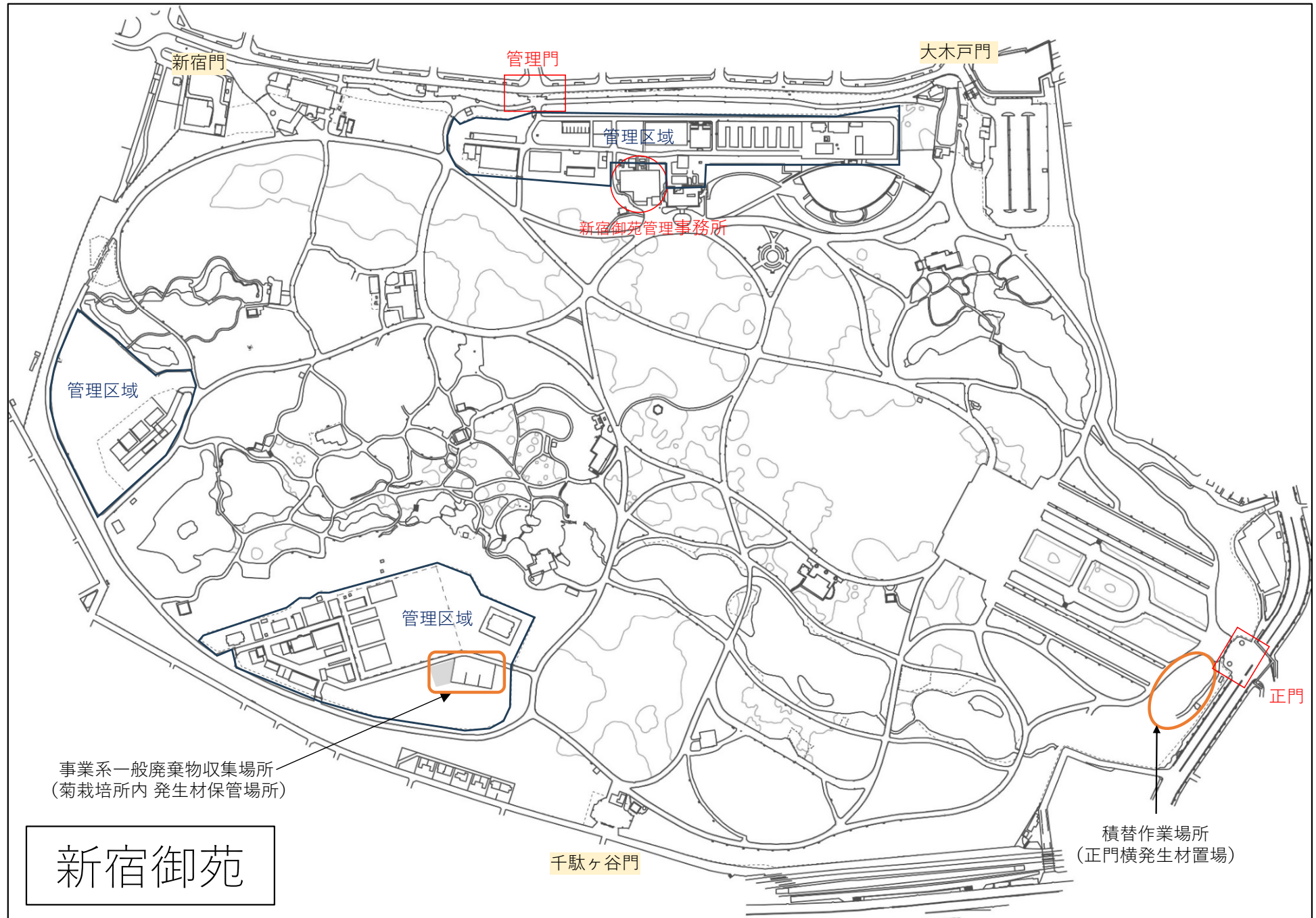
提出部数：2部

提出媒体：紙（ファイル綴じ）

- ① 業務計画書（契約書類、許可関係書類等を含む）
- ② 一般廃棄物管理票（マニフェスト）、発生材記録表
- ③ 環境省担当官が指示するもの

10. その他

- （1）本仕様書に明記はなくとも、業務遂行上当然必要となる軽易な事項は、請負者の負担で行うこと。
- （2）関係官公署等への手続きを要するときは、環境省担当官及び関係者と協議し、速やかに処理すること。手続きにかかる費用は請負者の負担とする。
- （3）請負者は、本件の履行に関連する法令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等）上のすべての責任を負うものとする。



新宿御苑作業要領

環境省新宿御苑管理事務所
令和4年11月更新

(目的)

第1条 新宿御苑における工事、業務、調査等の作業について、来園者及び作業員の安全を確保し、且つ、新宿御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）が適切に作業を管理するため本要領を定める。

(対象範囲)

第2条 本要領は、新宿御苑にて作業を行う工事請負者、業務請負者、調査者等（以下「請負者等」）を対象とする。

(作業内容の事前報告)

第3条 請負者等の責任者は予め、作業内容、作業場所、従事する作業員等の人数を管理事務所の担当官に報告するものとする。

(作業員等の義務)

第4条 請負者等に従事する作業員等は、次の事項を厳守するものとする。

1. 園内に入る際は管理事務所の受付にて入園時間、請負者等の名称、連絡先、作業人数等必要事項を記帳すること。また、退園の際には退園時間を記帳すること。
2. 園内では定められた腕章を常時つけること。
3. 休憩時間中は管理事務所が指定する場所を使用すること。
4. 喫煙場所は管理事務所が指定する場所を使用し、携帯灰皿もしくは請負者等の責任者が設置する灰皿のみ使用可能とする。灰皿を設置した場合は、管理事務所にその旨報告するとともに、灰皿の清掃管理、火元管理を厳格に行い、喫煙者にもその旨徹底すること。
5. 来園者に不快感を与えるような服装及び、妄りな行為は慎むこと。
6. 来園者及び周辺住民とのトラブルは起こしてはならない。
万一トラブルが生じた場合は、直ちに管理事務所に報告すること。
7. 作業員等の入退園は、原則として管理門を使用するものとする。

(建設機械・器具及び車両)

第5条 請負者等は園内で使用する建設機械・器具及び車両（以下「車両等」という。）の種類、型式、運転手等の一覧表を作成し、管理事務所の承認を得るものとする。

(通行証)

第6条 第5条の車両等には、管理事務所が貸与又は指示する様式の苑内走行許可証を常時掲出するものとする。

1. 苑内走行許可証は、車両等の外部から一目で確認できる箇所に明示すること。
2. 苑内走行許可証は、他の車両に転用してはならない。
やむを得ず車両等を変更する場合は、その都度管理事務所の承諾を得ること。
3. 貸与された苑内走行許可証は、工事等完了後速やかに管理事務所に返却すること。また、管理事務所の指示により作成した苑内走行許可証については、作業等完了後速やかに処分するものとする。

(車両等の義務)

第7条 車両等を使用する園内作業に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用するものとする。
2. 機械による掘削は、事前に管理事務所職員の立会いの上で地下埋設物の有無を確認してから行うものとする。

3. 車両等の園内走行は、定められた経路にて、ハザードランプを点灯の上、最徐行（時速 15km 以下）を行い、来園者の安全確保には十分留意するものとする。
4. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛（クラクション）は使用しないものとする。
5. 車両等は、園路以外の場所に進入してはならない。
やむを得ず進入する必要がある場合は、管理事務所の指示を得るものとする。
6. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わないこと。
やむを得ない場合は、その都度管理事務所の指示を得るものとする。
7. 車両等の入退園は、原則として管理門若しくは作業等のために定められた門を使用するものとする。

（作業時間）

第 8 条 作業時間は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

（休日等の作業）

第 9 条 土日祝日は原則として作業は行わないものとする。やむを得ず行う場合は、来園者及び周辺住民等の支障のない範囲で、騒音、振動、塵埃等少ないものとする。

（現場管理）

第 10 条 作業等に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 請負者等は作業等着手に先立ち、管理事務所と協議の上で入退園の方法を決定し、必要に応じ警備員を配置するものとする。
2. 作業現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うこととする。
3. 請負者等は作業等に伴う現場に来園者等の関係ない者が立ち入らぬよう注意看板を設置する等の必要な措置を行うものとする。
4. 請負者等は、工事に伴い園路の迂回等が必要な場合は、その都度管理事務所と協議の上、迂回指導板を設置するものとする。
5. 作業用資材置場は管理事務所の指定する場所を使用し、必ずシート等で覆うなどして、盗難にあわぬよう注意するものとする。
6. 作業現場及びその付近は、常に整理整頓を行うものとする。

（安全管理）

第 11 条 請負者等の責任者は、作業現場の安全対策に万全を期するものとし、次の事項を厳守するものとする。

1. 作業現場において万一事故が発生した場合は、速やかに管理事務所に報告するものとする。
2. 危険物の取扱いは必ず危険物取扱責任者が行うものとする。
3. 作業現場における火器の使用は、作業目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外のために使用する場合は、事前に管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

（その他）

第 12 条 請負者等の責任者は、管理事務所との連絡を密にし、現場の円滑な運営に努めるものとする。

第 13 条 請負者等は上記の事項について、作業等に従事する作業員全員に周知徹底させるものとする。

東京都建設リサイクルガイドライン

(適用日) 令和7年4月1日

東京都

目 次

第 1 章 基本的考え方	4
第 1 ガイドライン策定の目的	4
第 2 基本的考え方	4
1 建設資源循環	4
2 環境配慮	5
第 3 適用範囲等	5
1 適用範囲	5
2 位置付け	6
第 4 対象となる建設副産物等	8
第 2 章 建設リサイクルの準備	9
第 1 建設副産物情報交換システム（COBRIS）	9
1 COBRIS の機能・対象物等	9
2 発注部局の取組	10
3 受注者の取組	10
第 2 建設発生土に関する情報システム	11
第 3 計画段階の調査	11
1 公共工事土量調査	11
2 建設泥土調査（都独自取組）	12
3 コンクリート塊調査（都独自取組）	12
4 しゅんせつ土処分予定量調査（都独自取組）	13
第 3 章 リサイクル計画の作成等	16
第 1 リサイクル計画の作成	16
1 基本（予備）・詳細（実施）設計段階	16
2 積算段階	17
3 施工段階	18
第 2 工事完了段階に提出する書類	20
第 4 章 建設副産物の適正処理（法令への対応）	21
第 1 基本的事項	21
1 建設副産物	21
2 建設廃棄物の定義	21
第 2 適正処理の取組	21
1 建設副産物全般	21
2 建設廃棄物	23
3 建設発生土	31

4 汚染土壌.....	35
5 せん定枝葉等.....	50
第3 有害物質等の処理.....	51
1 関係法令の遵守.....	51
2 有害物質等の処理方針.....	52
第4 環境に配慮した運搬の実施.....	55
1 運搬に当たっての環境配慮等.....	56
2 船舶輸送の活用.....	56
3 鉄道輸送の活用.....	57

第5章 建設副産物のリサイクル等（都独自取組） 58

第1 建設廃棄物.....	58
1 コンクリート塊.....	58
2 アスファルト・コンクリート塊.....	60
3 建設発生木材.....	60
4 建設泥土.....	63
5 その他の建設廃棄物.....	66
6 建設混合廃棄物.....	70
第2 建設発生土.....	70
1 建設発生土.....	70
2 しゅんせつ土.....	80
第3 適正処理の確認.....	82
1 工事現場の日常管理.....	82
2 工事現場一斉点検.....	83
3 工事現場巡回調査.....	83
4 工事記録写真.....	83

第6章 緑のリサイクル等 84

第1 熱帯雨林材等.....	84
第2 多摩産材等.....	85
第3 都内産の緑化植物.....	86

第7章 建設リサイクル実施状況の把握等..... 87

第1 再生資源の利用（促進）状況等の報告.....	87
1 再生資源の利用（促進）状況.....	87
2 リサイクル阻害要因.....	87
第2 建設副産物実態調査等の実施.....	87
1 建設副産物実態調査.....	88
2 建設発生土有効利用実績調査.....	89
3 しゅんせつ土処分実績の取りまとめ.....	89

4 緑のリサイクル実態調査.....	89
5 建設発生土搬出調達先調査.....	90
6 建設副産物関係施設調査.....	91
7 建設グリーン調達実績調査.....	92
8 補足改善	92
 第 8 章 建設リサイクルを支える仕組み.....	 93
第 1 研究開発の推進	93
第 2 理解と参画の推進	93
第 3 関係主体による連携協力	94
第 4 その他の取組.....	95
 巻末資料	 96
 巻末一覧	 107
 様式集	 113
 特記仕様書記載例.....	 136

第1章 基本的考え方

第1 ガイドライン策定の目的

「東京都建設リサイクルガイドライン」（※）（以下「ガイドライン」という。）は、「東京都建設リサイクル推進計画」（以下「推進計画」という。）に基づき策定するものである。

推進計画では、都内において建設資源循環を推進していくため、令和6年度の都関連工事における建設廃棄物の再資源化・縮減率99%、建設混合廃棄物の排出率1.0%未満、建設発生土の有効利用率99%と定め（達成基準値）、これを達成又は維持するため9の個別計画を掲げている。

ガイドラインは、この個別計画を着実に推進するため、建設資源循環に関する各種の施策（情報システム活用、事前調査、リサイクル計画、情報システム活用、工事間利用の調整、適正な分別解体等及び再資源化等、建設グリーン調達、実施状況の把握等をいう。以下「建設リサイクル推進施策」という。）の実施について必要な事項を定める。

都は、建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たっては、ガイドラインに基づき建設リサイクル推進施策を実施し、都内における建設資源循環を推進する。

※ここでの「リサイクル」とは、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の総称である。

第2 基本的考え方

1 建設資源循環

建設資源循環を推進するため、以下の取組を行う。

長期使用	○建築物や工作物の長期使用に努める。
発生抑制	○建設副産物が発生する建設工事等の施行に当たっては、まず発生抑制を徹底する。
事前調査等	○建設副産物が発生する場合、その対策については計画的な取組を行うものとし、毎年度、建設副産物の発生予測量などの調査を行い、この結果に基づき、現場内利用及び工事間利用を推進する。
	○工事ごとにリサイクル計画を作成するとともに、リサイクルが不十分な場合はリサイクル阻害要因を明確にする。
	○有害物質及び残存物品については、関係法令を遵守して適正な処理を行う。
分別解体等及び再資源化等	○工事現場における分別解体等に当たっては、搬出先の受入基準等を踏まえ、建設資材廃棄物の種類ごとに実施する。また、工事現場において発生した建設資材廃棄物は再資源化等を行う。
	○残存物品については、関係法令を遵守して適正な処理を行う
情報システムの活用	○建設副産物の再資源化等に当たっては、建設副産物に係る情報システム等を活用する。
実態調査及び補足改善	○現場内利用、工事間利用、再資源化等の実施状況については、毎年度、実態調査を行い把握するとともに、その結果を基に、効果の大きい施策を継続し、不十分な部分を補足改善する
再生建設資材等の活用	○建設工事等で使用する建設資材には、建設副産物を再資源化することにより得られた物を活用する。

2 環境配慮

建設資源循環の推進に当たっては、以下の環境配慮を行う。

適正処理及び環境配慮	○建設副産物の分別、運搬、処分等に当たっては、関係法令に基づき適正な処理を行うほか、できる限り環境に配慮する。
環境破壊行為の抑制	○建設副産物の現場内利用、工事間利用等に当たっては、自然環境の保全や再生に留意するものとする。特に、土砂の埋立等は関係法令に基づくもので客観的に見て妥当な目的及び利用計画があるもの、自然再生に寄与する場合等に限定して行うものとし、里山や谷戸などを破壊する行為に使用しない。
再生資源等の活用による山砂等天然材の使用抑制	○土工、基礎工、舗装工、コンクリート工等に当たっては、現場発生材や再生資源を活用することにより、貴重かつ良質な天然資源である山砂や碎石等の使用を抑制し、採取地の延命化、天然資源の温存、自然環境の保全を図る。
運搬手段の多様化の推進等	○建設副産物の運搬に当たっては、関係法令を遵守し適正かつ環境に配慮した運搬を行うほか、できる限り運搬手段の多様化を図る。
環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制	○建設工事に使用する建設資材は、環境負荷の低減に寄与する環境物品等を使用するなど建設グリーン調達を促進するとともに、原材料の調達や製造に環境破壊を伴う物、使用することにより環境に悪影響を与える物などの環境影響物品等はできる限り使用しない。また、多摩産材などを活用することや熱帯雨林材の使用抑制など木材資源利用の合理化を促進すること等により、森林など自然環境の保全、育成を図る。
汚染土壌及び有害物質等の適正処理	○汚染土壌や有害物質等が確認された場合は、関係法令を遵守して適正な運搬、保管及び処理に努める。
外来生物の拡散防止等	○建設工事等に当たっては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に規定する特定外来生物及び未判定外来生物並びに同法の対象とならない要注意外来生物について、その使用抑制や駆除など予防措置を講じ、外来生物の拡散防止に努める。また、生物多様性に配慮する。
景観への配慮	○建設工事等に当たっては、自然素材の採用、外観の工夫など、景観法（平成16年法律第110号）等の関係法令や条例に基づき、景観に十分配慮する。
地球環境への配慮	○建設工事等の施工、建設副産物の運搬や処理等に当たっては、温室効果ガスの削減等、地球環境の保全に努める。

第3 適用範囲等

1 適用範囲

ガイドラインの適用範囲は以下のとおりとする。

対象工事	①ガイドラインは、都、都政策連携団体、事業協力団体及び区市町村発注工事（公の施設の維持管理作業等を含む。以下「都関連工事」という。）のうち、本土で施行されるものを対象とする。また、各種調査等に当たっては、国や独立行政法人等の発注工事を含む場合もある。なお、受委託協定等に基づく工事においては、ガイドラインに準拠するものとし、詳細は、委託
------	--

	者と受託者の協議によるものとする。
	②都は、建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たっては、ガイドラインに基づき、建設リサイクル推進施策を着実に実施しなければならない。
	③次の者はガイドラインを遵守し、建設リサイクル推進施策を着実に実施しなければならない。 ・都関連工事発注部局（以下「発注部局」という。）の建設副産物担当者、設計担当者、監督員及び検査員 ・発注部局から設計業務を受託する業者（以下「受託者」という。） ・工事を請け負う建設業者又は解体工事業者（以下「受注者」という。）及び工事監理を受託する業者
都と区市町村等との連携協力	○都と区市町村等が連携協力しつつ、ガイドラインに基づく建設リサイクル推進施策を実施するとともに、これを円滑かつ迅速に実施するため、都と区市町村等とで組織する「東京都・区市町村建設副産物対策連絡協議会」の活動を通じた取組や既存組織の活用等に取り組む。
島しょ地域で施行する工事の取扱い	○島しょ地域で施行する工事については、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」に基づき建設リサイクル推進施策を実施していく。
民間発注工事の取扱い	○民間発注工事については、「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」等により、建設資源循環に資する取組の推進を図っていく。

2 位置付け

ガイドラインの位置付けは、以下のとおりとする。

ガイドラインの位置付け	○ガイドラインは、推進計画の実実施計画及び建設リサイクル推進施策を実施するための指針を兼ねるとともにその方法を解説する手引書である。また、推進計画と発注部局が定める基準類との中間に位置するものであり、発注部局は、都関連工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たっては、これに基づき建設リサイクル推進施策を実施する。 ○建設リサイクル推進施策の実施に当たっての事務手続等に関する詳細事項については、当該建設リサイクル推進施策を所管する行政機関が定める各種の調査要領、受入要領、届出の手引、記入の手引及びその他の資料による。
他の基準類との整合	○発注部局は、ガイドラインと発注部局の基準類（仕様書類を含む。）等との整合を図り、建設リサイクル推進施策に即した設計、積算、施工管理等に努める（図－1 参照）。
策定及び進行管理等	○ガイドラインの策定、進行管理等は、「東京都建設副産物対策協議会」（庁内の関係10局及び1本部で組織する機関で構成し、会長は都市整備局技監、事務局は都市整備局、財務局及び建設局が担当する。以下「協議会」という。）が行う。なお、協議会には幹事会が置かれ、幹事会の下には協議会担当委会（以下「担当委会」という。）、建設発生土対策部会等が置かれている。詳細は、巻末資料「建設リサイクル推進組織図」に掲載する。

建設リサイクル法への対応	○建設リサイクル法の手続等については、都市整備局ホームページ（ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html ）で公表される「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（民間工事等）」に基づき実施する。
建設グリーン調達について	○公共工事における資材（材料及び機材を含む。）の調達については、都市整備局ホームページ（ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html ）で公表される「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に基づき実施する。なお、調達に当たっては、環境物品等の使用を推進する。

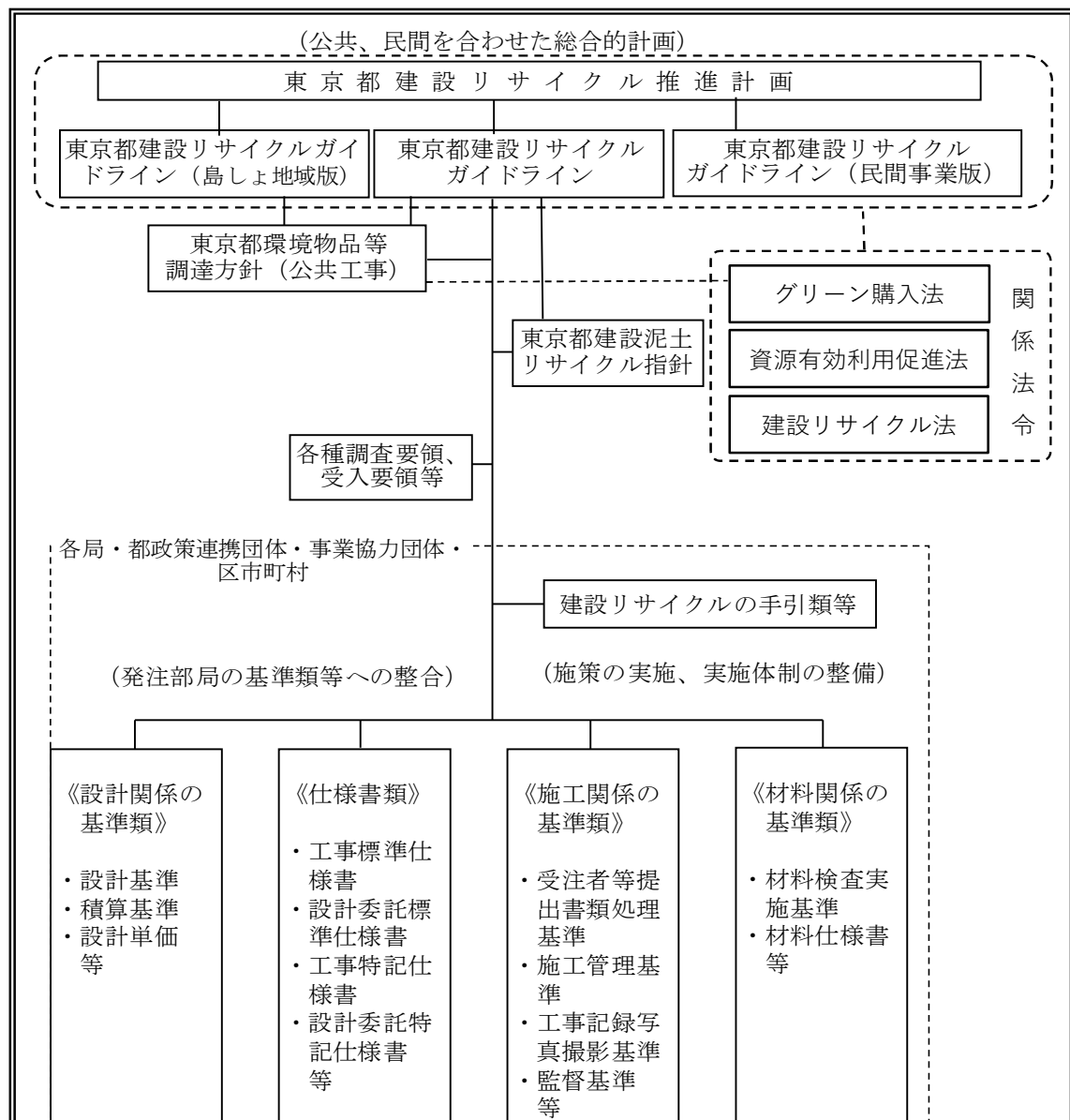


図-1 ガイドラインの位置付け

第4 対象となる建設副産物等

ガイドラインの対象となる建設副産物等は、以下のとおりとする。

対象となる建設副産物等	○ガイドラインの対象となる建設副産物等は、推進計画に規定するもの等であり、以下のとおりである。 ・社会資本等の整備、更新等に伴う副産物（建設廃棄物、建設発生土、しゅんせつ土等） ・都民生活や産業活動等に係る廃棄物処理後の副産物（一般廃棄物、上水スラッジ、下水汚泥等） ・建設資材として使用する環境物品等 ・熱帯雨林材の使用抑制、その他必要なもの
-------------	---

第2章 建設リサイクルの準備

第1 建設副産物情報交換システム（COBRIS）

「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）は、一般財団法人 日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が運営管理するオンラインシステムである。このシステムは、公共工事の発注者（発注部局）、排出事業者（受注者）及び処理業者（再資源化施設等）間の情報交換により、建設副産物に係る需給バランスの確保、再資源化の着実な実施、適正処理の推進など建設資源循環に資するほか、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事業を定める省令（平成3年建設省令第19号。以下「再生資源省令」という。）、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号。以下「指定副産物省令」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び建設副産物実態調査（以下本章においては「センサス」という。）の各種書類作成作業の省力化を図ることができる。

発注部局は、COBRISを活用することにより建設資源循環を推進するとともに、関係法令等に伴う書類作成作業の簡素化を図る。

1 COBRISの機能・対象物等

主要な機能	○再資源化施設の検索機能 ・施設名、住所、受入品目、受入時間等	
	○再資源化施設までの運搬距離計算機能 ・工事現場から再資源化施設までの運搬距離を計算できる	
	○受入料金登録機能（再資源化施設） ・再資源化施設は自ら受入料金情報を登録することができ、ユーザーはこの情報を検索できる	
	○工事情報登録機能 ・発注者名、件名、工種、場所、工期、建設副産物の種類、排出量等	
	○書類作成機能（登録証明） ・建設副産物情報交換システム工事情報登録証明書	
	○書類作成機能 ・再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）	
利用対象者等	・発注部局	
	種別	ユーザー登録
	・都	本庁部局・事務所単位
	・都政策連携団体 ・事業協力団体	団体単位
	・区市町村	区市町村単位
	・受注者	
	・再資源化施設	
連絡調整等	○COBRISの操作方法等に関する問合せは、利用者が直接行う。	
	○COBRISの運営管理及び機能向上等に関するJACICや国土交通省等との連絡調整は、担当者会事務局が行う。	

連絡先	○巻末一覧 No.1（JACICカスタマーセンター） ○巻末一覧 No.2（担当者会事務局）
-----	---

2 発注部局の取組

COBRISの多様な機能を活用した取組	○発注部局は、COBRISの有する①再資源化施設情報の検索、②工事現場から再資源化施設までの距離の計算、③再資源化施設が自ら登録した受入料金情報の検索、④工事情報の登録、⑤再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成、⑥センサスにおける登録情報の活用などの多様な機能を活用する。
活用フロー	利用契約の締結 ・利用契約を締結（利用契約を締結する場合） ※都利用契約は都市整備局広域調整課が一括契約 ↓ 積算時の活用 ・再資源化施設の検索等 ↓ 起工時の活用 ・特記仕様書での条件明示 ↓ 施工管理での活用 ・工事情報登録の確認 ・再生資源利用〔促進〕計画書の受理 ↓ 再資源化等完了時の活用 ・再生資源利用〔促進〕実施書の受理

3 受注者の取組

施工計画作成時等における取組	○受注者は、工事請負契約を締結後、COBRISへの登録を速やかに行い、施工計画作成時、変更時、工事完了時は、速やかにCOBRISに登録する。
データ入力記録の提出	○受注者は、登録を行う都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出する。
センサスにおける取組	○受注者は、COBRISにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成した場合には、センサスにおける調査票の作成・提出を省略することができる。
活用フロー	施工計画での活用 ・工事情報の登録及び報告 ・再生資源利用〔促進〕計画書の作成及び提出 ↓ 再資源化施設選択 ・再資源化施設の検索及び選定 ↓ 再資源化等完了時の活用 ・再生資源利用〔促進〕実施書の作成及び提出

第2 建設発生土に関する情報システム

都は令和6（2024）年4月に建設発生土対策を大きく変更した。従来、都関連工事は、都が独自開発した「東京都建設発生土情報システム」によって建設発生土に関する情報を管理してきたが、建設発生土対策の変化に伴い、東京都建設発生土情報システムの運用は令和5年度末に終了した。

このため、当面の間、都関連工事の建設発生土情報については、建設発生土対策部会事務局（巻末一覧No. 2）が別途、通知する方法により建設発生土情報を管理及び共有する。

国や他県は、建設発生土に関する情報システムとしてJ A C I Cが運営管理する「建設発生土情報交換システム」を用いて、建設発生土を他の工事で有効活用するために必要な情報をリアルタイムで交換し、建設発生土のリサイクルを推進している。

建設発生土情報交換システムは、令和7（2025）年度中にC O B R I Sと一体化する「建設副産物・発生土情報サービス（仮称）」として、建設発生土の官民有効利用マッチングシステム（官民マッチング）も含め、一体的なサービスを開始する見込みである。一体後のC O B R I S利用者は一つの利用契約、一つのユーザIDで当該サービスを利用できる予定とのことである。



（出典：J A C I Cホームページ <https://www.recycle.jacic.or.jp/>）

図-2 「建設副産物・発生土情報サービス（仮称）」

第3 計画段階の調査

建設資源循環を推進する基礎資料とするため、都関連工事における建設副産物の発生（搬出）及び調達（搬入）について、計画段階の情報を調査する。

都では、毎年度、工事ごと、品目ごとに表-1の調査を実施する。

表-1 調査の種類等

調査の種類	対象品目	実施機関
1 公共工事土量調査	建設発生土	都市整備局都市づくり政策部広域調整課
2 建設泥土調査	建設泥土	同上
3 コンクリート塊調査	コンクリート塊	同上
4 しゅんせつ土処分予定量調査	しゅんせつ土	港湾局臨海開発部開発整備課

1 公共工事土量調査

国からの依頼に基づき、建設発生土の工事間利用を推進する基礎資料とするため、計画段階の搬出量及び搬入量を調査する。公共工事土量調査報告様式等は国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060201soilrsch1top.htm）に掲載されている。

なお、公共工事土量調査結果は、搬出先を事前に取り決めるものではない。

調査方法等は別途、建設発生土対策部会事務局（巻末一覧 No. 2）から通知する。調査後、調査結果が事務局から各発注機関に送付されるので、各発注機関は調査結果を参照し工事間利用を実施する。工事間利用の調整は、建設発生土の発生工事及び利用工事の担当者が、直接相手先工事に連絡を取ることで実施するものとする。「建設副産物・発生土情報サービス（仮称）」稼働後は、当該サービスによって公共工事土量調査の実施、工事間利用の調整等が可能となる見込みである。

2 建設泥土調査（都独自取組）

建設泥土の工事間利用を推進する基礎資料とするため、計画段階の建設泥土の搬出量及び調達量を調査する。なお、建設泥土は、東京都建設泥土リサイクル指針の規定に基づき、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場（以下「海面処分場」という。）で使用する覆土材や、新海面処分場で使用する基盤整備材として、無料等で搬出することができる。

本調査は、令和5年度までに実施していた建設泥土調査、覆土材調査及び処理土等供給（受入）調査を統合するものである。

対象工事	○建設泥土の搬出又は搬入を計画する都関連工事
対象規模	○搬出量又は調達量が100m ³ 以上の工事を対象とする。
実施時期	○別途、事務局から通知する。 ○覆土材や基盤整備材としての搬出を希望する場合、工事主管課は調査票を随時提出することができる。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、搬出量、搬入量等 ○自ら利用（現場内・工事間）の有無、相手先等 ○工事間利用の有無、相手先等 ○海面処分場覆土材としての搬出希望の有無等 ○新海面処分場基盤整備用材としての搬出希望の有無等 ○再資源化施設への搬出希望の有無等 ○建設泥土、処理土等の受入の有無等
調査方法	○別途配布する調査要領による。
事務局	○巻末一覧 No. 2（建設発生土対策部会事務局）

3 コンクリート塊調査（都独自取組）

コンクリート塊の工事間利用を推進する基礎資料とするため、計画段階のコンクリート塊の搬出量及び調達量を調査する。なお、コンクリート塊は、海面処分場で使用する作業用道路造成材として無料で搬出することができる。

対象工事	○コンクリート塊の搬出又は搬入を計画する都関連工事
対象規模	○搬出量又は搬入量が100m ³ 以上の工事を対象とする。 ○作業用道路造成材利用としての搬出を希望する場合、最大径30cm程度に加工可能な場合に限る。
調査時期	○別途、事務局から通知する。 ○作業用道路造成材としての搬出を希望する場合、工事主管課は調査票を随時提出することができる。
調査内容	○工事件名、工事場所、搬出時期、搬出量等
調査方法	○配布する調査要領による。

事務局	○巻末一覧 No.2 (担当者会事務局)
-----	----------------------

4 しゅんせつ土処分予定量調査 (都独自取組)

河川及び港湾の維持や工事に伴い発生するしゅんせつ土について、「廃棄物等の埋立処分計画」(令和4年2月東京都。以下「埋立処分計画」という。)に基づく毎年度の「しゅんせつ土受入計画」の策定に際して、新海面処分場への埋立処分(新海面処分場の基盤整備用材)量、東京湾内の浅場造成や漁場整備等へのしゅんせつ土の有効利用量の把握と搬入調整等のために「しゅんせつ土処分予定量調査」(以下「しゅんせつ土調査」という。)をしゅんせつ土調査事務局である「東京都港湾局臨海開発部」が毎年度実施する。

調査対象工事(翌年度施工予定工事)	○都関連工事のうちしゅんせつ土が発生するもの ○国・独立行政法人等発注工事 (都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、しゅんせつ土が発生し、調整の必要のあるものを対象とする。)
調査対象規模	○しゅんせつ土が発生する工事を対象とする。
調査実施時期	○第1回調査(当初調査):毎年7月頃を目途に実施する。 ○第2回調査(見直し調査):毎年1月頃を目途に実施する。
内容	○工事件名、工事場所、工期、土質、搬出量等
調査方法	○しゅんせつ土調査の詳細やしゅんせつ土調査票の入力方法等については、調査時に配布する「しゅんせつ土調査要領」による。
事務局	巻末一覧 No.3 (しゅんせつ土調査事務局)

しゅんせつ土調査事務局は、しゅんせつ土調査の結果を基に、受入能力を考慮し、各月における変動等について調整を行い、しゅんせつ土受入計画を作成し、受入量を発注部局に通知する。

受入調整対象	○都関連工事のうちしゅんせつ土が発生するもの ○国・独立行政法人等発注工事(都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、しゅんせつ土が発生し、調整の必要のあるものを対象とする。)
受入調整	○河川及び港湾の維持しゅんせつや工事しゅんせつに伴い発生するしゅんせつ土のうち、ほかで有効利用できないものについては、埋立処分計画に基づき、毎年度のしゅんせつ土受入計画を策定の上、原則として、新海面処分場に全量を受け入れている。 しかし、軟泥を除くしゅんせつ土の新海面処分場の受入は、枠付送泥船方式によることから、一日当たりの土運船の受入隻数については限界があり、しゅんせつ土調査結果を踏まえ、受入調整を行った上で、しゅんせつ土受入計画を決定している。 しゅんせつ土受入計画の決定後は、しゅんせつ土調査事務局から発注部局にしゅんせつ土受入量を通知する。 なお、軟泥については、事業者が直接送泥するため、受入調整はしないが、送泥工事を経済的に行うためには、主として軟泥しゅんせつ工事を大規模に行っている東京都港湾局の公害防止汚泥しゅんせつ工事と同時期に発注する必要がある(例年、年度末に施工する工事となる。))。 ○しゅんせつ土調査以降、新規に追加する工事については、しゅんせつ土調

	査事務局と調整を行い、新規追加が可能かどうか確認する。
しゅんせつ土処理の優先順位	○発生抑制 河川や港湾のしゅんせつに当たっては、計画的かつ最小限の施工にとどめ、しゅんせつ土の発生を抑制する。
	○有効利用 ・しゅんせつ土を改良し、護岸根固め材やテラス工事の中詰材等として有効利用を促進する。 ・有効利用に関する技術確立に向けて、試験施工等を積極的に実施していく。
	○埋立処分 発生抑制を徹底し、有効利用を最大限に行った後、現場外に搬出せざるを得ないしゅんせつ土については、新海面処分場に埋立処分する（新海面処分場の基盤整備用材）。
事前調整	○発注部局は、しゅんせつ土調査の前に発生抑制及び現場内利用の採用の可能性について検討し、できる限りこれを実施する。
	○現場外に搬出せざるを得ない場合には、発注部局内部で安定処理等を行った後、工事間利用することや、東京湾内で有効利用が可能かどうか検討する。
	○ほかで有効利用できない場合は、新海面処分場に埋立処分することを検討する。
しゅんせつ土調査（当初調査）	○新海面処分場に埋立処分すべきものと東京湾で有効利用するものについては、原則として、発生場所で判断しているため、調査に当たり発注部局は、湾岸道路北側（河川筋などで有機物が多く、ほかでの有効利用は不可）か、湾岸道路南側（有機物が少なく有効利用可）か、を明らかにし、発生場所の詳細地図を添付の上、土量、土質などを記載した調査様式をしゅんせつ土調査事務局に提出する。 また、調査結果は、砕付送泥船を利用しての送泥工事の予算要求資料として使用されるので、しゅんせつ土調査に当たり発注部局は、できる限り漏れなく調査し回答する。
しゅんせつ土調査（見直し調査）	○原則的に全てを受け入れるため当初調査結果の通知はしないが、しゅんせつ工事の大部分が公共工事であるため、予算確定時期に見直し調査を実施する。発注部局は、当初調査提出資料の変更又は追加工事について、調査様式に必要事項を記載してしゅんせつ土調査事務局に提出する。 また、発注部局は、見直し調査時には、受入調整に必要となる土運船の隻数を計算するための根拠となる土運船の規格や一艘曳きか二艘曳きかなどについての資料をしゅんせつ土調査事務局に提出する。
	○しゅんせつ土調査事務局は、見直し調査結果を基に受入調整を行い、しゅんせつ土受入計画を決定し、発注部局に通知する。発注部局はこれに従い設計・積算を行う。
追加工事	○しゅんせつ土調査時点以降、土量に大きな変更が生じた工事及び工事発注が未定であるためしゅんせつ土調査後に追加発注される工事については、しゅんせつ土受入計画に変更がある旨をしゅんせつ土調査事務局に連絡

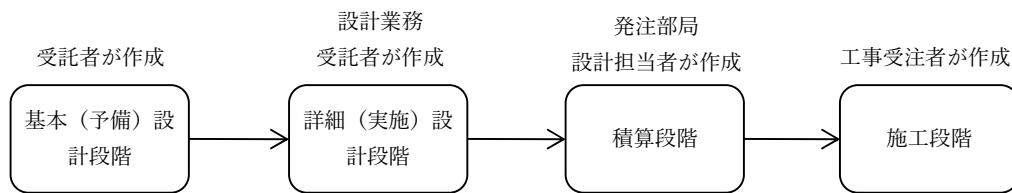
	し、受入調整後、「しゅんせつ土処分予定量調査票」をしゅんせつ土調査事務局に提出する。 しゅんせつ土調査事務局は、土量の変更が大規模な場合には、しゅんせつ土受入計画を変更し、発注部局に通知する。
(参考) 海上工事の申請について	○港湾工事等（河川区域から港湾区域へしゅんせつ土を持ち込む工事を含む。）に伴う水底土砂の処分については、港則法に基づく海上工事の申請を港長（東京海上保安部）に行わなければならない。海上工事の申請は、受注者が行うものであるが、海上工事の発注部局は、事前に港長との協議を行う必要がある。 海上工事の許可は、申請後、おおむね1ヶ月はかかるため、工事工程はこれを踏まえて考慮する必要がある。申請に際しては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく水底土砂の分析試験結果を同時に提出する必要がある、判定基準内でないと許可が得られない。試料の採取・分析等は、「東京港内における水底土砂の調査要領」（東京都港湾局）に基づき行うが、分析試験結果は、申請日から起算して、おおむね6ヶ月以内に採取・分析した試料を基に作成したものでなければならないこととなっている。
事務局	○巻末一覧 No. 3（しゅんせつ土調査事務局）

第3章 リサイクル計画の作成等

第1 リサイクル計画の作成

建設副産物のリサイクルを計画的かつ効率的に実施していくため、基本（予備）設計及び詳細（実施）設計段階、積算段階、施工段階において、建設副産物の発生抑制、現場内利用、工事間利用、再資源化施設の活用、再生建設資材の利用等について、リサイクル計画を作成する。

発注部局は、設計委託標準仕様書又は設計委託特記仕様書等において、発注部局から設計業務を受託する業者（以下、本章では設計業務受託者という。）がリサイクル計画書を作成し提出しなければならないことを明示する。また、工事標準仕様書又は特記仕様書等において、工事を請け負う建設業者又は解体工事業者（以下、本章では工事受注者という。）がリサイクル計画を含めた施工計画書を作成し提出しなければならないことを明示する。（図－3 参照）



図－3 リサイクル計画作成フロー

1 基本（予備）・詳細（実施）設計段階

設計業務受託者は、設計業務の一環として、以下のとおり基本（予備）・詳細設計（実施）設計段階のリサイクル計画を作成する。

基本（予備）設計段階の計画	○設計業務受託者は、「リサイクル計画書（基本（予備）設計段階）」を作成する。
	○リサイクル計画書は下記の要件に該当する場合に作成する。 （要件） ・100m³以上の土砂を搬入する工事 ・50トン以上の碎石を搬入する工事 ・20トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ・100m³以上の土砂（しゅんせつ土を含む）が発生する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物の合計重量が20トン以上発生する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト又はその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事
詳細（実施）設計段階の計画	○設計業務受託者は、基本（予備）設計時のリサイクル計画書の内容を踏まえ、「リサイクル計画書（詳細（実施）設計段階）」を作成する。基本（予備）設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。
	○リサイクル計画書は下記の要件に該当する場合に作成する。 （要件） ・基本（予備）設計段階と同じ
	○設計業務受託者は、建築物の解体工事の場合は、「リサイクル計画書（解体工事用）」を作成する。

2 積算段階

発注部局設計担当者は、設計・積算業務の一環として以下のとおりリサイクル計画を作成する。

積算段階の計画	○発注部局設計担当者は、設計・積算に当たっては、基本（予備）・詳細（実施）設計時のリサイクル計画書を確認するとともに、見直しが必要な場合は、数量等を修正するなどして「リサイクル計画書（積算段階）」を作成する。基本（予備）・詳細（実施）設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。 ○発注部局設計担当者は、建築物の解体工事の場合は、解体工事用のリサイクル計画書を作成するものとし、基本（予備）・詳細（実施）設計時のリサイクル計画書を確認するとともに、見直しが必要な場合は、数量等を修正するなどして「リサイクル計画書（解体工事用）」を作成する。 ○発注部局設計担当者は、下記の要件に該当する工事の起工に当たっては、工事設計書にリサイクル計画書を添付し、建設リサイクルに対する取組内容を明確にする。 （要件） ・100m³以上の土砂を搬入する工事 ・50トン以上の砕石を搬入する工事 ・20トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ・100m³以上の土砂（しゅんせつ土を含む）が発生する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物の合計重量が20トン以上発生する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト又はその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事 ・リサイクル計画書（解体工事用）を作成した工事 ○発注部局設計担当者は、工事設計書ごとに添付したリサイクル計画書の写しについて、1年間（翌年度の4月～3月）保管し、建設リサイクル推進や進行管理等に活用する。 ○発注部局設計担当者は、積算段階において「リサイクル計画書（積算段階）」を作成したとき、以下の要因が生じた場合には、「リサイクル阻害要因説明書（積算段階）」を作成、その原因を明らかにし、以後の対策に活用する。 （要因） ・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を工事現場から直接最終処分せざるを得ない場合 ・建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分せざるを得ない場合 ・建設発生木材を工事現場から直接最終処分する場合及び工事現場から焼却のみ行う中間処理施設に搬出せざるを得ない場合 ・本ガイドラインで、再資源化施設での再資源化又は再生資源の現場での利用を行うこととなっている物品について、焼却又は最終処分を行わざるを得ない場合等
---------	---

	○発注部局設計担当者は、リサイクル阻害要因説明書（積算段階）を作成した場合は、工事設計書にリサイクル計画書とともに添付し、起工に当たって阻害要因を明確にする。
--	---

3 施工段階

工事受注者は、施工計画書の作成に当たり、施工段階におけるリサイクル計画を記載するとともに、関係法令及びガイドラインに基づく書類を添付し、監督員に提出する。

(1) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

工事受注者は、リサイクル計画を含めた施工計画書の作成に当たっては、以下の事項を記載する。

工事概要等	○工事件名、工事場所、現場代理人名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等
建設副産物の種類、リサイクルの方法等	○建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路及びその他
建設副産物の運搬・処理業者	○運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社、施設所在地等
現場での分別	○工事現場における建設副産物の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等
解体工事計画	○建築物の解体工事の場合は、解体工事業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法など

(2) 施工計画書の添付書類

工事受注者は、施工計画書に以下の関係書類を添付する。

再生資源利用計画書	○工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、建設副産物情報交換システム（COBRIS）に必要なデータを入力して再生資源利用計画書を作成し施工計画書に添付する。 （要件：都独自の基準） ・土砂を搬入する工事 ・碎石を搬入する工事 ・加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ○発注部局によって要件が異なる場合がある。その場合、発注者は要件を特記仕様書へ記載する等、受注者に明示する。ただし、下記の要件のいずれかに該当する場合は再生資源利用計画書を作成しなければならない。
-----------	--

	(要件：再生資源省令の基準) ・500m³以上の土砂を搬入する工事 ・500トン以上の砕石を搬入する工事 ・200トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ○再生資源利用計画の作成等については、「第4章 建設副産物の適正処理(法令への対応)＞第2 適正処理の取組＞1 建設副産物全般＞(1)再生資源利用計画(P22)」による。
再生資源利用促進計画書	○工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に必要なデータを入力して再生資源利用促進計画書を作成し施工計画書に添付する。 (要件：都独自の基準) ・建設発生土を搬出する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事 ○発注部局によって要件が異なる場合がある。その場合、発注者は基準を特記仕様書へ記載する等、受注者に明示する。ただし、下記の要件のいずれかに該当する場合は再生資源利用促進計画書を作成しなければならない。 (要件：建設副産物省令の基準) ・500m³以上の土砂を搬出する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を合計200トン以上搬出する工事 ○当初は指定副産物省令の基準に該当していなくても、工事途中で指定副産物省令の基準に該当する場合、省令が規定する取組は遡及適用される。例えば、当初は建設発生土の搬出量が500m³未満でも工事途中で500m³以上となる場合、搬出される全ての建設発生土(500m³以上となる前に搬出された建設発生土を含む)について最終搬出先の記録の作成等を行わなければならない。 ○再生資源利用促進計画の作成等については、「第4章 建設副産物の適正処理(法令への対応)＞第2 適正処理の取組＞1 建設副産物全般＞(2)再生資源利用促進計画(P22)」による。
(建設発生土を搬出する場合のみ)再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	○工事受注者は、建設発生土を搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」(以下「確認結果票」という。)を作成する。作成した確認結果票は、再生資源利用促進計画書と併せて施工計画書に添付する。 ○確認結果票の作成等については、「第4章 建設副産物の適正処理(法令への対応)＞第2 適正処理の取組＞1 建設副産物全般＞(2)再生資源利用促進計画(P22)」による。
「建設発生土搬出の	○工事受注者は、下記の要件に該当する場合、「建設発生土搬出のお知

お知らせ」の提出	らせ」（様式集参照）を作成し、受入地の所在する区市町村の「建設発生土搬出のお知らせ」受理窓口に提出し、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。 （要件） ・建設発生土を100m³以上搬出する工事 （その他の条件） ・都内の区市町村の受理窓口は巻末資料に掲載する。都外の搬出先の場合は、工事受注者が当該搬出先の所在する市町村に問い合わせ確認する。 ・搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合には、その定めに従い必要な手続を行う。 ○関連事項：第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）＞第2 適正処理の取組＞3 建設発生土＞（2）建設発生土搬出のお知らせ（P31）
----------	--

※再生資源利用〔促進〕計画書の作成に当たっては、別途作成の「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の手引き」を参考にし、適正な計画書の作成に努める。

第2 工事完了段階に提出する書類

工事受注者は、再資源化等の完了段階又は工事完了段階には、以下の資料を監督員に提出する。詳細は「第7章 建設リサイクル実施状況の把握等＞第1 再生資源の利用（促進）状況等の報告＞1 再生資源の利用（促進）状況（P87）」に記載する。

表－2 工事完了段階に提出する書類

①再生資源利用実施書
②再生資源利用促進実施書
③リサイクル阻害要因説明書

第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）

本章では、主に建設副産物の取扱いに関する法令等の規定を記載する。
都が独自に定める建設副産物の取扱い等については次章に記載する。

第1 基本的事項

建設副産物は、以下に示す関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再生利用するとともに、その処理に当たっては適正処理に努める。

表－3 関係法令、要綱及び指針等の例

・建設リサイクル法 ・「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成15年7月1日15都市政広第231号都市計画局長決定） ・建設業法（昭和24年法律第100号） ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。） ・建設廃棄物処理指針（平成22年3月30日環産廃第110329004号「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」） ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号、以下「資源有効利用促進法」という。）
--

1 建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂（いわゆる建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材のほか、建設泥土、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。

これらは、廃棄物処理法により、「廃棄物」として定義されるもの、原材料として利用可能なものに分けられる。また、廃棄物として定義されるが原材料として利用可能性があるものとしては、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が、再生資源としてそのまま原材料となるものとしては、建設発生土や金属くずなどがある。

2 建設廃棄物の定義

建設廃棄物とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物（ごみ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。）に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

産業廃棄物は、廃棄物処理法第2条第4項第1号で、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とされ、さらに廃棄物処理法施行令第2条で14品目が指定されている。

第2 適正処理の取組

1 建設副産物全般

資源有効利用促進法の規定に基づく再生資源省令及び指定副産物省令において、建設工事業業者は、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、再生資源の利用を行うものとされ、再生資源の原則利用が定められている。一定規模以上の建設資材を搬入する建設工事を施工する場合に

においては、あらかじめ再生資源利用計画を作成等しなければならない。

また、指定副産物省令において、建設工事業業者は、指定副産物に係る再生資源の利用の促進を原則とし、一定規模以上の指定副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成等しなければならない。

(1)再生資源利用計画

①適用	・本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2)施工計画書の添付書類(P18)」の再生資源利用計画書と同様である。 ・下記②～⑥は、令和5年5月26日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用される。
②作成	・受注者は、上記の適用要件に該当する場合は、再生資源利用計画書（実施書）を作成する。 ・受注者は、再生資源利用計画書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その変更内容を発注者に速やかに報告する。
③提出と説明	・受注者は、再生資源利用計画書を作成後速やかに、発注者に提出するとともに、その内容を説明する。
④掲示	・受注者は、工事現場において再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に、書面やデジタルサイネージ等により掲示し、インターネットにより公表するようにも努める。
⑤報告	・受注者は、工事完成後速やかに再生資源利用計画実施書を発注者に報告する。
⑥保存	・受注者は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、工事の完成後5年間保存する。

(2)再生資源利用促進計画

①適用	・本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2)施工計画書の添付書類(P19)」の再生資源利用促進計画書と同様である。 ・下記②～⑦は、令和5年5月26日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用される。
②作成	・受注者は、上記の適用要件に該当する場合は、再生資源利用促進計画書（実施書）を作成する。 ・受注者は、建設発生土を搬出する場合、土砂の搬出に係る土壤汚染対策法等の手続や、建設発生土の搬出先が適正であることを確認した上で再生資源利用促進計画書を作成する。さらに、確認した結果を記載した「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（以下「確認結果票」という。）」を作成する。 ・確認結果票の様式、記載例及び解説は、国土交通省ホームページからダウンロードする。 (https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)

・受注者は、再生資源利用促進計画書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その変更内容を発注者に速やかに報告する。
③提出と説明
・受注者は、再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む、以下同じ。）を作成後速やかに、発注者に提出するとともにその内容を説明する。
④通知
・受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書を通知する。
⑤掲示
・受注者は、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に、書面やデジタルサイネージ等により掲示し、インターネットにより公表するように努める。
⑥報告
・受注者は、工事完成後速やかに再生資源利用促進計画実施書を発注者に報告する。
⑦保存
・受注者は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、工事の完成日から5年を経過する日まで保存する。

2 建設廃棄物

都関連工事から発生する建設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、適正に収集運搬及び処分を行う必要がある。ここでは注意すべき点をいくつか示すが、実際の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物処理法及び建設廃棄物処理指針、建設業法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき適正に行わなければならない。

また、廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正な収集運搬及び処分の詳細については、東京都環境局が発行している手引類を参照するとよい。

- ・「建設廃棄物を適正に処理するために」（東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）
- ・「産業廃棄物の適正処理ハンドブック」（東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）
- ・「産業廃棄物適正処理ガイドブック」（東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）

（問合せ先）巻末一覧 No. 4

（販売所）巻末一覧 No. 5

（1）建設廃棄物の保管

①廃棄物処理法に基づく保管
○建設廃棄物を工事現場内に保管する場合は、廃棄物処理法第12条第2項の規定に従い適正に保管する必要がある。
②保管の場所
○周囲に囲いが設けられていること。
○見やすい場所に、掲示板が設けられていること。 （掲示内容）
・産業廃棄物の保管の場所である旨（特別管理産業廃棄物である場合は、特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨）
・保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨明示すること）

・保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先 ・屋外で建設廃棄物容器を用いずに山積み保管する場合は、最大保管高・最大保管量
③保管の場所における措置
○汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するため、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆う
○屋外で容器を用いずに建設廃棄物を保管する場合は、高さ制限、斜面制限を守る。
○その他、建設廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発生しないような措置を講じる。
④害虫対策
○保管場所にネズミの生息や、はえや蚊などの害虫が発生しないようにする
⑤石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る措置
○保管の場所には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じる。
○覆いを設けること、梱包すること等の飛散防止のために必要な措置を講じる。
⑥事業場外保管場所の届出
○建設廃棄物の排出事業者（元請業者）が工事現場以外に 300m ² 以上の建設廃棄物の保管場所を設ける場合には、都に届出が必要になる。

注）工事現場とは別の場所で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準に規定する保管基準に従い、適正に保管する必要がある。

（2）建設廃棄物の自己処理

産業廃棄物である建設廃棄物の運搬及び処分に当たっては、「自己処理」により行う場合と「委託処理」により行う場合とがある。自己運搬及び自己処分を行う場合には、廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準に従い、以下の方法により適正に行う必要がある。

①自己運搬
○受注者（元請業者）が自己運搬する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であるが、以下の点について注意が必要である。 ・自己運搬できるのは、元請業者だけであり、下請負人に自己運搬させることはできない。 ・建設廃棄物が飛散・流出しないよう注意する。 ・悪臭・騒音・振動によって生活環境を悪化させないように、必要な措置を講じる。 ・石綿含有産業廃棄物の運搬は、破碎することがないような方法により、かつ、その他の物と区分して行う。
②自己処分
○受注者（元請業者）が自己処分する場合には、産業廃棄物処分業の許可は不要であるが、以下の点について注意が必要である。 ・都関連工事においては、自己処分は、設計図書において条件明示がされ、自ら利用又は個別指定による工事間利用等を行うことが契約条件となっている場合に限定する。 ・自己処分を行うための施設を設置する場合において、廃棄物処理法第15条に規定された施設を設置する場合は、知事の許可が必要である。

（3）建設廃棄物の委託処理

建設廃棄物を自己運搬又は自己処分しないで他人に委託する場合には、廃棄物処理法第12条第5

項、第6項及び第7項の規定に従い、収集運搬業又は処分業の許可を受けた業者等に委託する。

①委託の基準 ○受注者は、収集運搬を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第5項に従い、産業廃棄物収集運搬業者又はその他環境省令で定める者に委託する。 ○受注者は、処分を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第5項に従い、産業廃棄物処分業者又はその他環境省令で定める者に委託する。 ○受注者は、建設廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法第12条第6項に規定された基準に従う。 (委託の基準) ・収集運搬にあつては、収集運搬の許可を有し、委託する建設廃棄物はその許可品目の中に含まれていること。 ・処分にあつては、処分の許可を有し、委託する建設廃棄物はその許可品目の中に含まれていること。 ・廃棄物処理法で定められた内容の書面により契約すること。 ○受注者は、委託処理する場合は、廃棄物処理法第12条第7項に基づき、当該建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から再資源化又は最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める。
②委託契約書の記載事項 ○運搬のみを委託する場合は、下記の「共通の記載事項」及び「運搬の記載事項」を、処分のみを委託する場合は、「共通の記載事項」及び「処分の記載事項」を、運搬及び処分を委託する場合は、「共通の記載事項」、「運搬の記載事項」及び「処分の記載事項」を記載する。 ○共通の記載事項 ・他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者で、委託する産業廃棄物が事業の範囲に含まれているものであることを証する書面（許可証、認定書、指定証、再生事業者登録証明書などの写し）の添付 ・産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿 ・委託契約の有効期間 ・委託者が受託者に支払う料金 ・受託者の事業範囲（許可業者の場合） ・産業廃棄物の性状に関する事項 ・ほかの産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨 ・その他産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項 ・委託契約の有効期間中に産業廃棄物の性状、荷姿、性状の変化に関する情報に変更があった場合のその情報の伝達方法に関する事項 ・受託業務終了時の委託者への報告に関する事項 ・契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項 ○運搬の記載事項 ・運搬の最終目的地の所在地 ・積替又は保管を行う場所の所在地※ ・積替又は保管できる産業廃棄物の種類※ ・積替のための保管上限※

・積替又は保管をする場所において安定型産業廃棄物とほかの廃棄物を混合することの許否等に関する事項※ ※保管積替の許可を持っている収集運搬業者に限る
○処分の記載事項 ・処分又は再生の場所の所在地 ・処分又は再生の方法 ・処分又は再生の処理能力 ・最終処分の場所の所在地 ・最終処分方法 ・最終処分の処理能力
③委託契約書の詳細等
○委託契約書の様式、記載方法、記入例等については建設業団体等が発行している手引類を参照するとよい。 （手引類の例） ・「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」（建設九団体建設副産物対策協議会） 販売所：巻末一覧 No. 6
○東京都環境局のホームページにおいても「モデル契約書」が掲載されている。
④収集運搬業者及び処分業者の選択
○収集運搬業者は以下の方法により探すことができる。出発地と到着地両方の都道府県又は政令指定都市、中核市等の許可が必要なので注意を要する。 （東京都許可業者） ・東京都環境局のホームページ「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」に掲載されている。（https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx） ・業界団体に問合せが可能。（問合せ先）巻末一覧 No. 7
（ほかの道府県等による許可業者） （問合せ先）巻末一覧 No. 8 ・ほかの道府県等によっては、ホームページ等で調べることができるところもある。
○東京都が進める「第三者評価制度」で認定された優良認定事業者（産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル）をできる限り選定する。 （優良認定事業者） ・最新の情報は、都のホームページ又は評価機関である（公財）東京都環境公社のホームページを参照のこと。 （都） https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/ （公社） https://www.tokyokankyo.jp/apply/certification/
⑤産業廃棄物管理票（マニフェスト）
建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託処理する場合には、廃棄物処理法第12条の3の規定に基づき、受注者は産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付する。
○一次マニフェストと二次マニフェスト ・一次マニフェスト 受注者（排出事業者）が交付するマニフェスト

・二次マニフェスト 中間処理業者が交付するマニフェスト
○マニフェストの留意点 ・マニフェストは、建設廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに作成し、建設廃棄物を受託者に引き渡す際に交付する。 ・マニフェストの写し（B2、D、E票）は、送付を受けた日から5年間保存する。控え（A票）についても、写しと内容を照合確認した上で、一緒に保存する。 ・マニフェスト交付者は、①交付の日から90日（特別管理産業廃棄物については60日）以内に運搬終了票、処分終了票の送付を受けないとき、②180日以内に最終処分終了票の送付を受けないとき、③規定事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは、速やかに委託した建設廃棄物の運搬・処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずる。また、30日以内に知事へ措置内容等報告書を提出する。
○マニフェストの記載事項（排出事業者）：マニフェストの控え（排出事業者用） ・建設廃棄物の種類及び数量 ・運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所 ・マニフェストの交付年月日及び交付番号 ・氏名又は名称及び住所 ・建設廃棄物を排出した事業場（工事）の名称及び所在地 ・マニフェストの交付を担当した者の氏名 ・運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が建設廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地 ・建設廃棄物の荷姿 ・最終処分を行う場所の所在地 ・中間処理業者（処分の委託者が紙マニフェスト使用者である場合）にあつては、交付又は回付されたマニフェストを交付した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号 ・中間処理業者（処分の委託者が電子マニフェスト使用者である場合に限る。）にあつては、処分委託者の氏名又は名称及び登録番号 ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量
○マニフェストの記載事項（収集運搬受託者）：運搬終了票 ・氏名又は名称 ・運搬を担当した者の氏名 ・運搬を終了した年月日 ・積替え又は保管の場所において受託した建設廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量
○マニフェストの記載事項（処分受託者）：処分業者の保存票又は最終処分終了票（処分が中間処理の場合） ・氏名又は名称 ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日 （処分が最終処分の場合） ・氏名又は名称

・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日 ・最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨（中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された二次マニフェストの写しの送付を受けた場合には、これを基に一次マニフェストの最終処分票に下記の事項を記載する。） ・最終処分が終了した旨 ・最終処分を行った場所の所在地 ・最終処分が終了した年月日
⑥マニフェストの詳細等
○マニフェストは、環境省令（廃棄物処理法施行規則第8条の21第2項）により様式が定められている。
○環境省令に準じたものとして、国と直接調整済みのマニフェストが発行されており、当該工事における運搬・処理形態に適合するものを選択するとよい。 （市販のマニフェスト及び手引類の例） ・建設六団体副産物対策協議会のマニフェスト 「建設系廃棄物マニフェスト」 「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」 販売所：巻末一覧 No. 9 ・公益社団法人全国産業資源循環連合会 「建設廃棄物用マニフェスト」 「産業廃棄物用マニフェスト」 「一目でわかるマニフェストの書き方」（CD-ROM） 「産業廃棄物適正処理実務のポイント」 「マニフェストシステムがよくわかる本」 販売所：巻末一覧 No. 10
○電子マニフェストの利用促進 ・従来の（紙）マニフェストに対し、電子マニフェストは、情報管理の合理化や産業廃棄物の取扱いの透明性などにメリットがあることから、電子マニフェストの利用を促進する。 ・電子マニフェストとは、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（以下「情報処理センター」という。）と排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを監理するしくみ（廃棄物処理法第12条の5）。
○電子マニフェストの特徴 ・マニフェスト情報を情報処理センターが管理・保管するため、マニフェストの保存が不要となる。 ・パソコンで廃棄物処理の状況を確認できる。 ・マニフェストの記載漏れがなくなる。 ・処理終了確認期限が近づくと自動的に通知される。 ※利用する場合、排出事業者、収集運搬事業者及び処分業者が全て情報処理センターに加入する必要がある。 情報処理センター：巻末一覧 No. 11

⑦マニフェストによる適正処理完了報告
○マニフェストの提示 ・受注者は、マニフェスト（収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合は、A、B2、D、E票。2社の場合はB1票も必要。写しでもよい。電子マニフェストを含む）を監督員に提示する。 ○集計表の提出 ・受注者は、受注者が発行した、マニフェストの枚数、現場から中間処理施設に搬出した廃棄物の数量及び運搬日が把握できるように集計表を作成し監督員に提出する。
⑧マニフェストの処理フローの例（収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合）
The diagram illustrates the flow of manifests between four parties: 排出事業者 (Discharge Business), 収集運搬業者 (Collection/Transport Business), 中間処理業者 (Intermediate Processing Business), and 最終処分・再生業者 (Final Disposal/Recycling Business). The process is divided into 一次マニフェスト (Primary Manifests) and 二次マニフェスト (Secondary Manifests). Primary manifests flow from Discharge to Collection/Transport, then to Intermediate Processing. Secondary manifests flow from Intermediate Processing to Collection/Transport, and finally to Final Disposal/Recycling. Specific manifest types (A, B1, B2, C1, C2, D, E) are tracked at each stage.
⑨マニフェスト交付状況報告
○マニフェスト交付者は、マニフェストの交付状況を、毎年（6月30日までに）現場（廃棄物の排出場所）を管轄する都道府県知事又は政令市長に報告しなければならない（廃棄物処理法第12条の3第7項）。 ・報告様式は、環境省令（廃棄物処理法施行規則第8条の27）で規定されており、年間で委託した産業廃棄物の種類、数量、マニフェストの枚数、委託した処理業者に係る事項、運搬先・処分場所を記載することになっている。 ○電子マニフェストを利用した処理委託分については、情報処理センターから都道府県知事及び政令市長にマニフェスト情報が報告されるので、マニフェスト交付者から都道府県知事又は政令市長への報告は、不要となる（廃棄物処理法第12条の5第1項、第8項）。

（4）産業廃棄物運搬車両の表示及び書面携帯

産業廃棄物を収集又は運搬するときには、運搬車の車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え付けておくことが義務付けられている。

なお、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者だけでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する事業者も義務付けの対象となる。

（表示の方法）

- ・運搬車の車体の両側面に、鮮明に表示する。
- ・識別しやすい色の文字で表示する。
- ・文字の大きさ（以下を参照）

車体に表示する内容および備え付ける書面（施行規則第7条の2の2）		
	事業者（自ら運搬する場合）	産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
車体へ表示する内容	①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ②排出事業者の氏名又は名称	①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ②許可業者の氏名又は名称 ③統一許可番号（下6けた）
備え付ける書面	○以下の内容を記載した書面 ・氏名又は名称及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ・積載日 ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	①産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ②産業廃棄物管理票（マニフェスト） ・なお、電子マニフェストを使用する場合には、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報 ③以下の内容を記載した書面 ・運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・委託者の氏名又は名称 ・積載日 ・積載した事業場の名称、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、連絡先
表示例	産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記 140ポイント以上の大きさの文字 ※ 4.9cm以上 産業廃棄物収集運搬車 3.2cm以上 氏名又は名称 事業者（許可業者）の氏名又は名称（許可業者の場合は許可証記載のもの） 90ポイント以上の大きさの文字 ※ 3.2cm以上 許可番号 第123456 許可業者の場合のみ記載 統一許可番号（下6けた） 90ポイント以上の大きさの数字 ※ ※JIS Z 8305で規定されている大きさ（1ポイント＝0.3514mm）を1mm単位で四捨五入した数値 （表示方法に関する注意事項） ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示する。 ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。 ・やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用する。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにする。 ・文字、数字には、車体やステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いる。また、	

	風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにする。汚れ等が付着した場合は、直ちにに取り除く。
--	---

(5)その他の処理完了報告

マニフェストを交付する必要がある場合における適正処理の確認については、以下のとおり行う。

①「リサイクル伝票」による確認	
・受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目については、工事完了時に搬出数量を確認するため「リサイクル伝票」を監督員に提示する。	
・その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるものなどによる。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）	
②「リサイクル証明書」による確認	
・受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として利用する場合や高炉還元等を行う場合であって、法的なマニフェストの交付が不要な施設で再生を行うときは、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい。）を監督員に提示する。	

3 建設発生土

(1)土砂の埋立等の関係法令等の遵守

受注者は、土砂の採取、埋立、盛土等の行為を伴う場合においては、土砂の採取、埋立、盛土等を規制する法令や都・区市町村が制定する条例等を遵守し、必要な手続や措置を行う必要がある。また、土砂の受入事業者等に持ち込み建設資材等に活用する場合も同様に関係法令を遵守する必要がある。

なお、関係法令や条例は重複して適用される場合があるので、こうした場合には全ての関係法令や条例に基づく必要な手続や措置を行う必要がある。（巻末資料の「土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令一覧」及び「問合せ先一覧（土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令所管行政庁）」を参照。）

(2)建設発生土搬出のお知らせ

○平成10年1月27日付建関技調第8号関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会幹事長関東地方建設局企画部長依頼「建設発生土の搬出への情報提供について」に基づき、受注者は、本工事から建設発生土を搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。また、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付しなければならない。
○要件等は以下のとおりとなっている。 （要件） ・対象は建設発生土を100m ³ 以上搬出する工事とする。 （その他の条件） ・提出先は、都内の区市町村については、建設発生土対策部会事務局が調査の上で作成する資料（巻末資料参照）による。民間受入地の場合、受注者が当該民間受入地の所在する市町村に問い合わせるものとする。 ・搬出先の都県又は区市町村に建設発生土に関する条例等が制定されている場合は、その定めに従い必要な手続を行う。

(3)受領書による管理

①適用 ・本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2)施工計画書の添付書類(P18)」の再生資源利用（促進）計画書と同様である。 ・令和5年5月26日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用する。
②建設発生土を搬出する場合 ・受注者は、建設発生土を搬出した場合、搬出先の管理者に対して、次の事項を記載した受領書の交付を求める。受領書の交付を受けたときは、記載事項が再生資源利用促進計画と一致することを確認する。 (記載事項) ・搬出先の名称及び所在地 ・搬出先の管理者の商号、名称又は氏名 ・搬出元の工事名称及び所在地 ・搬出量（地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記） ・利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別） ・搬出先への搬出が完了した日 ・国登録ストックヤードに建設発生土を搬出した場合、ストックヤード運営事業者登録規程に基づき、搬出先の国登録ストックヤードから受領書が交付される。 ・搬出先から受領書の交付が得られない場合、受注者は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要である。なお、受領書が交付される搬出先を選定することも重要である。 ・受注者は、受領書又は受領書の写しを工事完成日から5年を経過する日まで保存する。
③土材料を搬入する場合 ・受注者は、建設発生土を搬入したときは、搬入元の管理者に対して、次の事項を記載した受領書を交付する。 (記載事項) ・搬入した工事名称及び所在地 ・搬入した工事の受注者の商号、名称又は氏名 ・搬入元の名称（搬入元が建設工事の場合は、建設工事の名称）及び所在地 ・搬入量（地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記） ・利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別） ・搬入が完了した日
④利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別） ・盛土利用等：土砂等を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合 ・一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場合

(4)最終搬出先の記録の作成、保存

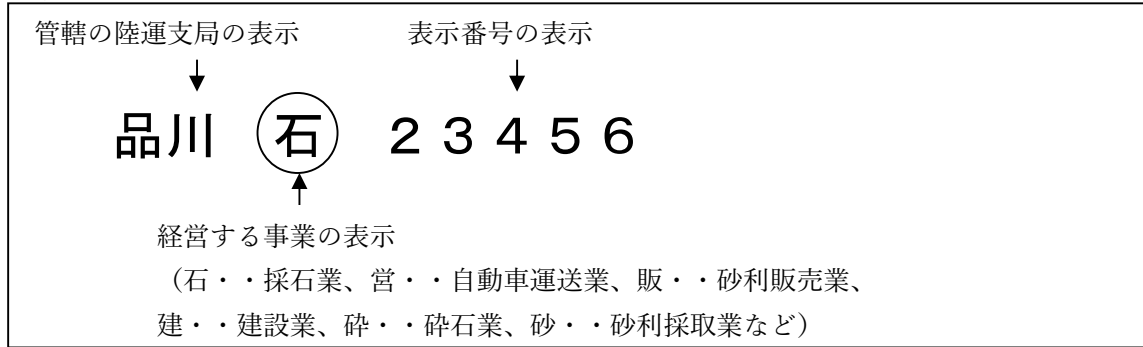
①適用 ・本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2)施工計画書の添付書類(P19)」の再生資源利用促進計画書と同様である。

・受注者は再生資源利用促進計画を作成し、かつ次の各号のいずれかに該当する搬出先<u>以外</u>に建設発生土を搬出する場合、最終搬出先の記録を作成する。 （最終搬出先の記録の作成及び保存が不要となる搬出先） 1 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） 2 他の建設現場で利用する場合 3 スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたStockヤード 4 最終搬出先 ・令和6年6月1日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用される。
②最終搬出先の記録の作成及び保存 ・受注者は、自工事から搬出した建設発生土が搬出先（上記の各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ再搬出されたときは、速やかに「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」を作成する。 ・建設発生土が更に他の搬出先へ再搬出されたときも、同様である。 ・当該書面は工事完成日から5年を経過する日まで保存する。 ・再搬出先における建設発生土の利用種別（盛土利用等又は一時堆積）が盛土利用等の場合、受注者はその後の建設発生土の搬出を追跡しなくてよい。 ・再搬出先における建設発生土の利用種別が一時堆積の場合、受注者は更にその先の建設発生土の再搬出を追跡しなければならない。 ・「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」は、書面の作成に代えて電子データでの作成及び保存が可能である。 ・他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」の作成に代えることもできる。
③様式及び記載例 ・「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」の様式及び記載例は国土交通省ホームページからダウンロードする。（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html）
④監督職員への提出 ・受注者は工期内に自工事から搬出した建設発生土全てが盛土等利用されたことを確認し、速やかに「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」を監督職員に提出する。 ・工期内に最終搬出先の記録の作成が実施できない場合、最終搬出先の記録が作成されるまでの期間の目安等、時期を監督員と協議して決定し、最終搬出先の記録が作成でき次第、発注者へ提出する。

(5)土砂等を運搬する車両の表示

土砂等（土、砂利、碎石等）を運搬する大型自動車を使用する者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を大型自動車の荷台の両側面と後面に見やすいように表示しなければならない（「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（ダンプ規制法）第3条、第4条）。

表示例



(6)自然破壊行為への提供禁止

○建設発生土は貴重な建設資材であることから、国土づくり、国土保全、自然再生及び都市づくりなどに有効に活用されなければならない。このため、都関連工事から発生する建設発生土はこれらの事業に活用するものとし、里山や谷戸などを埋め立てるもの、跡地の利用計画が不明確又はしないような受入地には搬出ししないものとする。

(7)残土条例等について

○土砂の埋立等の規制に関する法律を所管する行政庁、区市町村で条例等を制定している行政庁は、これらの関係法令に基づき建設発生土の取扱いに関して適切に行政指導等を行っていく。

4 汚染土壤

(1) 土壤汚染対策法及び環境確保条例（土壤汚染対策制度）の概要（平成31年4月1日改正後の規定によるもの）

ア 土壤汚染対策法

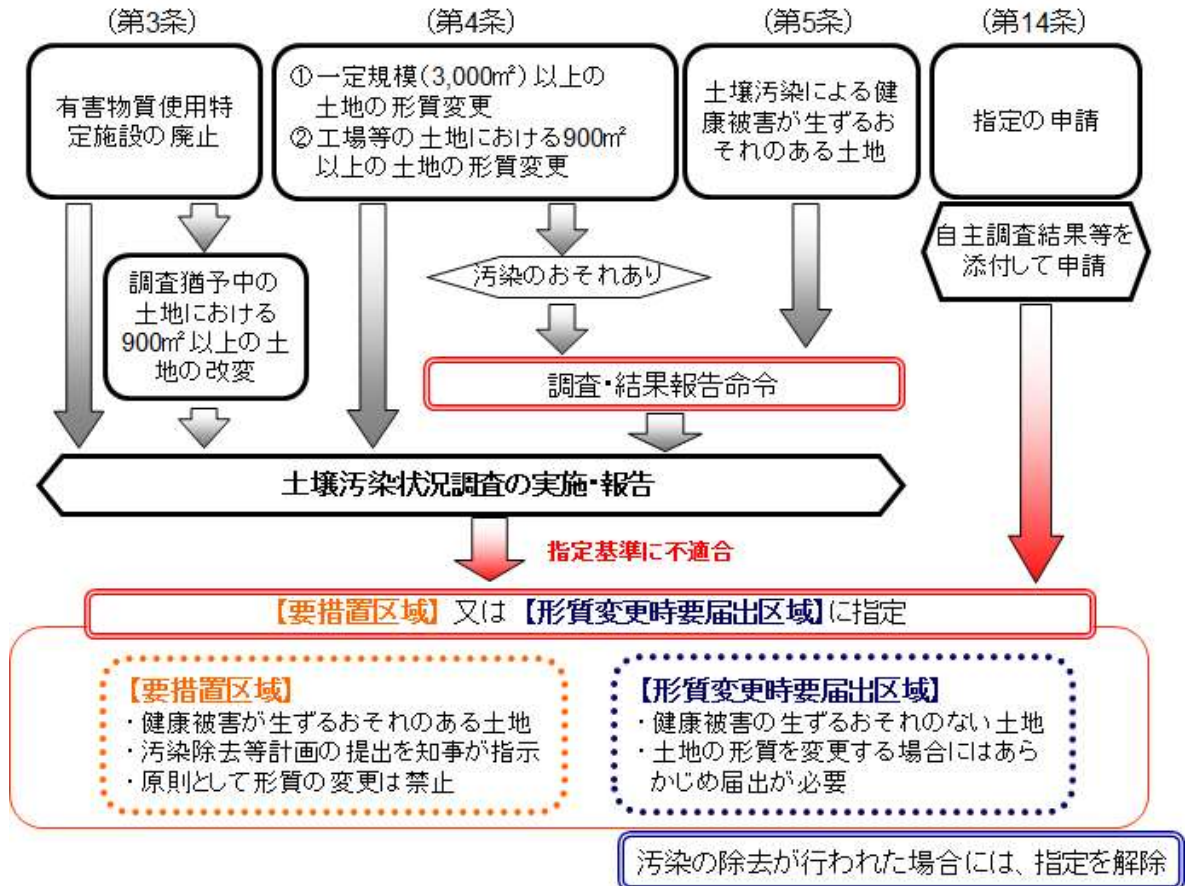


図-4 土壤汚染対策法のフロー

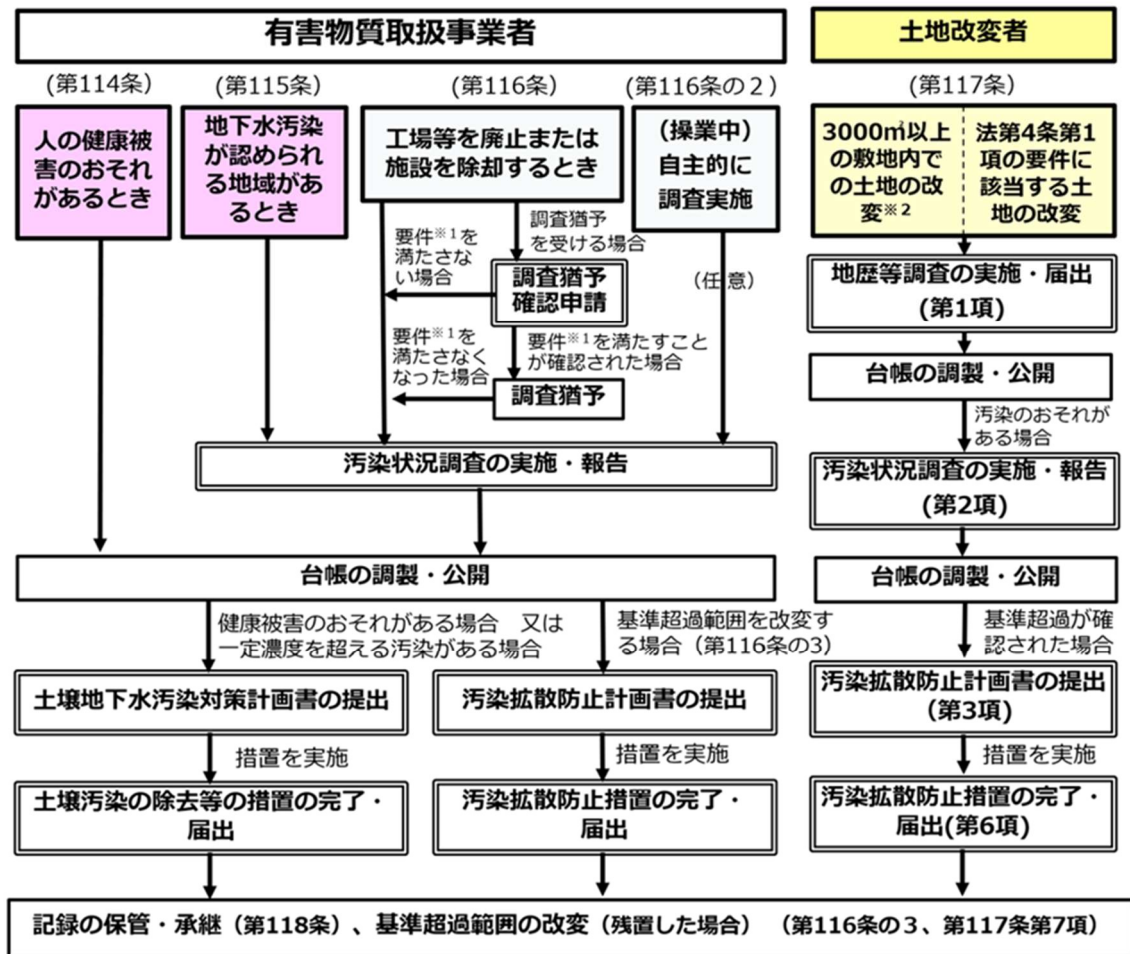
(1) 有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査（法第3条） ○使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、土地利用の方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときを除く。 ○土地の所有者等は、上記の確認を受けた土地について一定規模（900m²）以上の土地の形質の変更を行う際は、あらかじめ届け出なければならず、届出を受けた知事は、土地の所有者等に対して、当該土地の土壤汚染の状況を指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命じる。
(2) 土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条） ○土地の一定規模（3,000m²以上。ただし、有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地の場合は、900m²以上。以下同じ。）の形質の変更をしようとする者は、形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所その他を届け出なければならない。 ○このとき、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、形質の変更の届出に併せて、当該土地の土壤汚染の状況についての調査結果を提出することができる。

(3) 調査命令（法第4条、第5条）	
○知事は、土壤汚染のおそれがあると認められる土地の形質の変更が行われるとき、又は土壤汚染により人の健康被害が生じるおそれがある土地があると認めるときは、当該土地の土壤汚染の状況について、当該土地の所有者等に対して調査を命じることができる。	
(4) 区域の指定（法第6条、第11条）と台帳の調製（法第15条）	
○知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の汚染状態が指定基準に適合しない土地については、その区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定・公示するとともに、当該区域について、その所在地、土壤汚染の状況等を記載した台帳を調製し、閲覧に供する。	
(5) 汚染の除去等の措置（法第7条）	
○知事は、要措置区域において、土壤汚染による人の健康被害を防止するため必要な限度において要措置区域内の土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置に係る計画を作成し提出することを指示する。	
(6) 土地の形質の変更の届出（法第12条）	
○形質変更時要届出区域内において、土地の形質を変更しようとする者は、形質の変更に着手する14日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。	
(7) 指定の申請（法第14条）	
○土地の所有者等は、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、知事に当該土地の区域について指定をすることを申請することができる。	
(8) 汚染土壤搬出時の届出（法第16条）と管理票（法第20条）	
○措置を命じられた土地所有者等や汚染原因者、土地の形質を変更しようとする者が、要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壤を搬出する場合には、搬出に着手する14日前までに、汚染状態、体積、運搬方法、処理施設の所在地、その他の事項を知事に届け出なければならない。また、運搬又は処理を他人に委託する場合には環境省令で定める事項を記入した「管理票」を受託者に交付し、「管理票」の写しの送付を受けて当該運搬又は処理が終了したことを確認しなければならない。	

イ 環境確保条例（土壤汚染対策制度）

(1) 規制対象となる事業者	
○有害物質取扱事業者	条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取扱い、又は取扱ったもの
○土地改変者	3,000m ² 以上の敷地内において土地の切り盛り、掘削等土地の改変を行う者
○汚染地改変者	条例に基づき土壤汚染が確認され、残置されている土地の改変を行う者
(2) 調査契機となる行為	
○有害物質取扱事業者	・地域内で地下水の汚染が認められるとき（条例第115条） ・工場若しくは指定作業場を廃止したとき、又は施設を除却しようとするとき（条例第116条）

○土地改変者（条例第117条） ・3,000m²以上の敷地内において土地の改変を行うとき ※通常の管理行為又は軽易な行為、300m²未満の規模の改変、非常災害時の応急措置について、適用除外となる場合あり ・法第4条の届出を行うとき
(3) 土壤汚染状況調査 ○規制対象となる事業者は、対象敷地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用、排出の状況を踏まえ、土壤及び地下水の汚染状況の調査を行う。
(4) 計画の策定及び対策の実施 ○有害物質取扱事業者が生じさせた土壤汚染により、健康被害のおそれ又は周辺への地下水汚染の拡大のおそれがある場合、当該事業者に対し、土壤汚染の除去等の措置に係る計画（土壤地下水汚染対策計画書）の作成、提出の指示がなされる。 ○それ以外の土壤汚染の場合、汚染地を改変するときに、汚染の拡散防止の措置に係る計画を作成し、提出しなければならない。 ○土壤汚染の除去等の措置又は汚染の拡散防止の措置は、土壤汚染調査の結果を踏まえ、対策を行う区域を設定し、掘削除去、原位置封じ込めなどの手法により実施する。また、施行の基準、汚染土壤の処理・運搬の基準を遵守する。
(5) 「東京都土壤汚染対策指針」 ○「東京都土壤汚染対策指針」とは、環境確保条例第113条の規定に基づき、有害物質取扱事業者等の敷地及び土地改変者が土地の改変を行う土地の土壤汚染の調査及び対策に係る方法等を定めたものである。 ○土壤汚染対策法の施行以降、法と条例により土壤汚染対策を一体的に運用するため、指針を改正し、調査や対策の方法等を法との整合を図るほか、法の方法により調査や対策を行う場合の特例等を定めている。



《※1 調査猶予の要件(環境確保条例第116条第1項)》

次の①かつ②に該当すること(同条例施行規則第56条第5項)。

- ① 次のアからウまでのいずれかに該当すること(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない。)
- ア 引き続き工場等廃止者が事業に使用する土地
 - イ 小規模な事業場で住居と同一又は近接しており、工場等廃止者が引き続き居住する土地
 - ウ 現に事業又は居住に使用されており、舗装等により人が直接触れることがない状況の土地
- ② 土壌・地下水の採取に当たり、建物の損壊が必要で事業又は居住に著しい支障が生じるとき(当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある。)

《※2 土地の改変(環境確保条例第117条第1項及び同条例施行規則57条第2項第1号)》

土地の形質の変更(建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。)並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

● 通常の管理行為又は軽易な行為

- (1) 敷地内の水道管、下水道管等の新設、改修及び増設
- (2) 用水又は排水施設の設置
- (3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削
- (4) 既存道路の補修(新設又は拡幅を伴うものを除く。)
- (5) その他土壌汚染の拡散のおそれがなく(1)～(4)に類する行為

● 改変面積 300 ㎡未満の行為(汚染があることが確実な土地は除く。)

● 非常災害のために必要な応急措置

図－5 条例の土壌汚染対策に係るフロー

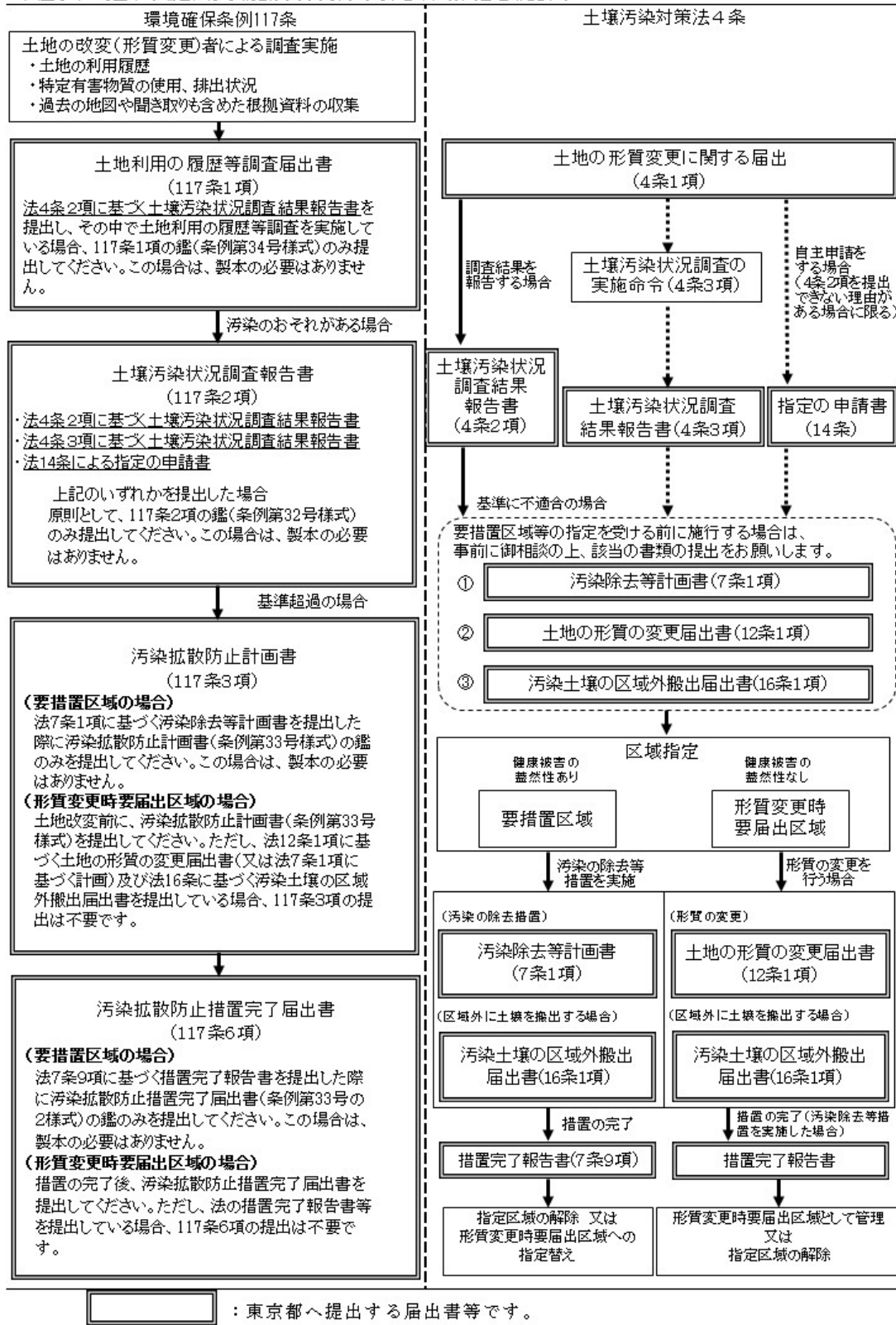
ウ 土地改変時における環境確保条例及び土壌汚染対策法の手続の関係

環境確保条例と土壌汚染対策法がともに適用される場合、環境確保条例のみが適用される場合があるので注意を要する。詳細は「土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」（東京都環境局）の最新版を参照のこと。

	条例第117条	法第4条
対象者	○土地改変者	○第4条第1項の届出（＋自主調査の結果）・・土地の形質の変更を行う者 ○第4条第3項の調査・・土地所有者等
契機	次のいずれかの行為を行うとき ①3,000m ² 以上の敷地内において土地の改変を行うとき ②法第4条の届出を行うとき	○土地の一定規模（3,000m ² ）以上の形質の変更をしようとするとき ※敷地面積ではなく、形質変更する部分の面積の合計が3,000m ² 以上 ※届出契機の判断については、 ・環境省ホームページ「土壌汚染対策法に関するQ&A」を参照のこと。

■法第4条案件の条例第117条の手続の流れ（提出先が法・条例共に東京都の場合※）

- 法第4条対象案件は全て条例第117条の対象となります
 ・土地の形質の変更面積だけで3000㎡以上
 ・現に特定有害物質が使用されている工場等の敷地にあつては900㎡以上の土地の形質の変更
 ※八王子市・町田市の場合には手続きが異なりますので、各市にお問合せください。



図－6 条例第117条と法第4条の届出フロー

（「土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」より）

(2) 土壌汚染状況調査及び対策の実施（平成31年4月1日改正後の規定による）

ア 汚染土壌の定義

土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく調査により、当該土地の土壌が基準不適合となった場合は、法令に基づき、当該土地の土壌汚染による人の健康への被害を防止するための対策及び汚染の拡散を防止するための対策が必要となる。

なお、自主的な調査により基準不適合土壌の存在が確認された場合についても、法令に準じて対策を実施することが望ましい。この場合、土壌汚染対策法第14条の規定による区域指定の申請を行い、法に基づく対策を実施することも出来る。

表－4 指定基準（土壌汚染対策法施行規則）

分類	特定有害物質の種類	指定基準		
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種	四塩化炭素	0.002 以下	－	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	－	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	－	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	－	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	－	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	－	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	－	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	－	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	－	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	－	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	－	0.1 以下
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	－	0.02 以下
第二種	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	1 以下
	水銀及びその化合物※	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	30 以下
第三種	シマジン	0.003 以下	－	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	－	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	－	0.06 以下
	PCB	検出されないこと	－	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	－	1 以下

(※) 環境確保条例施行規則（汚染土壌処理基準）と物質名の記載が異なるが、基準値は同値である。

イ 土壌汚染状況調査の実施

土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく調査は、文献等による地歴調査と、実際に土壌試料等を採取して行う汚染状況調査の2段階がある。環境確保条例ではそれぞれの調査段階で届出・報告を求めている。土壌汚染対策法では一括して「土壌汚染状況調査」として報告を求めている。

調査の実施に当たっては、法施行規則、東京都土壌汚染対策指針の規定に従うほか、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）の最新版及び条例施行通知を参照のこと。

なお、法及び条例の届出対象外の工事においても、汚染土壌の存在を推定し把握するため、自主的にこれらの調査を実施することが望ましい。

実施した調査の内容及び結果は、当該土地の所有者等と情報を共有し、必要に応じて引き継ぐこと。

土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法施行規則第1条） （土壌汚染対策法の規定による指定調査機関に実施させること）	
☐ 調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）	
☐ 試料採取等を行う区画の選定	
☐ 試料採取等	
・第一種特定有害物質（土壌ガス調査→追加調査（ボーリング調査））	
・第二種・第三種特定有害物質（汚染のおそれの生じた場所の位置の土壌を採取）	
土壌汚染に係る調査（東京都土壌汚染対策指針第2）	
☐ 土地利用の履歴等調査（地歴調査）	
☐ 汚染状況調査（指定調査機関に委託して行わせること）	
・第一種特定有害物質（土壌ガス調査→追加調査（ボーリング調査、地下水調査））	
・第二種・第三種有害物質（汚染のおそれの生じた場所の位置の土壌を採取→追加調査（地下水調査））	
☐ 詳細調査（対策等に必要範囲でボーリング調査を実施）	

ウ 対策選定の流れ

土壌汚染による人の健康被害のおそれがある場合（基準不適合土壌が存在し、かつ汚染土壌による人の健康リスクがある場合）は、土壌汚染対策法の適用を受ける土地については、「要措置区域」に指定され、汚染の除去等の措置が必要になる。また、環境確保条例のみの適用を受ける土地においても、原則として同様の措置が必要になる。

表－5 人の健康被害のおそれがある場合に実施する措置

○土壌含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合							
	砂場等	盛土では支障がある土地		通常の土地			
立入禁止	○	○		○			
舗装	○	○		○			
盛土	×	×		◎			
土壌入換え	×	◎		○			
土壌汚染の除去	◎	○		○			
<凡例>◎：指示措置○：同等の措置×							
○土壌溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合							
地下水汚染		第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質	
		第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準	
		適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
なし	地下水の水質測定※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎
あり※2	地下水の水質測定※1	◎※3					
	原位置封じ込め	◎	◎※4	◎	◎※4	◎	×
	遮土工封じ込め	◎	◎※4	◎	◎※4	○	×
	地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
	遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	◎
	不溶化	×	×	○	×	×	×
<凡例>◎：指示措置○：同等の措置×							
※1 東京都土壌汚染対策指針では「地下水質の継続監視」。							
※2 地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準に適合しないことをいう。							
※3 土壌の特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。目標土壌溶出量については法令を参照のこと。							
※4 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要。							

なお、要措置区域において掘削除去を行った場合の埋戻しのために搬入する土壌については、平成31年環境省告示第6号により搬入土調査を行う必要がある。搬入土調査の方法については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）の最新版を参照のこと。

周辺への地下水汚染の拡大のおそれがある場合（基準不適合土壌が存在し、かつ一定濃度を超える土壌の汚染〔第二溶出量基準を超えるもの〕又は地下水の汚染〔第二地下水基準を超えるもの〕がある場合）は、環境確保条例に基づき土壌汚染の除去等の措置が必要となる。選択可能な措置は、東京都土壌汚染対策指針を確認のこと。

表－6 第二溶出量基準及び第二地下水基準（※）

分類	特定有害物質の種類	第二溶出量基準 (mg/L)	第二地下水基準 (mg/L)
第一種	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	0.02 以下	0.02 以下
第二種	カドミウム及びその化合物	0.09 以下	0.03 以下
	六価クロム化合物	1.5 以下	0.5 以下
	シアン化合物	1 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀として 0.005 以下、 かつ、アルキル水銀が検出され ないこと	水銀として 0.005 以下、か つ、アルキル水銀が検出され ないこと
	セレン及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	鉛及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	砒素及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	ふっ素及びその化合物	24 以下	8 以下
	ほう素及びその化合物	30 以下	10 以下
第三種	シマジン	0.03 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下
	チウラム	0.06 以下	0.06 以下
	PCB	0.003 以下	0.003 以下
	有機りん化合物	1 以下	1 以下

（※）第二溶出量基準は土壤汚染対策法施行規則、環境確保条例施行規則に共通。第二地下水基準は環境確保条例施行規則のみ。

土壤汚染対策について検討する際は、土壤汚染に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策を選択するための具体的な手順等を示した下記のガイドラインが参考となる。

・「中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン」（平成 26 年 12 月東京都環境局）

温室 効果ガス排出や大気汚染等への配慮（環境面）、措置費用の低減（経済面）、地域コミュニティ等への配慮（社会面）を行った土壤汚染への対策等の方法の選択に当たっては、令和 4 年 3 月に新たに発行された下記のガイドブックが参考となる。

・「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壤汚染対策ガイドブック」（令和 4 年 3 月東京都環境局）

○このガイドブックの主な記載内容

①持続可能な土壌汚染対策のためのポイント

- ▶「土壌の3R」を意識して、建設等工事を計画的に進める。

ー土壌の3Rとはー

- ・Reduce：土壌の場外搬出入量の削減
- ・Reuse：土壌の資源活用（適正な管理の基での盛土利用等）
- ・Remediation：原位置浄化、現場内浄化

▶関係者間のコミュニケーション

事業に関わる人たち（工場主・売主・買主・開発事業者等）がコミュニケーションを取りながら、事業全体を見据えて、それぞれの役割を担う。また、関係者（地域住民・施設管理者・施設利用者等）へのリスクコミュニケーションでは、なるべく早く正確な情報提供を心掛けていくことが大切。

②計画的な土壌汚染調査・対策実施の重要性

時間を要する措置も実施できるよう、早期に汚染状況を把握し計画的に措置に取り組む。

（例）操業中に土壌調査、土地を利活用しながら対策（原位置浄化）を実施等

また、対策時の温室効果ガス排出量等の環境負荷の評価については、下記ガイドラインが参考となる。

・「土壌汚染対策における環境負荷評価手法ガイドライン」（平成27年3月東京都環境局、（独）産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門）

○建設工事の途中で汚染土壌に遭遇した場合の措置

建設工事の途中において、突然、汚染土壌に遭遇した場合は、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な対応を行うほか、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改訂版）」（平成24年4月独立行政法人土木研究所）も参考となる。

基準不適合土壌が存在していても、人の健康リスク又は一定濃度を超える汚染がなければ、汚染の除去等の措置は法令上の義務はない。ただし、土壌汚染対策法の適用を受ける土地については「形質変更時要届出区域」に指定されるほか、土地の形質変更を行うにあたっては汚染の拡散防止のため、法及び条例に規定する適切な対策が必要であり、工事の方法や汚染土壌の処理・運搬の内容に関する届出が必要となる。

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域における、土地の形質の変更の施行方法に関する基準（土壌汚染対策法施行規則第53条）

○土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該区域内の帯水層に接する場合は、平成31年環境省告示第5号で定める施行の基準に適合すること。（自然由来特例区域等、埋立地特例区域を除く。埋立地管理区域では施行基準に適合すること。）

○土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌または特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。

○同一調査契機で指定されたほかの形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

○土地の形質の変更を行った後、要措置区域における措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずる恐れがないようにすること。
--

実施した措置の内容及び結果は、当該土地の所有者等と情報を共有し、必要に応じて引き継ぐこと。

事業を実施するにあたり改変対象となる土地が過去の調査により法の要措置区域等に指定されていることも考えられるため、法・条例の調査契機となる改変規模にあたらな場合であっても、環境局ホームページ「要措置区域等の指定状況」を確認すること。

エ 汚染土壌の運搬及び処理

土壌汚染対策法の要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）から汚染土壌を搬出する場合は、法に基づく届出を事前に行う。汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬に関する基準に従って運搬しなければならない。また、環境確保条例に基づく汚染拡散防止計画においても、東京都土壌汚染対策指針に従い、搬出時の措置を講じなければならない。

汚染土壌の運搬については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」（環境省）の最新版を参照のこと。

汚染土壌の運搬に関する基準（土壌汚染対策法施行規則第65条）

○運搬は、次のように行うこと。

- ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

○飛散、地下浸透、悪臭の発散があった場合は直ちに運搬を中止し、自動車等を点検するとともに、環境の保全に必要な措置を講ずること。

○自動車等及び運搬容器は、飛散、地下浸透、悪臭発散のおそれのないものであること。

○運搬の用に供する自動車等の両側面に、汚染土壌を運搬している旨を表示し、かつ、汚染土壌管理票を備え付けること。

○混載等については、次によること。

- ・運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならない。
- ・運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならない。
- ・搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。（同じ処理施設で処理する場合を除く）

○汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。

- ・周囲に囲いが設けられ、かつ汚染土壌の積み換えの場所であることが表示されている場所で行う。
- ・飛散、地下浸透、悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずる。

○汚染土壌の保管は、積替えを行う場合を除き、行ってはならない。

○積替えのために一時保管する場合には、次によること。

- ・保管は、囲いや掲示板等の要件を満たす場所で行うこと。
- ・保管施設からの飛散等、地下浸透、悪臭の発散を防止するための構造や必要な設備を設ける等の措置を講ずること。

○汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。 ・粉じんが飛散しにくい構造の設備内において移動を行う ・散水装置による散水を行う ・汚染土壌を防塵カバーで覆う ・汚染土壌に薬液を散布又は締固めを行うことによって表層を固化する ・上記と同等以上の効果を有する措置を講ずる
○汚染土壌の荷卸しは、法16条の規定により提出した届出書に記載された場所以外の場所で行ってはならない。
○汚染土壌の引渡しは、法16条の規定により提出した届出書に記載された者以外に行ってはならない。
○汚染土壌の運搬は、要措置区域外等への搬出の日から30日以内に終了すること。
○汚染土壌管理票の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認し、運搬の用に供した自動車等の番号および運搬担当者の氏名を記載しなければならない。
○汚染土壌管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときには、管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。
○当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならない。

土壌汚染対策法の要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する者は、汚染土壌処理の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しなければならない（ただし、同一地層の自然由来特例区域間、同一港湾の埋立地特例区域間又は同一調査契機で指定された区域間の汚染土壌の移動については、例外的に認められる）。また、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、汚染土壌の引渡しと同時に、必要事項を記載した汚染土壌管理票を交付しなければならない。

許可を受けた汚染土壌処理業者については、環境省のホームページに「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧」が掲載されているので、最新版を参照する。

汚染土壌管理票については、「搬出汚染土壌の管理票のしくみ」（（公財）日本環境協会）を参照のこと。

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設の種類（汚染土壌処理業に関する省令第1条）
○浄化等処理施設（汚染土壌について浄化、溶融又は不溶化を行うための施設）
○セメント製造施設（汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設）
○埋立処理施設（汚染土壌の埋立てを行うための施設）
○分別等処理施設（汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設）
○自然由来等土壌利用施設（自然由来特例区域又は埋立地特例区域から搬出される土壌を土木構造物等盛土材等として受け入れるための施設）

汚染土壌の処理に当たっては、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」（環境省）の最新版を参照のこと。

オ 自然由来等土壌の搬出について

平成31年4月に土壌汚染対策法が改正され、自然由来等土壌については、一定の条件の下で、汚

染土壌処理施設のほか、同一特例区域（同一地層の区域に限る。）への区域間移動や自然由来等土壌利用施設に搬出することが可能となった。

区域間移動については、自然由来等土壌は特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられるため、自然由来特例区域及び埋立地特例区域の間の土壌の移動であって一定の要件を満たすものを届出の上、可能としたものである（施行通知記の第5の1(5)②）。

ただし、搬出区域と受入区域において、以下の要件を満たしている必要がある。

- | |
|---|
| ①自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であること（法第18条第1項第2号イ） |
| ②自然由来等土壌があった土地の地質と同じであること（法第18条第1項第2号ロ） |

搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準は以下のとおり。

区域間移動については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」（環境省）最新版を参照のこと。

基準の種類	要件								
汚染の状況	特定有害物質ごとの汚染状態が同様であること <table border="1"> <tr> <th>搬出元の汚染状態</th><th>搬出先の汚染状態</th></tr> <tr> <td>溶出量基準不適合 含有量基準適合</td><td>・溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td></tr> <tr> <td>溶出量基準適合 含有量基準不適合</td><td>・溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td></tr> <tr> <td>溶出量基準不適合 含有量基準不適合</td><td>・溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td></tr> </table>	搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態	溶出量基準不適合 含有量基準適合	・溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合	溶出量基準適合 含有量基準不適合	・溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合	溶出量基準不適合 含有量基準不適合	・溶出量基準不適合、含有量基準不適合
搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態								
溶出量基準不適合 含有量基準適合	・溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合								
溶出量基準適合 含有量基準不適合	・溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・溶出量基準不適合、含有量基準不適合								
溶出量基準不適合 含有量基準不適合	・溶出量基準不適合、含有量基準不適合								
地質	搬出元の地質と同じであること ・自然由来の場合、搬出元と搬出先の汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること ・埋立土砂由来の場合、搬出元と搬出先が同一の港湾であること								

自然由来等土壌利用施設が受け入れることができる土壌としては、自然由来等土壌のほか、自然由来等土壌利用施設に利用されていた自然由来等土壌及び自然由来等土壌を土質改良することにより得られた土壌が対象となる。

自然由来等土壌利用施設は、次の2種類の施設がある。

- | |
|--|
| <p>①自然由来等土壌を土木構造物の盛土の材料その他の材料として利用する施設（自然由来等土壌構造物利用施設）</p> <p>自然由来等土壌構造物利用施設は、自然由来等土壌を土木構造物等の盛土の材料として利用する施設であり、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出等を防止するために必要な措置が講じられた施設であって、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限定されている。</p> <p>（例）道路法に規定されている道路</p> <p>港湾法に規定されている港湾施設（臨港港湾施設）である港湾道路等</p> |
| <p>②自然由来等土壌の公有水面埋立法による公有水面の埋立て（海面の埋立てに限る。）を行うための施設（自然由来等土壌海面埋立施設）</p> |

なお、環境確保条例も平成31年4月に同様に改正されており、東京都土壌汚染対策指針第42（6）エでは、自然由来等土壌の搬出が以下の通り規定されている。

①同一の自然由来地層の広がりがある土地（搬出先の土地において受入土壌を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。）
②同一の港湾内に存在する埋立地（搬出先の土地において受入土壌を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。）
③汚染土壌等の受入基準を有する機関等（当該機関の受入基準を満たすことにより、汚染の拡散につながらないことを担保できる場合に限る。）

これらの改正の趣旨を踏まえ、これらの自然由来等土壌を搬出するに当たっては、適切に管理した上で有効活用を検討していくことが望ましい。

カ 搬出土壌の認定調査等

土壌汚染対策法の要措置区域等内の土壌については、指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果について申請し、当該土壌の基準適合を都道府県知事が認めた場合については、汚染土壌としてではなく、通常の土壌として取扱うことが可能になる。認定調査の方法については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）の最新版を参照のこと。認定に係る申請手続については、「土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）を参照のこと。

認定調査を受ける可能性のある要措置区域等については、指定の日から一年ごとに当該要措置区域等への土壌の搬入に係る記録（搬入の有無、搬入土の調査結果）の届出（法施行規則様式第24）を行うことで、認定調査時の試料採取等対象物質を絞り込むことができる場合がある。

認定調査の方法
○掘削前調査（土壌汚染対策法施行規則第59条の2）：区域内の土壌を掘削する前に、当該掘削しようとする土壌を深度方向に試料採取等し調査する方法
○掘削後調査（土壌汚染対策法施行規則第59条の3）：区域内の土壌を深度・区画ごとに管理して掘削した後に当該掘削した土壌を試料採取等し調査する方法
試料採取等対象物質
○区域指定後に土壌の搬入に係る記録（法施行規則様式第24）を1年ごとに届け出た場合は、次に掲げる物質のみとする。記録の届出がない場合は、すべての特定有害物質とする。
・区域指定に係る物質
・土壌汚染状況調査で試料採取等を行わなかった物質で基準不適合のおそれがあるもの
・区域指定後に新たに汚染のおそれが生じた物質
・搬入土壌で基準不適合があった物質
なお、詳細調査において上記物質に係る調査結果があれば、当該調査済み深度については再度の試料採取等は要しない（ただし、2深度基準適合が確認された以深で未調査の深度については、試料採取等は必要）。また、基準適合が確認されて埋め戻された土壌についても、埋戻しから1年ごとの土壌の搬入に係る記録の届出があり、かつ適切に管理されていれば、再度の試料採取等は要しない。

なお、環境確保条例のみが適用となる土地については、深度方向の詳細調査を実施しこれを報告

することで、2深度基準適合が確認された以深の土壌についても、通常の土壌として取扱うことができる。

○土壌汚染に関する問合せ窓口及び受付窓口

(1) 土壌汚染に関する一般的な相談：巻末一覧 No. 12（東京都環境局環境改善部化学物質対策課土壌汚染相談窓口）	
(2) 土壌汚染対策法及び環境確保条例第114条、115条、117条	
23区及び島しょ地区：巻末一覧 No. 13（東京都環境局環境改善部化学物質対策課土壌地下水汚染対策担当）	
多摩地区：巻末一覧 No. 14（東京都多摩環境事務所環境改善課土壌地下水対策担当）	
(2) 環境確保条例第116条、第116条の2、第116条の3	
○各区市環境担当部署（八王子市及び町田市については、条例第115条及び土壌汚染対策法の受付も行う。）	
○町村については、東京都多摩環境事務所が担当	

○指定調査機関の問合せ先等

(1) 指定調査機関	
巻末一覧 No. 15	
(2) 土壌汚染の調査・対策等を委託する業者	
巻末一覧 No. 16	
(3) 汚染土壌の処理業者	
巻末一覧 No. 17	

(3)ダイオキシン類による汚染土壌

工事現場でダイオキシン類の基準超過土壌が確認された場合、直ちに規制する法律はないため、次の①から③までを参考に自主対策を行う。なお、ダイオキシン特措法の適用検討、その他不明点がある場合は、環境局に個別に相談すること。

①建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]（（独）土木研究所編、平成17年12月）
②ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壌環境課、平成23年3月）
③工場・事業におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き（環境省水・大気環境局土壌環境課、令和元年6月）

5 せん定枝葉等

社会資本等の維持管理に伴い、せん定枝葉、伐採材、伐根材、間伐材、刈草等（以下「せん定枝葉等」という。）が発生するが、発生を抑制するとともに、せん定枝葉等は再資源化を行うものとし、以下の方針により行う。

(1)発生抑制

公の施設（道路、河川、公園、庁舎、公営住宅、浄水場、処理場、学校など。以下「公共施設」という。）の植栽樹木、街路樹等の維持管理においては、景観・生態を考慮した計画的な植栽管理を行い、

せん定枝葉等の発生を抑制する。現場内で再利用が可能な場合は、自ら利用に努める。

(2)再資源化等

一般廃棄物のせん定枝葉等は、区市町村の取り決めに従い、適切に処理しなければならない。

一方、建設業に係る木くず（伐採材、伐根材など）は産業廃棄物であるため、場内において移動式の機械などによりチップ化しマルチングや堆肥化などにより利用するほか、再資源化施設に搬入し、木質ボード、パルプ原料、肥料原料等として再資源化する。また、再資源化施設に搬入できない場合には、熱回収及び熱供給を行っている中間処理施設に搬入して、熱回収を行う。なお、野外焼却は、廃棄物処理法により原則として禁止されている。

木くずの一般廃棄物と産業廃棄物は以下のように区分される。

表－7 木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分

一般廃棄物	・せん定枝葉、間伐材、刈草 ・流木 ・その他の木くず
産業廃棄物	・建設業に係る木くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） ・木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）に係る木くず ・パルプ製造業に係る木くず ・輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず ・貨物の流通のために使用したパレット ・事業活動から生じた PCB が染み込んだ木くず

受注者は、せん定枝葉等の再資源化が完了したときは、リサイクル証明書（せん定枝葉等）に処理状況の記録写真、一般廃棄物マニフェストがある場合は写しを添付して監督員に提出する。

第3 有害物質等の処理

1 関係法令の遵守

受注者は、建設資材の分別解体等及び発生した建設資材廃棄物の処理等の過程においては、以下の関係法令等を遵守し、有害物質等の発生を抑制するとともに、発生した有害物質等の適正な処理を行い周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

表－8 代表的な関係法令等

・廃棄物処理法 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。） ・東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱（平成13年4月13環廃産第76号環境局長決定。以下「PCB指導要綱」という。） ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。） ・ダイオキシン特措法 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「化審法施行令」という。） ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ・フロン類の使用合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。） ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号。以下「オゾン層保護法施行令」という。） ・石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事における作業上の遵守事項（平成26年5月29日東京都告示第830号） ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月30日） ・その他関係のある法律

2 有害物質等の処理方針

受注者は、以下の品目ごとの処理方針に基づき、有害物質等を適正に処理する。また、受注者は、建築物の解体工事や修繕・模様替等の工事に当たっては、工事着手前に「有害物質チェックリスト」（様式集参照）により有害物質等の有無をチェックし、監督員にこれを提出する。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用電気機器等 ・蛍光灯安定器 ・トランス・コンデンサ	・建築物の解体工事においては、受変電設備、倉庫や蛍光灯・街路灯等の調査を行い、PCB使用電気器具の有無を確認する。PCB廃棄物は建物所有者（発注者）が処理する。 ・PCBの使用や保管が確認された電気機器等については、建築物の解体工事に着手する前に、内部に残置しないよう先行撤去を行い、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として適正に処理する。加えて、PCB特措法に基づき適正な措置を講じる。さらに、発注者は都知事に届け出るとともに、適正な保管を行う。ただし、変圧器（トランス）などの重電機器に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下である場合は、PCB廃棄物に該当しないため、通常の産業廃棄物として適正に処理する。 （問合せ先）巻末一覧 No. 18 （蛍光灯安定器の問合せ先）巻末一覧 No. 19 （トランス・コンデンサの問合せ先）巻末一覧 No. 20
ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有シーリング材 ・ガラス、サッシ、パ	・昭和33年から昭和47年までに建設された建築物の解体工事に当たっては、PCB含有ポリサルファイド系シーリング材の有無を確認する。PCB廃棄物は建物所有者（発注者）が処理する。 ・当該シーリング材のPCB含有が確認された場合は、廃棄物処理法上の

ネルの目地材	特別管理産業廃棄物としてその保管基準に従い適正に保管する。 ・発注者は、PCB 特措法第8条及び PCB 指導要綱第10条に基づき、都知事への届出及び適正な保管をする。 （問合せ先）巻末一覧 No. 21
蓄電池 ・受変電設備内の蓄電池（鉛） ・非常灯・火災報知器等の内蔵蓄電池（ニッケル、カドミウム）、リチウムイオン電池	・建築物の解体工事においては、解体工事の着手に先立ち、その建築物内の受変電設備や非常灯・火災報知器等の器具を調査するものとし、鉛蓄電池やニッケル・カドミウム蓄電池、特に小型のため他のものと混入して排出されやすく、収集や処分の際に火災が生じるおそれがあるリチウムイオン電池の使用が確認された場合は、これを撤去した上、当該蓄電池又は当該蓄電池を使用する機器の製造者と協力するなどして、適切な再資源化に努めるものとする。 （問合せ先）巻末一覧 No. 22
吹付け石綿、石綿含有断熱材等（廃石綿等） ・吹付け石綿 ・石綿含有吹付ロックウール ・石綿含有パーミキュライト吹付 ・石綿含有ケイ酸カルシウム板（2種） ・石綿含有パーライト吹付 ・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材	・吹付け石綿及び石綿含有断熱材等は、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、環境確保条例、石綿含有廃棄物等処理マニュアル等を遵守し、アスベストが使用されている箇所及び使用の状況を調査・記録し、その結果を発注者に書面で説明、各法の所管部署へ報告するとともに、「特定粉じん排出等作業実施届出書」（届出者は発注者）、「工事計画届」等の手続を行い、除去作業を行った後、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物（「廃石綿等」）として適正に処分する（規制内容の詳細については、巻末資料参照）。 ・平成18年2月8日から、都内から排出される吹付け石綿及び石綿含有断熱材等については、セメント固化し二重のプラスチック袋に入れたものを中央防波堤外側埋立処分場で受け入れている。 （問合せ先） ・石綿障害予防規則に関しては、厚生労働省東京労働局又は各労働基準監督署：巻末一覧 No. 23 ・大気汚染防止法及び環境確保条例に関しては、巻末一覧 No. 24 ・廃棄物処理法及び廃石綿等の受入に関しては、巻末一覧 No. 25 ・石綿全般に関することは、巻末一覧 No. 26
石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材（石綿含有産業廃棄物） ・石綿スレート（波形） ・ビニール床タイル ・住宅屋根用平板石綿スレート ・石綿セメント・サイディング ・ケイ酸カルシウム板（1種） ・石綿スレート（フレキ板）	・石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材を破碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則等を遵守し、使用箇所の調査・記録し、その結果を発注者に書面で説明、各法の所管部署へ報告するとともに、使用されている場合は、粉じん飛散を起こさないよう慎重に取り外し、石綿含有産業廃棄物として安定型最終処分場に埋立するなど、必要な措置を講じる（規制内容の詳細については、巻末資料参照）。 （問合せ先） ・石綿障害予防規則に関しては、巻末一覧 No. 27 ・大気汚染防止法及び環境確保条例に関しては、巻末一覧 No. 24 ・廃棄物処理法に関しては、巻末一覧 No. 25 ・石綿全般に関することは、巻末一覧 No. 26

・石綿セメント管	
CCA、クロルデン類、クレオソート処理木材 ・土台、大引き、台所等の水回り	・防腐・防蟻のため CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクレオソートが、防蟻のためクロルデン類（化審法施行令第1条第8号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された木材は、それ以外の部分と分離、分別するものとし、それが困難な場合は、これらが含まれているものとして、廃棄物処理施設において適正な処理を行うものとする。 ・特に CCA については、以下を参考として、建築物に用いられた CCA 処理木材の判別をし、判別結果に基づき、適正に CCA 処理木材を分別・処理する。 （参考図書） ・家屋解体工事における CCA 処理木材分別の手引き（改訂版）（平成 18 年 3 月北海道立林産試験場） ・「ウッドスキャン」による CCA 処理木材分別の手引き（平成 17 年 3 月 廃木材リサイクル研究会）
フロン類 ・業務用エアコンディショナー ・業務用冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む） ・家庭用エアコンディショナー ・フロン類（CFC、HCFC、HFC）	・業務用冷凍空調機器はフロン排出抑制法に基づき、事前確認書によりその機器の有無を確認し、施主等が委託確認書を送付し、取次者が回付、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡す。 （問合せ先）巻末一覧 No. 28 ・家庭用エアコンディショナーは、家電リサイクル法により処理する。 （問合せ先）巻末一覧 No. 29
ハロン ・ハロゲン化物消火設備、機器（エアゾールスプレー等を含む） ・ハロン（ハロン 1211、ハロン 2402、ハロン 1301）	・ハロン（オゾン層保護法施行令の別表第2欄の中欄に掲げる物質をいう。）についても、関係法令を遵守し、適正な処理等を行う。 （問合せ先）巻末一覧 No. 30
フロン類含有断熱材 ・フロン類を用いて発泡する断熱材 ・フロン類（CFC、HCFC、HFC）	・建築物等の解体・改修工事において、断熱材が発生する場合には、フロン類を用いて発泡する断熱材（ウレタン発泡系、押出発泡ポリスチレンなど）の有無を確認する。 ・フロン類を用いて発泡する断熱材が確認された場合は、できる限りフロン類が大気中に拡散しないように取り外し、産業廃棄物（廃プラスチック）の許可を持っている焼却施設（できる限り廃棄物発電などのエネルギー回収を行っている施設を選択する）で処理し、フロン類を分解する。 （問合せ先）許可を持っている処理業者に関すること、巻末一覧 No. 7（参考図書） 建材用断熱材フロンの処理技術（平成 19 年環境省地球環境局）

	https://www.env.go.jp/earth/ozone/tt-bi/index.html
アンモニア	・製造メーカー等の「お客様相談窓口」に連絡する。メーカー名は扉内側などに貼付してある家庭用用品品質表示ラベルに記載してある。 (問合せ先)：製造メーカーが特定できない場合、巻末一覧 No. 31
・吸引式冷蔵庫の冷媒	
水銀（蛍光灯）	・建築物、街路灯、車両等に使用されている蛍光灯・水銀ランプを取り外す場合は、封入されている水銀を流出させないため破損しないように丁寧に取り外し、ほかの物と区分して保管・運搬し、産業廃棄物処分業者により処理基準に従い水銀を除去する。水銀の付着のない状態となったガラス片などは、ランプ・吸音材・内装材・レンガ・インターロッキングブロックなどとして製品化されるが、これを建設工事等において活用する。 ・平成 27 年 11 月に廃棄物処理法施行令が改正され、蛍光灯・水銀ランプが廃棄物となった物は「水銀使用製品産業廃棄物」として指定され、平成 29 年 10 月に施行された処理基準に従うことが必要となる。 (問合せ先) 許可を持っている処理業者に関すること、巻末一覧 No. 7
・蛍光灯（低圧放電ランプ）	
・水銀ランプ（高圧放電ランプ）	
ヒ素又はカドミウム混入の石膏ボード	・石膏ボードの裏面の印刷によりメーカー等を確認して、当該製造メーカーに問い合わせ、対象の廃石膏ボードについては管理型処分場で埋立処分するか、石膏ボードメーカーへ搬出する。できる限り再資源化するとともに、適正に処理する。 (問合せ先) 巻末一覧 No. 32
・特定の製造メーカー製造の石膏ボード	
・ヒ素・カドミウム含有石膏ボード	
・岩綿吸音板下地	
臭化リチウム	・廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物の廃アルカリの処分の許可を有する施設において、適正に処理する。
・吸収式冷凍機の冷媒（常温液体）	
ダイオキシン	・ダイオキシン特措法、廃棄物処理法、労働安全衛生法等に基づき、適正に処理する。
・廃棄物焼却炉	
その他の有害物質等	・その他の有害物質等についても、関係法令を遵守して適正に処理する。

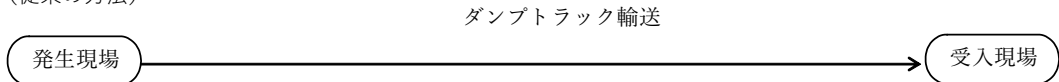
第4 環境に配慮した運搬の実施

建設副産物の運搬に当たり、大型ダンプトラックのみに頼らず、貨物鉄道輸送、海上輸送、河川舟運などの運搬手段の多様化を図り、環境に配慮した運搬を促進する。

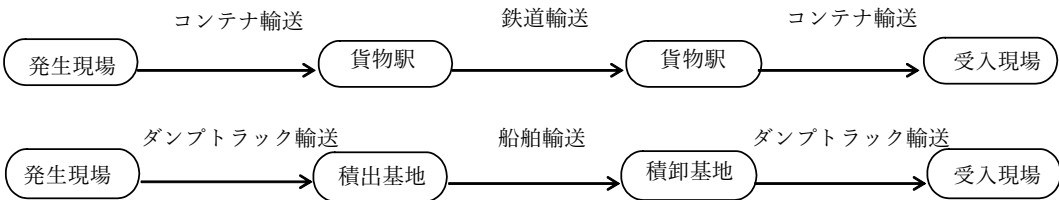
個々の建設工事においては、これらの輸送手段、建設発生土の受入地や建設廃棄物の再資源化施設の立地状況等を勘案し、環境負荷の軽減や建設コストを考慮して最適な運搬方法を選択する。

これにより、大型自動車交通総量の削減、交通渋滞の緩和、大気汚染物質の削減、建設コスト縮減等を図る。

（従来の方法）



（運搬手段の多様化）



図－7 運搬手段の多様化の事例

1 運搬に当たっての環境配慮等

以下のとおり、運搬に当たっては環境に配慮する。

(1) 環境に配慮した自動車の使用
- 建設副産物の運搬に際し、ダンプトラック等による場合は、以下の事項をいずれも遵守した自動車を使用すること。 ①環境確保条例第37条に定めるディーゼル車規制に適合する自動車 ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車
(2) 過積載の防止
建設副産物の運搬に際し、ダンプトラック等による場合は、過積載防止を図るものとし、車両の重量計などによる確認はもとより、必要に応じて台貫設備による確認等を徹底する。
(3) 環境に配慮した運転
建設副産物の運搬に際し、ダンプトラック等による場合は、エコドライブやアイドリングストップなど、環境に配慮した運転に努める。

2 船舶輸送の活用

以下のとおり、船舶輸送の活用を図る。

(1) 広域利用等における海上輸送の実施
（株）建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）は、国や首都圏の都県市と協同して全国の港湾等に建設発生土を供給しているが、これは船舶による海上輸送により行っている。臨海部の建設工事から発生する建設発生土は港湾における積込と海上輸送が経済的かつ合理的であることから今後もこれを継続する。
(2) 臨海部におけるストックヤードの確保
ストックヤード兼海上輸送基地の機能を持った施設は、現在のところ、公共のものは「中央防波堤内側埋立地」があるが、今後もこうした機能を持つ施設の確保を図っていく。
(3) 河川舟運及び輸送基地の活用
東京には、隅田川、荒川、江戸川、中川及び多摩川などの河川があり河川舟運が可能である。このため、河川沿岸部等で発生した建設副産物については、河川舟運を行い、河川築堤や海面埋立等での工事間利用を促進する。
(4) 河川護岸や水再生センターなど舟運基地の確保等
河川舟運を実施するためには、積出・積卸基地が必要であることから、国や都などが河川護

	岸や水再生センターを利用して整備する既存又は新たな基地を活用していく。
(5) 最適な運搬の選択及び利用調整	
	・建設副産物の運搬に当たっては、鉄道・船舶・車両などの輸送手段、積出・積卸基地、受入施設の立地状況などの諸条件を踏まえ、個々の建設工事にとって最適な運搬を行い、船舶輸送が適している場合はこれを採用する。

3 鉄道輸送の活用

以下のとおり、鉄道輸送の活用を図る。

(1) 鉄道及びコンテナによる建設副産物輸送の実施	
	・工事現場から貨物駅までのコンテナ車輸送、フォークリフトによる積み替え及び貨物駅間の鉄道輸送の組み合わせにより行う。
(2) 貨物駅の活用	
	・鉄道輸送の実施に当たっては、既存の貨物駅の活用を図っていく。
(3) 最適な運搬の選択及び利用調整	
	・建設副産物の運搬に当たっては、鉄道・船舶・車両などの輸送手段、積出・積卸基地、受入施設の立地状況などの諸条件を踏まえ、個々の建設工事にとって最適な運搬を行い、鉄道輸送が適している場合はこれを採用する。

第5章 建設副産物のリサイクル等（都独自取組）

本章では、主に都が独自に定める建設副産物の取扱いを記載する。

建設副産物の取扱いに関する法令等の規定については前章に記載する。

第1 建設廃棄物

建設廃棄物については、以下のとおり発生抑制、再使用、再生利用等に取り組むものとする。

1 コンクリート塊

コンクリート塊については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
①コンクリート塊の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成、コンクリート塊調査などを行う。
②コンクリート塊調査の結果に基づき、工事間利用、海面処分場の作業用道路造成材利用等の利用調整を行う。
(2) 発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化などにより発生抑制を図る。
②コンクリート基礎、基礎くい等で再度基礎として使用することが可能な場合は、解体せずに補強等を行い再使用し、コンクリート塊の発生を抑制する。
(3) 分別解体等及び再資源化等
①コンクリート塊は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後のコンクリート塊は再資源化等する。
②対象建設工事であるか否かに係わらずコンクリート塊の分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4) 利用用途等
○コンクリート塊は、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生クラッシュラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石、再生砂及び再生コンクリート用骨材等として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋戻し材、基礎材及び再生コンクリート用骨材等に利用する。
○新たな利用用途として、コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を主体として製造されたもので、不純物等の規定に適合した再生碎石及び再生単粒度碎石を、擁壁等裏込め用、グラベルコンパクションパイル工法用及び浸透トレンチ用として利用する。
○構造物の解体などにより発生したコンクリート塊に対し、破碎、磨砕、分級等の処理を行うことにより製造された再生骨材を、レディーミクストコンクリート及び再生骨材を用いたコンクリートの骨材として利用する。
(5) 自ら利用
○発生抑制を徹底した後に発生したコンクリート塊については、できる限り、工事現場内で利用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」（現場内利用）を行う。 (例) ・割ぐり石代替品、碎石代替品、玉石代替品等

（路盤材、工作物の基礎材・裏込材、港湾埋立材、路床改良材、ふとん籠中詰材、袋詰玉石工の詰石等） ※「自ら利用」とは、コンクリート塊を有用物（コンクリート塊の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（コンクリート塊が発生する工事の受注者）が使用することをいう。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である
(6) 工事間利用等 ①発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないコンクリート塊については、できる限り、再生利用制度（個別指定）等の活用により工事間利用や海面処分場の作業用道路造成材等への利用等を推進していく。 ②工事間利用及び海面処分場の作業用道路造成材への利用については、コンクリート塊調査により発生時期や発生量等を把握し、その結果を基に担当協会事務局が調整を行い、工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材への利用を決定する。 （例） ・割ぐり石代替品、砕石代替品、玉石代替品等 （路盤材、工作物の基礎材・裏込材、港湾埋立材、路床改良材、ふとん籠中詰材、袋詰玉石工の詰石等） ・海面処分場の作業用道路造成材（搬出者が最大径30cm程度に加工し、鉄筋等の異物を確実に除去）として工事間利用に努める。
(7) 再資源化施設の活用 ○発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用等ができないコンクリート塊については、再資源化施設に搬出することで再資源化を行うものとし、その選択に当たってはC O B R I S等を活用する。
(8) 再生骨材を用いたコンクリート ○コンクリート塊から骨材などを取り出し、再生骨材Lを用いたコンクリート、再生骨材Mを用いたコンクリート、再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート、再生骨材を用いたコンクリート二次製品の材料として活用し、建設資源循環に寄与する。 設計段階から再生骨材コンクリートの使用を検討し、用途に対応した再生骨材コンクリートを使用する。詳細は東京都環境物品等調達方針（公共工事）によることとする。 ○再生骨材コンクリートの供給施設情報 供給施設の情報等は以下を参考にすること。 再生骨材コンクリート普及連絡協議会（https://acrac.org/） そのほか、以下の施策を展開していく。 （例） ・再生骨材コンクリート及び二次製品の製造方法の調査及び比較検討 ・再生骨材とほかのリサイクル材料の併用に関する調査・検討 ・採用工事の拡大、施工実績の積み重ね、二次製品の試験施工積み重ね ・建築物等に使用されたコンクリート骨材等の履歴の保存方法の検討 ・国、研究機関、大学、関係業界等との連携協力

2 アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
○アスファルト・コンクリート塊の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
(2) 発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、長寿命化舗装の採用、維持管理・修繕の容易化などにより発生抑制を図る。
②余剰材を発生させない施工計画、既設のアスファルト・コンクリート塊や路盤材を現場内で再使用する「路上表層再生工法」や「路上再生路盤工法」等の工法を採用するなど、アスファルト・コンクリート塊の発生抑制に努める。
(3) 分別解体等及び再資源化等
①アスファルト・コンクリート塊は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後のアスファルト・コンクリート塊は再資源化等する。
②対象建設工事であるか否かに係わらずアスファルト・コンクリート塊の分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4) 利用用途等
○アスファルト・コンクリート塊は、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、表層基層用再生加熱アスファルト混合物、改質再生アスファルト混合物、再生加熱アスファルト安定混合物等として、道路等の舗装の表層用材料、基層用材料、上層路盤材等に利用する。
(5) 再資源化
○発生抑制を徹底して行った後に発生したアスファルト・コンクリート塊については、再資源化施設に搬出することで再資源化を行うものとし、その選択に当たってはCOBRIS等を活用する。
(6) アスファルト混合物事前審査制度
○「アスファルト混合物事前審査制度」を活用し、アスファルト混合物の安定した品質確保を図るとともに、建設工事から発生したアスファルト・コンクリート塊の再資源化を促進する。

3 建設発生木材

建設発生木材については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
○建設発生木材の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
(2) 発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化、などにより発生抑制を図る。

②具体的な事例としては、梱包材の削減、余剰材を発生させない施工計画原寸発注（プレカット）の採用、リサイクルできないタイプの木製型枠の代替製品使用による使用済み木製型枠の発生抑制などである。
(3) 分別解体等及び再資源化等
①建設発生木材は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後の建設発生木材は再資源化等する。
②対象建設工事であるか否かにかかわらず分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4) 利用用途等
○建設発生木材については、破碎、選別及び不純物除去等を行うことにより、木質ボード、製紙原料、堆肥等の原材料等として利用することを継続していくとともに、建築物の下地材やコンクリート型枠等に加工し、これを都内で施工する建築物等の工事において活用していく。また、バイオマス発電施設等で熱を得ることに利用することを促進する。
(5) 自ら利用
○発生抑制を徹底した後に発生した建設発生木材については、できる限り、工事現場内で利用用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」（現場内利用）を行う。ただし、建設発生木材は工事現場内で利用する用途としては、古材を再使用するか、破碎等を行いマルチング材（有害物質や防腐剤等が含まれていない場合に限る。）等として使用する場合に限られる。 ※「自ら利用」とは、建設発生木材を有用物（建設発生木材の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（建設発生木材が発生する工事の受注者）が使用することをいう。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である
(6) 工事間利用
○発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生木材については、できる限り、工事間利用を推進していく。ただし、建設発生木材は工事間利用する用途としては、古材を再使用するか、破碎等を行いマルチング（有害物質や防腐剤等が含まれていない場合に限る。）材等として使用する場合に限られる。
(7) 再資源化施設の活用
①発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用ができない建設発生木材については、再資源化施設に搬出することで再資源化を行うものとし、その選択に当たってはCOBRIS等を活用する。
②再資源化施設におけるチップ加工等の後、どのような用途に利用されているか、そのルートの把握に努める。

(8) 現場での分別目安等

建設発生木材は、再資源化施設における破碎処理等の後、できる限り高いレベルで利用されるよう、以下の目安により分別を行う。

①解体工事における建設発生木材の分別の目安

分別等級	建設発生木材の性状	チップ区分
第1種	ムク材（柱、梁、板など）でペンキ等の付着のないもの	Aチップ、Bチップ
第2種	上記以外のもの（ペンキ等が付着したムク材、合板等でAチップ又はBチップにならないもの）	Cチップ、Dチップ

②新築工事における建設発生木材の分別の目安

分別等級	建設発生木材の性状	チップ区分
第1種	ムク材（柱、梁、板など）又は合板等でペンキ等の付着のないもの	Aチップ、Bチップ、Cチップ
第2種	ムク材（柱、梁、板など）又は合板等でペンキ等が付着しているもの、コンクリート型枠	Dチップ

注1) CCA、クロルデン類、クレオソートが塗布等されたものは分別し、これらが含まれたものが混入しないように注意する。

注2) 建設発生木材の分別解体等に当たっては、ほかの建設資材廃棄物と分別されていないとてはならない。特に、電線・通信線等は支障となるので完全に除去する。

(参考) チップの規格等（規格は施設によって異なるが、平均的・標準的なものを参考に示す。）

チップ区分	チップの用途	備考
Aチップ (切削、破碎)	製紙、エタノール、炭等の原料	CCA等の有害物質、合板、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Bチップ (破碎)	製紙、繊維板（MDFボードほか）、パーティクルボード、エタノール、炭、マルチング材、敷料、コンポストの原料	CCA等の有害物質、合板、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Cチップ (破碎)	パーティクルボード、燃料、敷料、セメント、エタノールの原料	CCA等の有害物質、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Dチップ (破碎)	燃料、高炉還元剤、セメント等材料	CCA等の有害物質、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと、水分を多く含んだものは除く
ダスト (チップ製造に伴う副産物)	敷料、炭の原料	有害物質、金属等の異物を含まないこと

※チップの大きさは、A～Dチップに関しては、5 cmスクリーン通過（おおむね5 cm以下）を標準とするが、利用用途によっては、3 cm以下、1 cm以下とする場合もある。

※平成15年12月12日に「建設副産物リサイクル広報推進会議」から記者発表された「木材チップの品質基準（暫定版）」を基に作成した。

(9) CCA・クロルデン・クレオソート等の処理	
①事前調査 事前調査の段階において、CCA・クロルデン・クレオソート（以下「CCA 等」という。）が使用されているか否か調査を行い、使用されている場合は使用部位に油性マジックインキ等でマーキングをする（CCA なら C、クロルデン類又はクレオソートなら ク など）。	
②施工時点 事前調査の時点では確認できなかった箇所がある場合は、施工中に調査を行い、使用されている場合は事前調査と同様にマーキングをする。	
③CCA等の処理 CCA等が注入された木材またはリサイクルが困難な木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設（焼却等）において適正な処理を行う。 （判別手法の例） CCA 等の判別その他については、「家屋解体工事における CCA 処理木材分別の手引き（改訂版）（平成 18 年 3 月北海道立林産試験場）」、「ウッドスキャン」による CCA 処理木材分別の手引き（平成 17 年 3 月廃木材リサイクル研究会）」を参考にしてもよい。 ここに判別手法の例を参考に示す。	
○建築年次による判別	・ CCA処理木材は昭和38年にJIS化され、平成10年にかけて使用されている。 ・ 建築年次を調査して確認する。
○使用部位による判別	・ CCA処理木材は、主に建築物の土台、大引き、水回り等の部位に使用されている。 ・ 根太、通し柱、屋根材、その他にも使用されている場合もある。
○メーカー仕様による判別	・ メーカー仕様から各部位へのCCA処理木材の使用状況を判断する
○目視による判別	・ CCA処理木材の色（薄緑色）又はJIS、JASマーク等の刻印により判断する。
○試薬反応による判別	・ CCA処理木材の銅、クロムに反応し変色する試薬を用い判断する。 ・ 試薬として、ジフェニルカルボノヒドラジド、ジフェニルカルバジド、PAN等がある。

4 建設泥土

建設泥土については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組	
○建設泥土の発生抑制、自ら利用、工事間利用、海面処分場の覆土材利用、新海面処分場の基盤造成材利用等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成、建設泥土調査等を行う。	
(2) 泥土指針の活用	
○都関連工事から発生する建設泥土については、東京都建設泥土リサイクル指針に基づき処理する。	

(3) 基本的考え方	
①建設泥土の処理の優先順位は、以下のとおりとする。	
(1) 発生抑制	・建設泥土の発生を徹底して抑制する。
↓	
(2) 自ら利用	・発生した場合は、自ら利用を徹底して行う。
↓	
(3) 工事間利用	・工事現場外に搬出せざるを得ないものは、工事間利用を行う。 (再資源化施設で改良する場合を含む)
↓	
(4) 海面処分場の覆土材利用	
↓	
(5) 新海面処分場の基盤整備 用材利用	・工事間利用、海面処分場の覆土材利用ができない場合は、新海面処分場の基盤整備用材利用を行う。
↓	
(6) 再生資源化施設活用	・(3)～(5)ができない場合は、民間の再資源化施設や建設資材製造工場を活用して縮減及び再生利用を行う。
②発生抑制及び自ら利用はもとより、工事間利用や海面処分場の覆土材等への利用により都内処理率の向上を図り、都外で最終処分される割合を減らしていくものとし、これを実効性あるものとするため以下のルールを運用する。	
(都内処理率向上ルール)	
・盛土、築堤、埋立、埋戻し等に土砂を必要とする工事や海面処分場の覆土材及び新海面処分場の基盤整備等に当たっては、建設泥土を改良した処理土を優先して使用する。 ・建設泥土が発生する工事であって、土砂を必要とするほかの工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に建設泥土を供給可能な場合は、工事現場内等において建設泥土の改良を行い得られた処理土を、土砂を必要とする他の工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に供給する。 ・都内処理率を向上するため、処理土等供給・受入計画を作成し、土砂を必要とする工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に計画的に処理土等を供給する。	
(4) 発生抑制	
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画する。	
②工法の工夫による発生抑制	
○建設泥土の発生しない工法の採用、掘削土量の少ない工法の採用	
・高強度セグメントの採用によるシールド断面の縮小化 ・シールド二次覆工の減少及び省略による掘削断面の縮小化	
○分級、脱水、濃縮等により縮減を行い、発生を抑制	
○泥水循環方式、泥土圧方式等の工法において、一体の施工システム内のホッパー又はピット等の手前で処理工程（脱水、濃縮、安定処理、乾燥等）を経て、ホッパー又はピット等から搬出されるときに泥状を呈しなくなるように改良を行い、発生抑制を図る。	
③泥水循環方式の場合は、工事現場内において分級、脱水、濃縮などによる縮減、分級後の泥水の循環利用、余剰泥水の脱水・濃縮などにより縮減を図る。	

(5) 自ら利用 ①発生抑制をできる限り行った後、自ら利用（現場内利用等）が可能な場合は、裏込への泥水利用、インバートへの泥水利用、現場内の改良による処理土の活用など、自ら利用を促進する。 ※「自ら利用」とは、建設泥土を有用物（建設泥土の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの）となるよう処理し、占有者（建設泥土が発生する工事の受注者）が使用することをいう。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。 ②工事現場内において、利用用途に応じた適正な品質に保った状態で、掘削用泥水・安定液として使用、スラリー化安定処理の泥水に使用、などにより現場内で利用するほか、工事現場内で安定処理等が可能な場合は、これにより得られた処理土の活用など、自ら利用を促進する。
(6) 工事間利用 ○発生抑制及び自ら利用を徹底的に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないものについては、できる限り工事現場内において安定処理等を行い、得られた処理土を都内における工事間利用に活用する。このうち、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として工事間利用を行う（広域的な再利用を行う場合を含む。）。また、一体施工システム外で改良したものは、都発注工事間の場合は一般指定制度により工事間利用を行う。 ○区市町村発注工事間又は都発注工事と区市町村発注工事間等で工事間利用を行う場合は、再生利用制度（個別指定）により工事間利用を促進する。（再資源化施設で改良する場合を含む。）
(7) 海面処分場の覆土材利用 ○工事現場外に搬出せざるを得ない場合で工事間利用ができない場合は、一体施工システム外で改良したものを建設泥土改良土として、毎年度の受入予定量の範囲内において、海面処分場の覆土に利用する。 なお、この場合において、都発注工事は一般指定制度により、区市町村発注工事等は再生利用制度（個別指定）により実施する。
(8) 新海面処分場の基盤整備用材利用 ○工事現場外に搬出せざるを得ない場合で、工事間利用又は海面処分場の覆土材利用ができない場合は、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として、一体施工システム外で改良したものは建設泥土改良土として、毎年度の受入予定量の範囲内において、新海面処分場の基盤造成に利用する。 なお、この場合は、都発注工事のうち、担当協会から指定された泥土圧シールド（推進）工法の工事に限るものとし、受入事業者の定める受入枠内で一般指定制度により実施する。（再資源化施設で改良する場合を含む。）
(9) 再資源化施設活用 ①工事現場外へ搬出せざるを得ない場合で、上記（6）工事間利用から（8）新海面処分場の基盤整備用材利用までに記載されている取組ができない場合は、民間の再資源化施設や建設資材製造工場に搬出することとなるが、施設内における縮減・再生利用の割合が高い適正な施設を選択することが望ましい。 ②再資源化施設の選択に当たっては、COBRIS等を活用する。 ③再資源化施設内における縮減及び再生利用の方法や割合、搬入された建設泥土の一部が最終処分される部分がある場合の最終処分場（管理型処分場）、製品として有償売却される場合について、再資源化計画（報告）書、建設泥土リサイクル証明書（泥土指針様式集参照）、

適正処理証明書（建設泥土）（泥土指針様式集参照）等により、施設ごとに適正処理の状況又はリサイクルの状況を把握するとともに、施設の評価手法等について検討していく。 さらに、処理委託契約書に記載された契約単価の調査・把握・集約を行い、積算業務等の資料として活用を図ることを検討していく。
(10) 土木・建築工事における有効利用 ○土木工事においては、工作物の埋戻し、土木構造物の裏込め、道路用盛土、河川築堤、土地造成、鉄道盛土、空港盛土、水面埋立等で土質材料として建設泥土改良土の利用を促進する。また、新海面処分場の基盤整備や覆土、自然再生事業等においても建設泥土改良土の利用を促進する。 さらに、建築工事に伴う地下連続壁や基礎杭等の工事から発生する建設泥土についても、工事現場内で改良を行い、製造した建設泥土改良土を埋戻し等に利用することを促進する。 なお、土木・建築工事における建設泥土の利用を促進するため、適用用途標準（案）や品質基準等を整備する。
(11) その他の取組 ①工事間利用等を促進するためには、時間的な不整合等を調整するための一時的仮置き場（以下「一時保管所」という。）の確保が不可欠である。このため、都有地等において一時保管所の確保を図る。 ②工事現場内で移動式機械による改良が可能な場合は、これを活用し、安定処理等を行い得られた処理土の活用により、自ら利用を行うとともに一般指定制度（都発注工事）又は再生利用制度（個別指定）（区市町村発注工事等）による工事間利用等を行う。

5 その他の建設廃棄物

その他の建設廃棄物については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組 ○その他の建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
(2) 発生抑制 ○発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化等により発生抑制を図る。 また、省梱包化又は無梱包化による梱包材が廃棄物となることの削減、余剰材を発生させない施工計画作成、原寸発注（プレカット）及び資材の現場への搬入管理の徹底による余剰材が廃棄物となることの削減に努める。 （梱包材の削減の具体例） ・洗面化粧台、衛生陶器、外装タイルなどについては、簡易梱包の活用により廃棄物等の量を削減する。 ・製品の梱包を行わず専用台車を用いることにより梱包レス化し、廃棄物等を発生させない。 ・プラスチック製や段ボール製のリターナブル容器により、製品を梱包し、廃棄物等を発生させない。 （問合せ先）巻末一覧 No. 33
(3) 分別及び回収 ①建設混合廃棄物としての発生量の削減

建設廃棄物は、混合して発生すると、再資源化等や適正処理が困難となるため、再資源化するもの、縮減するもの、埋立処分するもの等その取扱方法に応じて、工事現場内での分別を徹底し、建設混合廃棄物としての発生を抑制することが必要である。 （分別方法） ・分別する廃棄物ごとにコンテナ等の容器を設け、各々に分かりやすい標示をすることにより分別を容易にする。 ・分別したものが混合しないように集積する。 （分別品目） 品目別の分別の例としては、以下の分け方がある。 ・木くず（不用木製型枠材、不用造作・建具材、木製梱包材など） ・コンクリート（コンクリート塊、モルタルくずなど） ・金属くず（鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォームなど） ・段ボール、石こうボード、ロックウール吸音板、電線くず、塩ビ管、廃プラスチック、空き缶、発泡スチロール ・生ごみ（食事の残渣及び弁当がらなど） ・安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及び金属くず、コンクリート等のがれき類（有機性のものが付着したプラスチック及び金属の廃容器・包装は管理型産業廃棄物）） ・管理型産業廃棄物（紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、廃容器、包装（有機性のものが付着した金属、プラスチック）、鉛製の管又は板、廃プリント配線板） ・石綿含有廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。石綿含有成形板、ビニール床タイル、フレキシブルボードなど。）	②分別した廃棄物の回収 ・品目ごとに分別した廃棄物は、廃棄物処理法に従い、適正に収集運搬し、再資源化をする施設や最終処分場に搬入する必要がある。 ・フレコンバッグ、ビニール袋、コンテナ容器等に分別して保管し、容器が一杯になる前に業者に連絡し、再資源化施設等に搬入する。 （問合せ先）許可を持っている処理業者に関すること、巻末一覧 No. 34
（4）再資源化等 ①特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物についても、分別解体等を行った後、技術開発等の動向や社会需要動向等を踏まえつつ、できる限り、再資源化等の方法に応じた分別を行い、再資源化等を実施する。 ②特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等を行う場合は、当該建設資材（建設資材廃棄物）の製造者と協力しつつ行うほか、COBRISの活用により再資源化施設（多品目の許可を受けた中間処理等を行う再資源化施設、単品でも、混合廃棄物の状態でも受け入れ可能であるが、分別を徹底し品目ごとに分けて搬入する必要がある。以下「総合中間処理施設」という。）の選択をすることができる（検索に当たっては、当該建設資材廃棄物の受入等に関する許可を有しているか確認する必要がある。）。 （COBRISの問合せ先）巻末一覧 No. 1 また、以下の方法によっても特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物を受け入れる施設の	

検索又は問合せをすることができる（検索等に当たっては、当該建設資材廃棄物の受入等に関する許可を有しているか確認する必要がある。）。
（東京都許可業者）
・東京都環境局のホームページ「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」に都の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者が掲載されている。 （問合せ先） 巻末一覧 No. 35
・（一社）東京都産業資源循環協会に都の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者について問合せ等を行うことができる。 （問合せ先） 巻末一覧 No. 7
（ほかの道府県許可業者）
・（公財）産業廃棄物処理事業振興財団のホームページに各都道府県の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者が掲載されている。 （問合せ先） 巻末一覧 No. 36
・ほかの道府県又は保健所設置市のホームページ等で当該道府県又は政令市の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者について調べることができる。
(5) 品目ごとの再資源化等 COBRISにより再資源化施設（総合中間処理施設）を選択するほか、品目ごとの受入施設について、以下の問合せ先に照会することができる。
①プラスチック類及び硬質塩化ビニル ・新築工事の際に発生する梱包材や端材等の塩化ビニル以外のプラスチック類及び解体工事により発生する塩化ビニル以外のプラスチック類は、できる限り、中間処理施設を経由して間接的に搬入するか、あるいは直接に搬入することにより、建設資材の製造者等による再生原料化、高炉還元、セメント原燃料化、ガス化溶融、固形燃料化などによる再資源化等に努める。 ・硬質塩化ビニル製の管及び管継手等については、分別解体等を行った後、これらの建設資材の製造者と協力しつつ、できる限り再資源化等に努める。 ・さらに、軟質塩化ビニル類については、分別解体等を行った後できる限り再資源化等に努める。 <再資源化等受入施設照会先> 巻末一覧 No. 37
②石膏ボード ・新築工事の際に発生する廃石膏ボードについては、分別して異物混入を防ぎ、建設資材の製造者による再資源化等に協力する。 ・解体工事に伴い発生する廃石膏ボードについては、分別解体等を行った後、破碎し、紙、石膏に分離し、できる限り再資源化等に努める。 <再資源化等受入施設照会先> 巻末一覧 No. 38
③板ガラス ・解体工事等に伴いサッシ等から発生する板ガラスについては、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等に努める。 <再資源化等受入施設照会先> 巻末一覧 No. 39
④金属 ・解体工事等に伴い発生する鉄筋、スチールドア、てすり、アルミサッシュ等から発生する金属については、分別解体等を行った後、種類ごとに選別・溶融し、再生金属原料として再資

源化する。

<再資源化等受入施設照会先> 巻末一覧 No. 34

⑤電線コード

・解体工事等に伴い発生する電線コードについては、分別解体等を行った後、金属部分と被覆部分に分離し再生金属原料とするなど、できる限り再資源化に努める。

<再資源化等受入施設照会先> 巻末一覧 No. 34

⑥その他の品目

・解体工事等に伴い発生する畳、衛生陶器、蛍光管及び襖・障子等から発生する紙類等についても、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等の推進に努める。

<再資源化等受入施設照会先> 巻末一覧 No. 40

⑦その他の取組

・その他の取組としては、広域認定制度による回収・再生利用、関係業界が連携した共同回収・再生利用の取組などがある。

(広域認定制度の例)

・石膏ボード、窯業系サイディング、軽量気泡コンクリート、パーティクルボード、ロックウール、グラスウール、住宅屋根用化粧スレート

・ゾノライト系けい酸カルシウム、プラスチック製雨樋、タイル、ブロック、衛生陶器・木毛セメント板・押出し発泡ポリスチレン板

(6) 最終処分

○特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物については、分別解体等を行った後、再資源化等が可能なものについてはできる限り再資源化等を実施する。その上で再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型産業廃棄物については、管理型産業廃棄物が混入しないように分別した上で安定型最終処分場に処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすように努める。

(最終処分場の種類)

処分場の形式	処分できる廃棄物
安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
管理型最終処分場	廃油（タールピッチ類に限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃石膏ボード等
遮断型最終処分場	基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい

(7) 発生路盤材等の取扱い

道路の路盤材、建築物や工作物の基礎材等に使用されているクラッシャラン、再生クラッシャラン、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石等（以下「路盤材等」という。）については、掘削工事に伴い発生するが、再生利用が可能な建設資材であるため、以下の方針に基づき、有効に活用する。

①発生路盤材等は、発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない場合において、再生利用制度（個別指定）の活用により、ほかの工事との間で工事間利用することに努める。

②発生抑制、自ら利用及び工事間利用ができない発生路盤材等については、路盤材料として再生利用が可能な建設資材であるため、産業廃棄物として再資源化施設へ搬出を行う。再資源

化施設の選択に当たっては、COBRIS等を活用する。
③各種調査での取扱いについては、以下のとおりとする。 ・土量調査については、対象外である。 ・センサスにおいて、利用工事は「碎石」として、搬出工事は「その他がれき類」（搬出先の受入区分による）として入力する。また、再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の書類作成においても同様に扱う。

6 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
○建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
(2) 発生抑制
○工事現場内で分別解体等を徹底して行うことにより分別された個別の品目について、品目ごとに適した再資源化等を行うことにより、まず建設混合廃棄物の発生を抑制する。
(3) 再資源化等
①分別解体等を行った後、やむを得ない理由（分別解体等の作業に伴って発生する微細な破片・微粉等に限る。）により分別しきれずに残った建設混合廃棄物については、その選別、縮減及び再生利用等が可能な総合中間処理施設（再資源化施設）に搬入し、できる限り再生利用又は縮減の割合を高め、最終処分される量を削減する。 なお、総合中間処理施設ごとの施設内での廃棄物の選別後における再資源化等のルートの把握に努めるとともに、できる限り縮減及び再資源化率を高めるよう要請することに努める。
②建設混合廃棄物の総合中間処理施設（再資源化施設）の選択に当たっては、COBRIS等を活用し総合中間処理施設を選択する。 （COBRISの問合せ先）巻末一覧 No. 1

第2 建設発生土

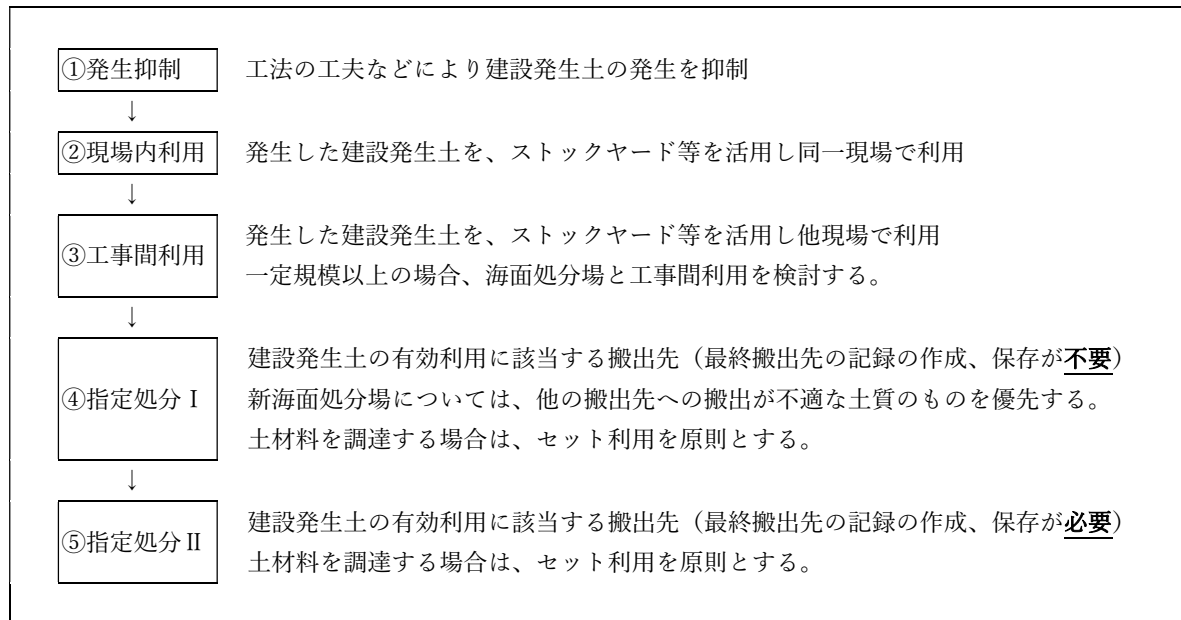
1 建設発生土

建設発生土は埋立、盛土、築堤、覆土、埋戻し等の用途に再使用・再生利用することが可能な良質な建設資材である。このため、以下の基本方針により有効に活用する。

<基本方針>都関連工事における建設発生土の有効利用

①建設発生土は、まず、その発生抑制を徹底する。
②建設発生土が発生する場合は現場内利用を行う。
③現場外に搬出せざるを得ない場合は工事間利用を行う。また、搬出する建設発生土の規模が一定以上の場合は、海面処分場との工事間利用を実施する。
④工事間利用ができない場合は、指定処分Ⅰに該当する搬出先において処分を行う。ただし、新海面処分場については、延命化を図る観点から他の搬出先への搬出が不適な土質のものを優先する。
⑤指定処分Ⅰに該当する搬出先が利用できない場合は、指定処分Ⅱに該当する搬出先において処分を行う。

- ・自由処分は禁止である。自由処分とは、搬出先が契約条件上任意となっている場合をいう。契約後に受発注者が協議し搬出先を決定する場合は自由処分に該当しない。自由処分は、法令等の許可の有無、現地の状況、跡地利用計画の有無等が確認できないため、都関連工事では禁止する。
- ・指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。ただし、工事間利用で建設発生土を調達する場合、搬出先及び調達先の都合でセット利用が困難な場合等を除く。



図－8 都関連工事における建設発生土の有効利用（優先順位）

（1）発生抑制

掘削工事に当たっては、発生を抑制するものとし、以下の方針により行う。

①掘削断面の合理化	○シールド（推進）工法等の発進立坑について、断面を縮小できる工法を採用し、掘削土量を削減する。 (例) ・省面積立坑システムの採用 ・シールド（推進）工法の長距離施工による立坑箇所の減少
	○シールド工法について、断面縮小が可能な工法を採用することにより掘削土量を削減する。 (例) ・高強度セグメント採用によるシールド断面の縮小化 ・シールド二次覆工の減少、省略によるシールド断面の縮小化
	○土留工を採用することにより掘削断面の縮小を図り、掘削土量を削減する。
	○土留工の断面の合理化を図り、掘削断面を縮小することにより掘削土量を削減する。
	○土留工を外型枠として活用することにより、掘削断面を縮小し掘削土量を削減する。

②発生を抑制する工法の採用	○管路等の埋設に当たっては、発生土量の少ない非開削工法の採用を図る。
	○管路等の更新に当たっては、管更生工法など掘削が生じない工法の採用を図る。
	○組立式人孔（矩形等）の採用により掘削断面の縮小化を図る。
	○杭基礎については、無排土工法の採用を検討する等、発生抑制に努める。
③浅層埋設の実施	○埋設物の布設に当たっては、積算基準や各種構造基準類を踏まえ可能な限り浅く埋設して、掘削土量等の削減を図る。
④舗装工における発生抑制	○舗装の新設、打換及び復旧に当たっては、路床の改良により設計舗装厚を薄くし、掘削土量の削減を図る。

（2）現場内利用

掘削工事に当たっては、発生抑制を最大限に行った後、発生した建設発生土は、現場内で利用するものとし、以下の方針により行う。

○現場内利用	○切盛土量の均衡を図り、搬出土量を削減する。
	○発生抑制を徹底した後に発生した建設発生土は、現場内において盛土、埋戻し等の用途にそのままの状態又は改良の上、再使用・再生利用する。
	○盛土、埋戻し等に使用する建設資材は、できる限り現場内で発生した建設発生土を使用し、天然材（購入材）の使用を抑制する。
	○うって返しによる利用、現場内仮置き後の利用のほか、現場内に仮置きができない場合は、ストックヤードを確保して再び現場内に搬入し現場内利用する。
	○再生利用のための土質改良に当たっては、移動式土質改良機、土質改良材等を活用する。

（3）工事間利用

掘削工事に当たっては、発生抑制及び現場内利用を最大限に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生土については、他の工事において活用することに努める。また、搬出する建設発生土の規模が一定以上の場合、海面処分場と工事間利用を検討する。

①費用負担	○搬出側工事の発注部局は、積込費、受入側工事までの運搬費を負担する。
	○受入側工事の発注部局は、受入側工事現場の管理、土工事（敷均し、盛土、埋立、転圧等）に要する費用を負担する。
②受入費	○受入費は無料とする。
③仮置き場の確保	○搬出入の時期調整が必要な場合は仮置き場を確保するものとし、搬出側が確保した場合は搬出側発注部局が、受入側が確保した場合は受入側発注部局がその費用を負担する。
④土質試験	○搬出側の発注部局は、工事間利用に先立ち、原則として土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験等を搬出前に実施し、その結果を受入側工事の発注部局に通知する。ただし、試験実施に当たり、詳細については、搬出側と受入側との協議によるものとする。

⑤連絡先	○工事間利用の連絡調整は、公共工事土量調査結果に基づき、搬出側と受入側の発注部局が行うことを原則とする。ただし、海面処分場との工事間利用については、下記の規定によるものとする。
⑥海面処分場との工事間利用	○海面処分場では、廃棄物の埋立処分に伴う最終覆土材等として、年間を通じて一定土量かつ一定品質以上の建設発生土を必要としている。 ○海面処分場との工事間利用を検討する工事は、次の要件に該当する一定規模以上の都関連工事とする。ただし、要件は実績により変更する場合がある。 （要件） ・都関連工事にうち月平均2,000m³以上の建設発生土（改良土を除く）を3か月以上連続して搬出する工事（海面処分場の利用基準、受入土質等は下記の通り） ○上記の要件に該当する工事の発注者が海面処分場との工事間利用を希望するときは、東京都環境局と協議する。 ○協議先：巻末一覧 No. 41（環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課処分場調整担当）

海面処分場の利用基準、受入土質等を以下に示す。

○事業概要	○海面処分場は、廃棄物の埋立処分に伴う覆土（中間覆土及び最終覆土）材等として建設発生土、建設泥土改良土を受け入れるものである。 ・中間覆土には、建設発生土及び建設泥土改良土を使用し、最終覆土には、建設発生土のみを使用する。 ・所在地：東京都江東区海の森三丁目地先ほか
○利用基準	・再利用センターにストックされた普通土及び工事間利用の建設発生土を主体に利用する。 ・工事間利用の建設発生土持込量は月最大2,500m³とするが、利用調整の結果変更する場合がある。 ・都関連工事のうち、建設泥土改良土（一般指定制度又は再生利用制度（個別指定）による。）で、覆土作業に合わせて搬入することが可能なもの。
○費用負担	・搬出側工事が海面処分場まで建設発生土を運搬するものとし、搬出側工事の発注部局は、海面処分場までの運搬費を負担する。
○受入土質	・第1種～第3種建設発生土：現場内で振るい分けを行うなど、コンクリート塊等（発生路盤材等を含む）の異物を確実に取り除くこと ・建設泥土改良土
○受入時間	・月～土曜日の8:00～16:00（祝日、年末・年始、旧盆、特に指定する日を除く）
○受入料金	・なし。
○土質試験	・搬出側工事の発注部局は、持ち込み土量に係わらず、土壌汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を海面処分場の管理者に通知し、協議する。
○連絡先	・巻末一覧 No. 42（東京都廃棄物埋立管理事務所）

(4)指定処分Ⅰ

発生抑制、現場内利用及び工事間利用を最大限に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生土は、「指定処分Ⅰに該当する搬出先」へ搬出する。指定処分Ⅰに該当する搬出先を利用する場合は「最終搬出先の記録の作成及び保存」が不要である。

「指定処分Ⅰに該当する搬出先」は表－10の建設発生土の有効利用に該当する搬出先でなければならない。

表－9 指定処分Ⅰに該当する搬出先

ア	国又は地方公共団体が管理する場所
イ	他の建設現場で利用する場合
ウ	国登録ストックヤード
エ	再搬出しない建設発生土受入地

※ア～エに優先順位はなく、同列である。

表－10 建設発生土の有効利用に該当する搬出先

建設発生土の有効利用に該当する搬出先	
	・売却 ・他の工事現場（内陸、海面）ただし廃棄物最終処分場を除く ・土質改良プラント ・工事予定地、仮置場、ストックヤード（再利用の目的がある場合） ・採石場、砂利採取跡地等復旧事業 ・廃棄物最終処分場（覆土として受入）
建設発生土の有効利用に該当しない搬出先	
	・工事予定地、仮置場、ストックヤード（再利用の目的がない場合） ・廃棄物最終処分場（覆土以外の受入） ・土捨場、残土処分場

ア 国又は地方公共団体が管理する場所

①搬出先の要件	・国又は地方公共団地が管理する場所であって、受入完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する搬出先
	・国又は地方公共団体が民間業者に管理委託している場合、委託されている民間業者の名義で受領書が交付される場合は該当しない。
	・搬出先から交付される受領書の利用種別には盛土利用等又は一時堆積と記載される。
	・表－10の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること

イ 他の建設現場で利用する場合

①搬出先の要件	・他の工事現場又は他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する他の建設現場に近接した場所（ストックヤード等）
	・「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」とは、当該建設工事の契約図書又は施工計画書において工事現場と定める場所であって、当該元請建設工事事業者等の管理下にある場所

	・搬出先から交付される受領書の利用種別には盛土利用等と記載される。 ・表－10の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること
②備考	・指定処分Ⅰ「他の建設現場で利用する場合」は、受入費が有料である場合が該当する。受入費が無料の場合は工事間利用に該当し指定処分より優先する。

ウ 国登録ストックヤード

①搬出先の要件	・国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を定める件（令和5年 国土交通省告示第158号）に定めるとおり、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年 国土交通省告示第157号）第6条第1項に規定するストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤード ・搬出先から交付される受領書の利用種別には盛土利用等又は一時堆積と記載される。 ・表－10の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること
②備考	・利用料金、利用条件等については、建設発生土搬出調達先調査結果として都市整備局ホームページにて公表する。 ・建設発生土搬出先調達先調査については、「第7章 建設リサイクル実態状況の把握等」第2 建設副産物実態調査等の実施＞5 建設発生土搬出調達先調査（P90）」による。

エ 最終搬出先（UCR受入地に限る）

①搬出先の要件	・当該搬出先で盛土利用等され、当該搬出先から更に他の搬出先へ再搬出されることがない搬出先であること。ただし、最終搬出先の法令等の許認可等を確認するため、当面の間はUCR受入地に限るものとする。 ・搬出先から交付される受領書の利用種別には盛土利用等と記載される。 ・表－10の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること
②備考	・利用料金、利用条件等については、建設発生土搬出調達先調査結果として都市整備局ホームページにて公表する。 ・建設発生土搬出先調達先調査については、「第7章 建設リサイクル実態状況の把握等」第2 建設副産物実態調査等の実施＞5 建設発生土搬出調達先調査（P90）」による。

（5）指定処分Ⅱ

指定処分Ⅰに該当する搬出先が利用できない場合のみ、下記に該当する搬出先を利用することができる。指定処分Ⅱに該当する搬出先を利用する場合は「最終搬出先の記録の作成及び保存」が必要である。なお、「最終搬出先の記録の作成及び保存」は指定副産物省令より令和6年6月1日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用されることから、同日前に請負契約を締結した工事は「最終搬出先の記録の作成及び保存」の義務はないが、省令の趣旨に鑑みて「最終搬出先の記録の作成及び保存」を実施することが望ましい。

指定処分Ⅱに該当する搬出先は表－10の建設発生土の有効利用に該当する搬出先でなければならない。

①概要	・ 搬入元別に建設発生土を区分管理し、工期内に最終搬出先まで再搬出される搬出先
	・ 表－10の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること
②利用基準等	・ 利用基準等は搬出先によって異なるため、搬出先に確認すること
③区分管理	・ 最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。
④最終搬出先の記録	・ 最終搬出先の記録の作成・保存等については、「第4章 建設副産物の適正処理＞第2 適正処理の取組＞3 建設発生土＞(4)最終搬出先の記録の作成、保存（P32）」による。 ・ 受注者は、工期内に当該工事から搬出された建設発生土全量が最終搬出先まで再搬出されたことを確認できるよう配慮しなければならない。 ・ 不測の事態等により、工期内に建設発生土全量が最終搬出先まで再搬出されない場合の対応は、次を参考に受発注者で協議して定める。 ・ 建設発生土 500m³以上を搬出した工事の場合、受注者には工期に関係なく最終搬出先の記録の作成及び保存の義務がある。500m³未満であっても建設発生土を適正に取り扱わなければならないことは言うまでもなく、都関連工事の受注者として最終搬出先の記録の作成及び保存に努めなければならない。

(6)指定処分（A）、（B）、（C）から指定処分Ⅰ、Ⅱへの変更について（説明）

令和5年度までのガイドラインでは指定処分として都独自の指定処分（A）、（B）、（C）が規定されていたが、指定副産物省令より令和6年6月1日以降に新たな請負契約を締結する工事には「最終搬出先の記録の作成、保存」が求められることを受け、協議会は指定処分の定義を見直し、令和6年度版ガイドラインにて指定処分Ⅰ、Ⅱを策定した。

都関連工事は、令和6年度版ガイドラインの適用日以降に指定処分を行う場合、指定処分Ⅰ又はⅡに該当する搬出先を選択するものとする。また、令和5年度以前のガイドラインに基づき請負契約が締結された工事については工事の進捗状況等を踏まえ順次、最新のガイドラインに基づき施工を行うものとする。例えば、発注者は契約後、搬出先について対応する指定処分Ⅰ又はⅡを確認し、必要に応じて受注者に指示書による通知や、特記仕様書の変更等の措置を実施する。

なお、指定副産物省令に基づき令和5年5月26日以降に新たな請負契約を締結する工事は、「再生資源利用促進計画書（実施書）及び確認結果票の作成等」並びに「受領書による管理」を実施しなければならない。詳細は、「第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）＞第2 適正処理の取組＞1 建設副産物全般＞(2)再生資源利用促進計画（P22）」、「第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）＞第2 適正処理の取組＞3 建設発生土＞(3)受領書による管理（P32）」による。

(7)有価引取（有償売却）

建設発生土のうち、市場において有価引取（有償売却）が見込まれる土砂（岩、玉石、砂利、砂等）で有価引取希望者がある場合は、引取価格を工事価格より減じて工事を発注する。

○事前調査	・発注部局は、有価引取が見込める工事の発注に当たっては、事前に発生土量、土質等を把握するため必要な試掘、地質調査を行う。また、引取希望者の有無を調査する。
○引取価格	・引取価格は引取希望者からの見積り等による。
○関係法令の遵守	・有価引取の実施に当たっては、関係法令を遵守して適正に行うものとする。 (例) ・地方公共団体の工事から発生する土砂を有償売却する場合には、砂利採取及び採石業者の登録は必要ないが、採石法第42条の2及び砂利採取法第43条に基づき、売却契約前に認可を所管する産業労働局との協議が成立している必要がある。 ・河川区域等での砂利採取については、河川管理者による河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可が必要である。
○協議先等	(協議先) 巻末一覧 No. 43 (採取期間) ・砂利採取：原則として1年以内 ・岩石採取：原則として2年以内 (協議書提出期限) ・採取計画協議書：事業に着手する日の45日前 ・採取計画変更協議書：変更を要する日の45日前

(8)異物除去の徹底

建設発生土の現場内利用、指定処分等に当たっては、木片、金属くず、コンクリート塊等の異物が混入することのないよう、現場において徹底してこれを取り除かなければならない。

(9)廃棄物混じり土の取扱い

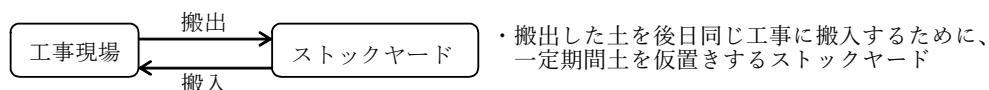
建設工事の施工に当たり、廃棄物混じり土に遭遇した場合は、原因者の特定に努める。また、現場での分別を徹底して行い、有価物としての売却、現場内での再使用又は再生利用、再資源化施設や中間処理施設への指定処分を行い、最終処分量を最小限に抑えなければならない。なお、その処理に当たっては、廃棄物の種類や性状を把握するため、必要な土質試験を行う。

(10)ストックヤードの確保及び活用

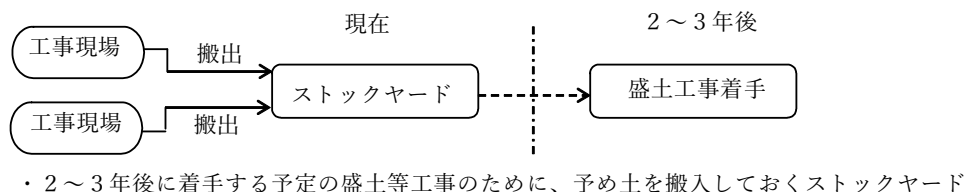
建設発生土の現場内利用、工事間利用及び指定処分に当たっては、ストックヤードを確保し、これを活用することにより建設発生土の有効利用を推進する。

ストックヤードには以下のものがあり、工事条件に応じてこれらのストックヤードの確保及び活用を図るものとする。

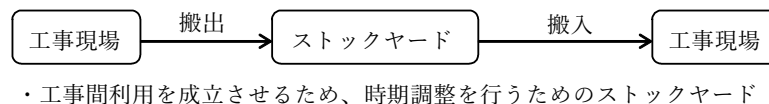
①現場内ストックヤード（仮設）：公共事業用地、借地等



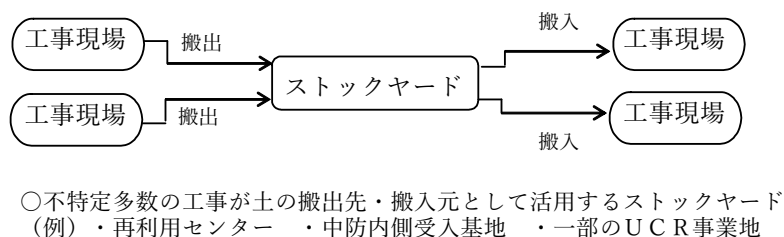
②先行盛土型ストックヤード（仮設）：公共事業用地、借地等



③工事間利用型ストックヤード（仮設）：公共事業用地、借地等



④中継地型ストックヤード（常設又は仮設）：専用、公共事業用地、借地等



図－9 スtockヤードの例

(11)東京都建設発生土再利用センターの利用について

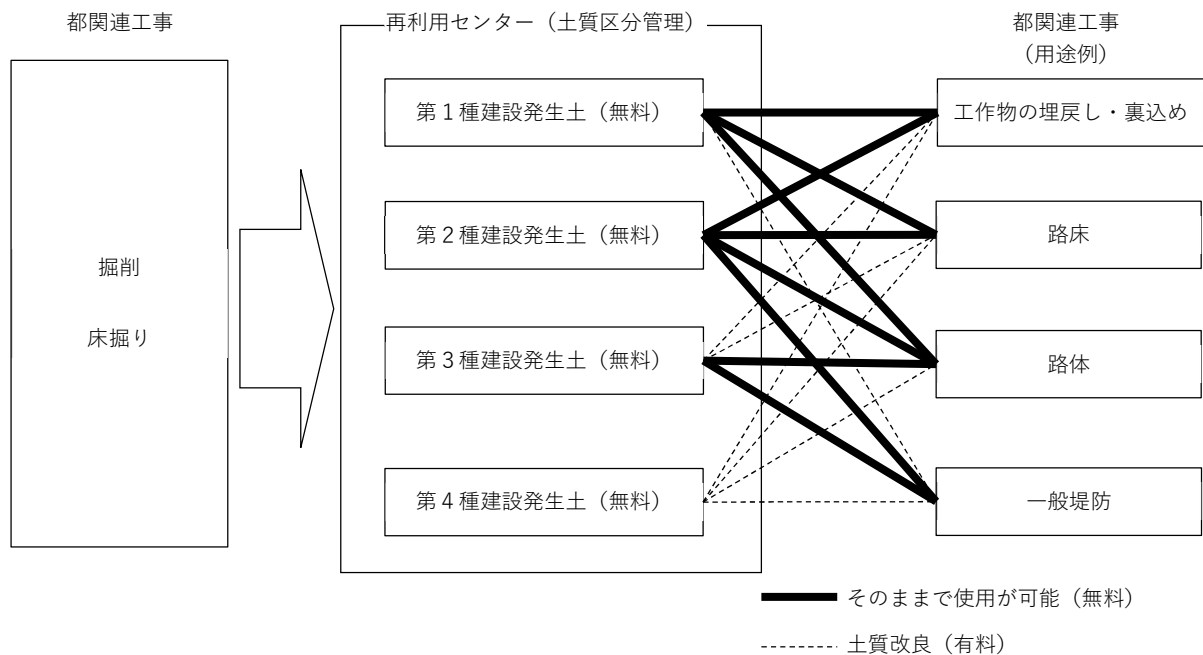
東京都建設発生土再利用センター（以下「再利用センター」という。）では令和6年度より建設発生土の土質区分保管を行っている。

再利用センターの利用を希望する工事は、再利用センター利用要領が定める方法で、事前に搬出する建設発生土の土質区分（表－11）を再利用センターに通知する。都関連工事から搬出された建設発生土の一部は土質区分に応じて再利用センターで保管される。都関連工事は土材料を使用する場合、再利用センターから用途に応じた土質区分の建設発生土を無料で調達できる。また、再利用センターはそのまま使用できない建設発生土等の土質改良を行っているので、都関連工事は土質改良土を有料で調達することもできる。

令和6年度以降の再利用センターにおける建設発生土の利用例を図－10に示す。

表－11 土質区分と適用用途標準例（抜粋）

区分	コーン指数 (kN/m ²)	工作物の埋戻し・裏込め	路床	路体	一般堤防
第1種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	—	◎	◎	◎	○
第2種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	800 以上	◎	◎	◎	◎
第3種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	400 以上	○	○	◎	◎
第4種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く）〕	200 以上	○	○	○	○
◎：そのまま使用が可能なもの ○：適切な土質改良を行えば使用可能なもの (出典)「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)					



図－10 再利用センターにおける建設発生土の利用例

(12)新海面処分場及び中央防波堤内側埋立地の利用について

新海面処分場は、建設発生土を受け入れており、東京の都市機能の維持発展のために必要不可欠である。一方で東京港内に新たな埋立処分場を確保することは困難である。このため、新海面処分場の利用については延命化の観点から都関連工事に限り、かつできるだけ利用を抑制しなければならない。また、中央防波堤内側埋立地は、都関連工事の建設発生土を海上輸送し、全国の港湾等の埋立材として広域利用を行っていることから、その利用は都関連工事に限られる。

以上より、新海面処分場及び中央防波堤内側埋立地を利用する工事は、東京港埠頭(株)への搬出申込手続き等の実施に先立ち、都関連工事の認定を受けるものとする。

認定手続き	①発注者は、都関連工事の認定を希望する場合、各局・団体・区市町村の建設副産物担当窓口を経由し、建設発生土対策部会事務局（巻末一覧 No.2）へ電子メールで次の資料を提出する。認定手続きの関係上、各工事の担当者から事務局に対して直接提出することは認めない。また、認定要件②に該当する工事の場合は、提出に先立ち事務局と事前協議を行わなければならない。 （提出資料） ・新海面処分場及び中央防波堤内側埋立地利用工事一覧（別途事務局から通知） ・工事内容がわかる資料 ②建設発生土対策部会事務局は、提出された資料を基に認定要件のいずれかに該当する場合に限り、当該工事を都関連工事に認定する。事務局は都関連工事を認定すると、当該工事に認定番号を付与し、各局・団体・区市町村の建設副産物担当窓口及び東京港埠頭(株)に工事件名、認定番号を連絡する。 ③受注者は、認定番号を用いて東京港埠頭(株)に対して搬出申込手続き等を行う。 ④都関連工事の認定は、港湾局が実施する新海面処分場及び中央防波堤内側埋立地の利用希望調査との関係性はない。利用希望調査への回答の有無に関係なく、新海面処分場及び中央防波堤内側埋立地を利用する場合は、上記の認定手続きを行う必要がある。
認定要件	①都、都政策連携団体、都事業協力団体及び区市町村が発注する工事であること。 ※都と関連する地方独立行政法人が発注する工事を含む ※区市町村には、区市町村管理団体や報告団体(自治体により名称は異なる)、一部事務組合、財産区等を含む。 ②土地区画整理事業、市街地再開発事業、連続立体交差事業及びPFI事業等の場合、都や区市町村が事業主体として施行し、かつ都関連工事の認定を希望する箇所が上記①に該当すること又は相当することを客観的に判断できる場合に限る。
備考	新海面処分場（基盤整備用材）への搬出における利用料金、利用条件等については東京港埠頭(株)のホームページを参照すること。 https://www.tptc.co.jp/effective/document

2 しゅんせつ土

しゅんせつ土については、しゅんせつ土受入計画に基づき、新海面処分場での埋立処分（新海面処分場の基盤整備用材）、東京湾の漁場等への有効利用等に活用する。なお、しゅんせつ土の発生抑制、有効利用及び新海面処分場への受入については、埋立処分計画に基づき、以下の方針で行う。

(1) 発生抑制	①河川や港湾のしゅんせつに当たっては、計画的かつ最小限の施工にとどめ、しゅんせつ土の発生を抑制する。
	②河川や港湾のしゅんせつに当たっては、必要以上の余掘りを避け、しゅんせつ土の発生を抑制する。

(2) 河川事業等での活用	①しゅんせつ土を改良し、護岸根固め材やテラス工事の中詰材等として有効利用を促進する。
	②再生利用に関する技術確立に向けて、試験施工等を積極的に実施していく。
(3) 東京湾内での活用	○良質な港湾しゅんせつ土については、東京湾における浅場造成や漁場整備事業の用材として有効利用を図る。
(4) 新海面処分場での埋立処分	①河川事業、東京湾等での有効利用ができないしゅんせつ土については、新海面処分場において埋立処分を行う（新海面処分場の基盤整備用材）。
	②新海面処分場は、埋立処分計画により、年度ごとの受入量が定められていることから、埋立処分計画を踏まえ計画的、かつ、効率的なしゅんせつを行っていく。

新海面処分場のしゅんせつ土の受入

○事業概要	・新海面処分場は、河川事業、東京湾等での有効利用ができないしゅんせつ土を、しゅんせつ土受入計画に基づき受け入れるものである。 ・所在地：東京都江東区海の森三丁目地先
○利用基準	・都内河川区域及び東京港湾区域で施行する都、区、国等の発注するしゅんせつ作業又は工事に伴い発生するしゅんせつ土を対象とする。
○費用負担	・軟泥を除くしゅんせつ土については、搬出側の発注部局は、新海面処分場の枠付送泥船（しゅんせつ土受入施設）までの運搬費を負担する。 ・軟泥については、搬出側の発注部局は、自ら新海面処分場内に送泥工事を実施することが必要であり、運搬費、送泥管の配管費用、送泥費用を負担する。
○受入料金	・一般会計のしゅんせつ土は無料とする。一般会計以外の会計のしゅんせつ土は、港湾局の定めたしゅんせつ土の埋立料金を負担する。
○土質試験	・搬出側の発注部局は、持ち込み土量にかかわらず、受入基準（表－１２）を満足するものとし、土質試験を搬出前に実施して、その結果を東京都東京港管理事務所に提出する。なお、上記受入基準は、海上工事の申請に際して、港長（東京海上保安部）に提出する分析試験結果と、一部を除き同様である。そのため、上記基準に基づく試験を行うことにより、海上工事の申請時に利用可能である。
○連絡先	・巻末一覧 No. 45（東京都東京港管理事務所臨海地域管理課）

表－１２ しゅんせつ土の受入基準（化学性状）

	物質名	試験内容	判定基準
1	水銀又はその化合物	溶出試験	0.005mg/ℓ以下
2	カドミウム又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ以下
3	鉛又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ以下
4	六価クロム化合物	〃	0.5mg/ℓ以下
5	ひ素又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ以下
6	シアン化合物	〃	1.0mg/ℓ以下
7	アルキル水銀化合物	〃	検出されないこと
8	有機リン化合物	〃	1.0mg/ℓ以下
9	PCB	〃	0.003mg/ℓ以下

10	銅又はその化合物	〃	3.0mg/ℓ 以下
11	亜鉛又はその化合物	〃	2.0mg/ℓ 以下
12	ふっ化物	〃	15.0mg/ℓ 以下
13	トリクロロエチレン	〃	0.3mg/ℓ 以下
14	テトラクロロエチレン	〃	0.1mg/ℓ 以下
15	ベリリウム又はその化合物	〃	2.5mg/ℓ 以下
16	クロム又はその化合物	〃	2.0mg/ℓ 以下
17	ニッケル又はその化合物	〃	1.2mg/ℓ 以下
18	バナジウム又はその化合物	〃	1.5mg/ℓ 以下
19	ジクロロメタン	〃	0.2mg/ℓ 以下
20	四塩化炭素	〃	0.02mg/ℓ 以下
21	1,2-ジクロロエタン	〃	0.04mg/ℓ 以下
22	1,1-ジクロロエチレン	〃	1.0mg/ℓ 以下
23	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.4mg/ℓ 以下
24	1,1,1-トリクロロエタン	〃	3.0mg/ℓ 以下
25	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.06mg/ℓ 以下
26	1,3-ジクロロプロペン	〃	0.02mg/ℓ 以下
27	チウラム	〃	0.06mg/ℓ 以下
28	シマジン	〃	0.03mg/ℓ 以下
29	チオベンカルブ	〃	0.2mg/ℓ 以下
30	ベンゼン	〃	0.1mg/ℓ 以下
31	セレン又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ 以下
32	1,4-ジオキサン	〃	0.5mg/ℓ 以下
33	ダイオキシン類	〃	10pg-TEQ/ℓ 以下
34	油分	〃	15.0mg/ℓ 以下
35	有機塩素化合物	含有試験	40.0mg/kg以下
36	水銀	〃	25mg/kg未満
37	PCB	〃	10mg/kg未満
38	ダイオキシン類	〃	150pg-TEQ/g以下

注1)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日 総理府令第6号)

注2)「底質の暫定除去基準について」(平成24年8月8日 環水大発第120725002号)

注3)「ダイオキシン類を含む水底土砂の取扱いに関する指針について」(平成15年9月26日 環地保発第030926003号 環水管発第030926001号)

注4)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号で規定する油分を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和51年2月26日 総理府令第5号)

第3 適正処理の確認

1 工事現場の日常管理

○受注者は、工事現場において関係法令に基づき建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用に当たっては、その責務として適正にこれを処理する。また、委託処理の場合は、受託者に対し、委託契約の遵守及び関係法令に基づき適正処理することを指導監督する。

2 工事現場一斉点検

○発注部局は、その発注工事において、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用に当たっては、適正に処理されていることについて、「工事現場一斉点検票」（様式集参照）を用いて、一斉点検等を必要に応じて実施する。ただし、工事安全パトロールや過積載防止対策現場総点検等の際に併せて実施可能な場合は、このような機会に実施する。

3 工事現場巡回調査

○協議会は、都関連工事において、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用に当たっては、適正に処理されていることについて巡回調査等を必要に応じて実施し把握する。

4 工事記録写真

○受注者は、発注部局の定める「工事記録写真撮影基準」に基づき撮影した写真を取りまとめ、監督員に提出する。

第6章 緑のリサイクル等

第1 熱帯雨林材等

熱帯雨林材、針葉樹林材など（以下「熱帯雨林材等」という。）は、建設工事においては、建築物の下地材等の建設資材やコンクリート型枠等として使用されている。本来、熱帯雨林材等は良質な木材であり貴重なものであることから、建設工事でのこうした用途に偏らず、無垢材としての建築材料、家具や調度品など、より高度な材料として使用されるべきである。

また、建設発生木材や多摩産材等を原材料とした建設資材、ほかの材質製のコンクリート型枠等への代替に努めるとともに、やむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使う場合、また、針葉樹合板型枠又は国産材合板型枠を使用する場合も、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであることが必要である。

このため、熱帯雨林材等を含む全ての木材の使用用途の合理化を図り、建設資材等としての有効利用を図っていく。

(1) 熱帯雨林材等を大切にする ○代替材への転換 建築物等の下地材や内装材等については、建設発生木材や多摩産材等を原材料とした建設資材に代替することに努める。 ○合法性等の証明 代替材への転換を徹底した上で、やむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使う場合、また、針葉樹合板型枠又は国産材合板型枠を使用する場合も、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであることが必要である。	(2) コンクリート型枠における対策 ①コンクリート型枠使用の少ない工法・構造等の採用 コンクリート型枠については、安全性・経済性・耐久性などを踏まえた上で可能な場合はコンクリート型枠工事を削減できる構造や工法の採用に努める。 (例) ・SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）造、S（鉄骨）造等の型枠使用原単位の低い構造の採用 ・床、外壁、柱、梁等にPC板等を採用 ・床型枠用デッキプレート（鋼製デッキプレート等）の採用 ・金属製金網（ラス）型枠の採用 ・土留壁と本体構造の一体化 ・現場打ち工法からプレキャスト製品採用への転換 ・プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠の利用拡大 ②ほかの材質製コンクリート型枠等への代替等 熱帯雨林材等を含むコンクリート型枠の使用を抑制するため、工事の種類、工種、使用部位等別に対応する最適なコンクリート型枠（国産材合板型枠、針葉樹合板型枠、複合合板型枠、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、プラスチック型枠、再生プラスチック型枠等）を使用する。 なお、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使
---	---

う場合、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものを原材料とした合板を使用しなければならない。
③型枠の合理的使用 合板型枠を使用する場合は、合理的使用により反復使用に努める。 ・ウレタン樹脂等で表面処理した塗装合板、合成樹脂フィルム等で覆ったものの使用 ・スパン、階高、柱、梁等の寸法の統一など躯体設計の合理化 ・型枠の損傷防止のためノンセパレーター工法の採用、剥離材の使用による型枠清掃方式の改善
④反復使用及び他工事転用 同一工事内での反復使用に努めるとともに、ほかの工事での転用を図る。
⑤型枠の再資源化 反復使用や他工事転用を徹底して行った後、廃棄せざるを得ない場合は、その他の製品に再生することが可能な再資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設に搬入し、再資源化を図る。
⑥性能向上の促進 更なる合理的使用の促進に向けて、また性能向上のための技術開発を推進するため、実証施工等を積極的に実施していく。

第2 多摩産材等

木材は良質な建築資材であり、森林の成長、公共施設や住宅建築、解体後の木材の再資源化などによる二酸化炭素の固定のほか、木質バイオマスエネルギー利用による化石燃料代替など、木材利用から再植林という木材循環を構築することで、建築資材などの供給源のみならず、多様な森林機能を保全・再生する。また、地産地消により輸送距離を短縮し、輸送に伴うCO₂の排出抑制を図るなど、地球温暖化防止に寄与する。

(1) 多摩産材等の優先使用
①都内で建設する建築物はもとより土木工作物や仮設材においても多摩産材の優先的に使用することとする。あわせて、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材の供給の不足が見込まれる場合等は、多摩産材以外の国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。なお、多摩産材等の優先使用については、都は、「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針」に基づき実施するとともに、多摩産材認証制度と連携し、利用拡大を図る。
②木材は、「無垢材」、「集成材」、「合板」などの様々な加工形態があることから、都は、木材の生産者等に対し、これらの製品の開発や供給体制の充実に努める。
③東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の普及のためには、材料の十分な供給、消費者の立場に立った品質基準の設定、価格の安定などの諸条件の整備が不可欠であることから、都は、林業政策上での支援措置、関係機関や森林組合、製材組合等との連携を図る。
④木材を建築資材などに加工する過程で発生する端材やバークなどは、木質バイオマスエネルギー源として活用していく。
(2) 関係者に対する普及啓発
①多摩産材等の優先使用については、住宅行政等の関係行政を通じた都民、建築工事業者、大工工事業者、住宅生産団体等に対する働き掛けや多摩産材等を優先的に使用する活動を展開している団体・機関との連携協力などを通じ、普及を図る。

②多摩産材等の優先的使用について、都のホームページやパンフレットなどのほか、様々な広報媒体を通じてPRを行っていく。 また、多摩産材に関する情報を収集管理し、利用者側と供給側のマッチングを行う機関として平成26年度に開設された「多摩産材情報センター」により、多摩産材使用のPRを更に推進していく。
(3) 都関連工事での使用方針 ①木材を使用する場合は、多摩産材等について、材料の十分な供給、消費者の立場に立った品質基準の設定とその保証、価格の安定、林業政策上での支援措置や関係機関等との連携の進捗状況等を勘案し、優先的に使用することに努める。 ②建築工事においては無垢材や集成材などの構造材、羽目板や床材、手すりなどの内装材、ベンチやフェンス、デッキなどの外装材、リサイクル可能な仮設材等への使用に努める。 ③土木工事においては、道路（ガードフェンス、防護柵、車止めなど）、河川（護岸、護床など）、治山・砂防（ダム、土留柵など）、公園（休憩施設、デッキ、植栽木用控え木など）、林道、魚礁、リサイクル可能な仮設材などにおいて使用に努める。 ④多摩産材は、刻印・シール・伝票等により、産地が証明できる必要があり、多摩産材認証協議会が多摩産材の産地証明を実施している。

第3 都内産の緑化植物

緑化植物を生産している農地は、緑地の確保、ヒートアイランド現象の緩和、水の涵養や災害時の避難場所の確保等の防災機能、景観や食育等の文化機能等、様々な公益的機能を有している。

これらの機能の確保を図るとともに、地産地消により輸送距離を短縮し、輸送に伴うCO₂の排出抑制を図る。

○都内産の緑化植物の利用促進 ①土木工事、建築工事、設備工事等に伴い植栽を行う場合には、推進計画に基づき、都内産の緑化植物の優先利用に努め、利用率は、全体の3割以上を目標とする。 ②都内産の緑化植物の調達、東京都建設グリーン調達制度に基づき行う。 ③ 都内産の緑化植物は、生産者で構成する団体が産地証明を実施している。 ④ 東京都苗木生産供給事業で支給する苗木は、都内産緑化植物であることから、地域特性を踏まえ、この利用に努める。また、請負材として緑化植物を調達する場合には、都内産の緑化植物を優先的に利用することに努める。 連絡先：巻末一覧 No. 47（産業労働局農林水産部農業振興課）

第7章 建設リサイクル実施状況の把握等

推進計画では、令和6年度における再資源化等率の目標を定めており、建設リサイクル実施状況を把握し、その結果を基に補足改善することにより、さらに建設資源循環を促進していくことが必要である。

このため、工事ごとに再生資源利用（促進）の状況等について受注者から報告を受けるとともに、実態把握及び補足改善等に必要な各種の調査を実施するものとし、担当省会事務局が発注部局に調査を依頼する。

なお、「東京都・区市町村建設副産物対策連絡協議会」の活動等により各種調査を円滑に実施する。

第1 再生資源の利用（促進）状況等の報告

受注者は、再生資源の利用（促進）状況、リサイクル阻害要因等について報告書に取りまとめの上、監督員に報告するものとし、以下のとおり作成・提出する。

1 再生資源の利用（促進）状況

(1)再生資源利用状況

再生資源利用状況の報告は、以下のとおり行う。

- | |
|--|
| ①受注者は、再生資源利用計画を作成した場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」を監督職員に提出する。 |
| ②再生資源利用計画の作成については、「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2)施工計画書の添付書類(P18)」の再生資源利用計画書の規定による。 |

(2)再生資源利用促進状況

再生資源の利用促進状況の報告は、以下のとおり行う。

- | |
|--|
| ①受注者は、再生資源利用促進計画を作成した場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出する。 |
| ②再生資源利用促進計画の作成については、「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2)施工計画書の添付書類(P19)」の再生資源利用促進計画書の規定による。 |

2 リサイクル阻害要因

受注者は、工事着手段階でリサイクル阻害要因がなかった場合においても、工事途中においてリサイクル阻害要因が生じた場合は、監督員に報告しなければならない。

リサイクル阻害要因の報告は、以下のとおり行う。

- | |
|--|
| ①リサイクル阻害要因の報告は、設計、積算段階ではリサイクルを行うように指定されていたものについて、施工途中において何らかの原因によりリサイクルが阻害された場合に報告するものである。 |
| ②受注者は、施工途中でリサイクル阻害要因が生じた場合は、「リサイクル阻害要因説明書（工事完了段階）」を作成し、監督員に提出する。また、自らも工事完了後1年間保管するものとする。 |

第2 建設副産物実態調査等の実施

建設副産物等の発生量、処理方法、再生資源利用（促進）の状況等についてその実態を把握し、補足改善を行っていくため、以下の各種調査を実施する。

1 建設副産物実態調査

建設副産物実態調査（以下「センサス」という。）は、建設リサイクルの実施状況を把握し、効果の大きい施策の継続や不十分な施策の補足改善等の方針を検討するため行うものであり、以下の3種類のタイプがある。

都は、国のセンサスの実施動向等を踏まえ適宜最適な調査を実施する。

名称（略称）	実施主体	センサスの内容
統計センサス	国土交通省	国が統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を得て行う統計調査
簡易センサス	関東協議会	統計調査として行わない地方ごとに行う簡易的な調査
東京都センサス	東京都	統計センサスも簡易センサスも行われない場合に都独自で行う調査

（調査内容）

利用量・搬出先：建設副産物の搬出量、建設資材利用量、調査再生資源の利用量、搬出先実態等の把握	全てのセンサスで実施
施設調査：施設立地状況の把握、施設からの搬出先調査	統計センサスで実施

センサスは、以下の方針により行うものとし、センサス事務局から発注部局に調査の実施を依頼し、調査結果については、取りまとめが完了した時点においてセンサス事務局から発注部局に文書等により通知する。

実施主体	○センサスは、協議会が主体となって実施する。
調査対象工事	○都関連工事のうち、COBRISに登録された工事（COBRISの対象建設副産物（5品目）が発生する工事） ○金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出した工事
調査時期	○説明会等により、別途通知を行う。 ○提出期限は、原則、毎年5月（年1回）。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期等 ○建設廃棄物及び建設発生土の種類、発生量、減量化量、現場内利用量、現場外搬出量、現場外搬出先、再生資源利用促進率等 ○建設資材の種類、利用量、再生資材の利用量、再生資源利用率等
調査の方法	○センサスは、受注者がCOBRISで入力した「再生資源利用〔促進〕実施書」のデータを活用することにより行う。この場合、受注者は、センサスの調査票の作成・提出を省略することができる。 ○センサスの詳細については、別途定める「建設副産物実態調査要領」による。 ○COBRISについては、入力ミス防止のため、監督員は受注者を、別途定める「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の手引」により指導する。
チェックの徹底	○センサスに当たっては、入力ミスが再資源化率等の数値に大きな影響を与えるので、発注部局は、各段階において、チェックを徹底する。

	○チェックに当たっては、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）作成の手引」及び「建設副産物情報交換システム（COBRIS）における調査データの確認の要点」を活用する。 （各段階におけるチェック） <pre> graph LR A[施工計画作成時 チェック] --> B[登録情報変更時 チェック] B --> C[再資源化完了時 チェック] C --> D[センサス実施時 チェック] </pre> ※工事中又は完了後
国の調査への協力	○国が統計センサス又は簡易センサスを実施する場合には、これに協力するものとし、この場合もCOBRISの登録データを使用することにより実施する。 ○統計センサスに伴い実施される「施設調査」（建設副産物関係の施設（建設発生土受入地、建設廃棄物の再資源化施設、産業廃棄物最終処分場等）の調査）に対しても協力することとし、協議会が対応する。
センサス事務局	○巻末一覧 No. 2（担当者会事務局）

2 建設発生土有効利用実績調査

推進計画では、建設発生土の有効利用率の目標が示されており、その実績調査を行うこととなっている。また、関東地方においては、関東協議会が行う公共工事土量調査において建設発生土の実績調査（工事間利用の有無、工事間利用が実現しなかった理由、最終的な搬出先・搬入元の調査を含む。）を行うこととなっている。この調査に関しては、建設発生土対策部会事務局が実施する。

3 しゅんせつ土処分実績の取りまとめ

しゅんせつ土は、しゅんせつ土受入計画に基づき新海面処分場への埋立処分や有効利用等が実施されるが、その実績については、調査によらず、しゅんせつ土の受入及び埋立等の事業を所管する東京都港湾局において年度ごとの実績を取りまとめ、有効利用及び埋立の実績を把握する。

取りまとめ対象工事 （当年度施工工事）	○都関連工事のうちしゅんせつ土が発生したもの ○国・独立行政法人等発注工事 （都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、しゅんせつ土が発生し、新海面処分場への埋立等を行ったものを対象とする。）
取りまとめ対象規模	○しゅんせつ土が発生した工事を対象とする。
取りまとめ時期	○毎年度3月末までの実績を踏まえ、4月頃に取りまとめる。 （調査年度により変動する場合もある。）
取りまとめ内容	○工事件名、工事場所、工期、発生量、有効利用量、新海面処分場搬出量等
取りまとめ方法	○新海面処分場への埋立実績、有効利用等の実績を積み上げて取りまとめる。
取りまとめ事務局	○巻末一覧 No. 3（しゅんせつ土調査事務局）

4 緑のリサイクル実態調査

緑のリサイクル実態調査は、せん定枝葉等の発生量や再資源化等の状況、多摩産材の供給と需要（使用）の状況等について把握し、補足改善するために実施する。

(1) せん定枝葉等の処理実態調査

せん定枝葉、伐採材、伐根材、刈草等の発生量、処理方法、再資源化施設の分布等について調査する。

取りまとめ対象事業 (前年度実績)	○関連工事から発生したもの ○都、都政策連携団体、区市町村施設の維持管理に伴って発生したもの
取りまとめ対象規模	○発生したせん定枝葉、伐採材、伐根材、刈草等の全て。受注金額が100万円以上のもの。
取りまとめ時期	○調査は、必要に応じて行うものとする。
取りまとめ内容	○作業件名、作業場所、せん定枝葉等の種類、発生量、処理方法、再資源化施設の分布等
取りまとめ方法	○エクセルのファイルによる調査票を配布して、電子情報で収集する。
緑のリサイクル実態 調査事務局	○巻末一覧 No. 2 (担当者会事務局)。

(2) 多摩産材の生産・使用実態調査

多摩産材の生産状況、使用実態等を把握し、今後の対応方針を検討するため、「多摩産材の生産・使用実態調査」を実施する。

調査対象事業 (前年度実績)	○都関連工事での使用実績 ○多摩産材の生産実績
調査対象規模	○多摩産材の生産・使用量のすべて
調査時期	○調査は、必要に応じて行うものとする。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、使用用途、使用量等、種類、生産量等
調査方法	○エクセルのファイルによる調査票を配布して、電子情報で収集する。
多摩産材の生産・使用 実態調査事務局	○巻末一覧 No. 46 (産業労働局農林水産部森林課)

5 建設発生土搬出調達先調査

建設発生土の適切な有効利用に向けて、建設発生土対策部会事務局は建設発生土の搬出先、土材料の調達先を調査する。

調査対象	○国登録ストックヤード (ストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤード) ○最終搬出先 (UCR受入地に限る)
調査対象の条件	○都内及び都県境から概ね50kmまでに立地
調査時期	○調査は、3カ月に1回を目安に実施する。
調査内容	○建設発生土の搬出について ・持込可能な土質区分 (第○種建設発生土、改良土等) ・土質区分ごとの持込単価 (搬出単価) ・利用条件等

	○土材料の調達について ・持出可能な土質区分（第1～3種建設発生土、第2種改良土等） ・土材料の持出単価（販売単価） ・利用条件等 ・その他、建設発生土有効利用の検討に必要な情報
調査方法	○アンケート調査、ヒアリング調査等による。また、必要に応じて現地確認を実施する。
調査結果の公表	○調査内容の内、搬出及び調達に係る利用料金や利用条件等については、調査先から公表の同意が得られる項目に限り、東京都都市整備局ホームページ（https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html）にて公表する。ただし、次のいずれかに該当する場合は公表を行わない場合がある。 ・国登録ストックヤードでなくなった場合 ・最終搬出先（UCR受入地に限る）でなくなった場合 ・調査対象の条件を満たさない場合 ・現地確認等により、回答内容に誤りが見つかった場合 ・法令等の遵守、建設発生土の有効利用等の観点から、都市整備局ホームページ公表が不適当な場合
事務局	○巻末一覧 No.2（建設発生土対策部会事務局）

6 建設副産物関係施設調査

建設副産物関係施設調査は、建設発生土の民間受入地（土質改良プラントを含む。）、建設廃棄物の再資源化等施設、せん定枝葉等の再資源化施設等について、その立地状況、取扱品目、受入条件等について調査を行い、その結果を活かして指定処分の実施、再資源化費用の積算等に反映する。

なお、調査結果については、取りまとめが完了した時点において、建設副産物関係施設調査事務局から発注部局に通知する。

○施設調査

施設調査は、国の統計センサスの実施時に全国を対象として実施されるものであり、国から都道府県に対して調査への協力が依頼される。都はこれに対して協力するものとし、この機会に都内に立地する建設副産物関係施設の立地状況、取扱品目、処理能力、受入条件等について調査する。

施設調査は、センサス事務局が発注部局、環境部局、J A C I C等と協力して行うものとする。

調査対象施設（直近データによる）	・建設発生土の民間受入地 ・建設発生土の民間土質改良プラント ・建設廃棄物の再資源化等施設 ・せん定枝葉等の再資源化施設 ・廃棄物最終処分場 ・その他必要なもの
調査時期	○国から統計センサス等に伴って施設調査依頼があったとき
調査内容	○名称、場所、電話、FAX、取扱品目、受入条件等
調査方法	○国から配布される調査票により行う ・前回調査結果、COBRIS登録情報、許可情報等のチェックを行う

施設調査事務局	○センサスと同じ（担当省会事務局）。
---------	--------------------

7 建設グリーン調達実績調査

建設グリーン調達実績調査は、東京都環境物品等調達方針（公共工事）に基づき調達された「環境物品等」について、その調達実績を調査し把握するものである。

なお、調査結果については、取りまとめが完了した時点において、建設グリーン調達実績調査事務局から発注部局に通知する。

調査対象事業 （前年度実績）	○都発注工事での調達実績
調査対象規模	○建設資材を使用する工事のうち、起工額が500万円以上のもの
調査時期	○調査は、毎年度実施する。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、建設資材の種類、環境物品等の種類、使用量等
調査方法	○エクセルのファイルによる調査票を配布して、電子情報で収集する。
建設グリーン調達実績調査事務局	○センサスと同じ（担当省会事務局）。

8 補足改善

各種調査の結果に基づき、推進計画やガイドライン等の効果が十分に現れている事項の検証及び施策の継続、不十分な部分の発見とその原因の検証及び対策の立案などの補足改善を行い、必要がある場合は推進計画やガイドライン等の見直しを行い、調査結果及び補足改善の方針を反映していくものとする。

第8章 建設リサイクルを支える仕組み

推進計画の各種個別計画、ガイドラインの建設リサイクル推進施策を円滑に実施していくため、以下のとおり建設リサイクルを支える仕組みを構築していく。

なお、ガイドラインは、関係法令の改正、推進計画の見直し、各種調査に基づく補足改善等の状況に応じて適宜見直しを行っていく。

第1 研究開発の推進

建設資源循環を推進するため、公的研究機関等と連携し、また、国や関係業界等と協力しつつ、建設副産物などの再資源化技術や再生建設資材の改善等の研究開発を進めていく。

(1) 建設副産物などの再資源化技術等の研究開発	
① 再資源化等について	再資源化率が高いものであっても、更なる工夫が必要なものもあることから、これらの技術開発について研究する必要がある。 ・再生砕石や再生骨材の利用用途の拡大に関する研究 ・建設発生木材や建設泥土の再資源化等に関する研究 ・分別困難物や再資源化困難物の取扱いに関する研究 ・その他必要な研究
②一般廃棄物などから製造するもの	一般廃棄物の処理に伴う副産物などを原料として製造する建設資材等の活用を図ることから、これらの試験施工や継続的な調査を実施していく。 ・エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート等 ・溶融スラグを用いたコンクリート二次製品等 ・公共施設の維持管理に伴い発生するせん定枝葉等を、敷地に余裕のある公共施設で集約処理する仕組み（緑のリサイクル拠点）や、家畜糞尿や生ごみ等との混合処理により堆肥化する試験運用等を検討
③その他の研究等	・間伐材など多摩産材の利用用途 ・良質土や改良土による埋戻し技術 ・産業廃棄物等を用いた土質改良材の開発
(2) 公的研究機関との連携等	
○建設資源循環の推進に当たっては、公的研究機関の活用や研究機関相互の連携などを図っていく。また、学識経験者や業界団体との意見交換を進めていく。	

第2 理解と参画の推進

建設資源循環を推進するため理解と参画を図ることとし、以下の施策に取り組んでいく。

(1) 建設副産物リサイクル広報推進会議への参画	
○建設資源循環の取組に当たっては、幅広い視野をもって行うことが望ましいことから、協議会及び発注部局は、全国組織である「建設副産物リサイクル広報推進会議」の行事や施策等に参画し取り組んでいく。	
(例)	
・リサイクルシンポジウムへの参画	

・リサイクルリーディング事業の募集 ・リサイクルモデル工事の募集 ・リサイクル推進功労者表彰の募集 ・リサイクル広報パンフレット（チラシ）の配布 ・リサイクル広報ポスターの配布 ・リサイクル広報冊子の配布 ・その他の必要な施策 （参考） ・建設副産物リサイクル広報推進会議のホームページ （https://www.suishinkaigi.jp/index.html）
（２）建設資源循環に関するPRの実施 ○協議会及び発注部局は、建設資源循環を推進するためPR活動を行う。 （例） ・都及び区市町村の広報紙への掲載 ・パンフレット（建設リサイクル法、建設副産物対策、建設発生土対策など）の都、政策連携団体、区市町村等の窓口での配布 ・ポスター（建設リサイクル法等）の都、政策連携団体、区市町村等の窓口での貼付 ・都及び区市町村のホームページへの掲載 ・建設資源循環モデル工事や再利用機関等の見学会の実施

第3 関係主体による連携協力

建設資源循環を推進していくため、関係主体による連携協力を図るものとし、以下の施策を推進する。

（１）関係主体の取組 ○公（都、区市町村、国、独立行政法人など）・産（建設業、製造業、その他関連業界など）・学（大学、研究機関など）・民（住民など）が連携協力して建設資源循環に取り組むものとし、関係機関間の情報交換、共同施策の実施、既存組織の活用や新たな組織の整備などを行う。 （例） ・都と区市町村などで協議会等を組織し、共同取組として各種調査、各種システム運用、利用調整を行うなど建設資源循環を推進 ・都と国などで組織する協議会等を組織し、各種調査、各種システム運用、利用調整を行うなど建設資源循環を推進 ・その他関係主体で連携協力し、関係機関間の情報交換、共同施策等を実施
（２）行政庁による関与や関係業界との連携協力 ○各種行政事務を執行する行政庁は、建設資源循環に関し深く関与するとともに、関係業界との連携協力を努める。 （例） ・関係法令に基づく都民や事業者に対する建設資源循環における関与 ・窓口対応における建設資源循環に関するPR ・行政庁間の連絡機関・都民や事業者をま交えた連絡機関などの活動を通じた建設資源循環に関するPR ・行政庁と建設資源循環に関係する業界との連携協力

・建設業団体、建設資材製造業団体、不動産業団体及び住宅生産団体等と間において既存組織の活用又は新たな組織を整備 ・建設資源循環に関する「きっかけ」や「流れ」づくりのための「場」を提供 ・商工行政、採石業団体等と連携し、中長期的な取組として採石場の自然再生に建設発生土を供給する仕組みを整備拡充
(3) 異業種（同業種）間連携の促進、ネットワーク戦略の展開など ○建設資材製造業、建設業、解体工事業、機械製造業、廃棄物処理業などの業種間における異業種（同業種）間連携・ネットワーク化を促進する。このネットワークは既存又は新たに構築される民間の機関が主体となるものであり、行政はこうした動きに対する支援、関連情報の提供等を行っていく。
(4) 事業共同組合方式の活用等 ○異業種又は同業種が連携した事業協同組合による建設資源循環を促進するため、このことに関する情報発信や関係者に対する働き掛け等を行っていく。 (例) ・複数の採石業者が共同して採石跡地復元用材として建設発生土受入地を運営することなど

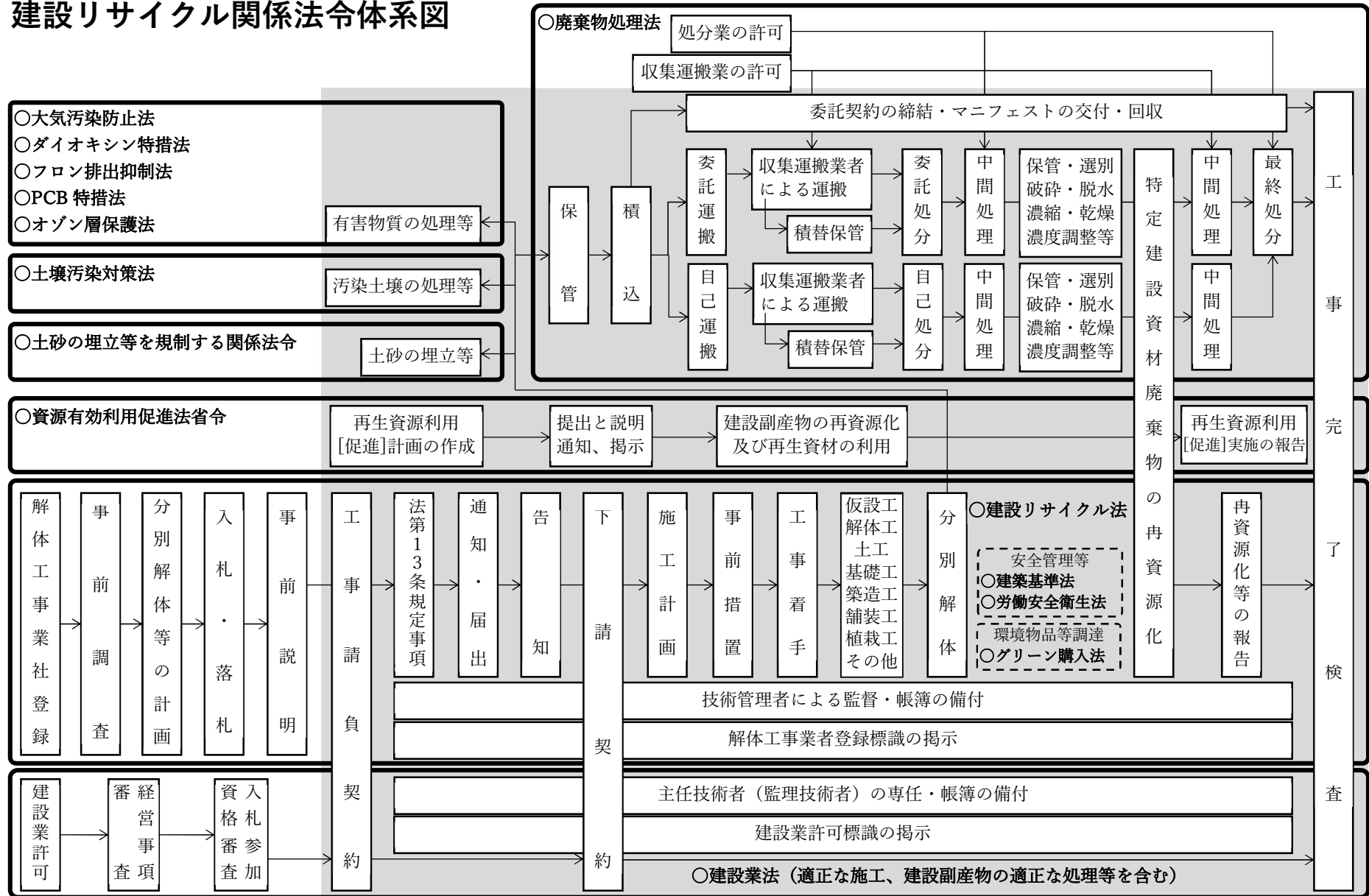
第4 その他の取組

建設資源循環を推進していくため、公産学民による連携協力を図るものとし、以下の施策を推進する。

○国や他県等との連携協力 建設資源循環の取組は、建設資材や建設副産物の動きが広域的であることから都の取組のみならず、国や他県との連携、関東協議会の活動を通じた共同の取組、九都県市が連携協力した取組等を推進していくものとする。 (例) ・関東協議会による建設リサイクル計画に基づいた施策、行動計画に基づく施策、公共工事土量調査やセンサスの実施など、関東地域における連携協力を進める ・建設リサイクル法に関して、首都圏、関東地域、全国における国や道府県との共通の手引作成、共同施策実施、検討会・意見交換会の開催等の連携協力を図る ・分別解体等の技術、コンクリート塊・建設発生木材・建設泥土等の再資源化の課題解決に向け国や道府県等との連携協力を図る。

卷末資料

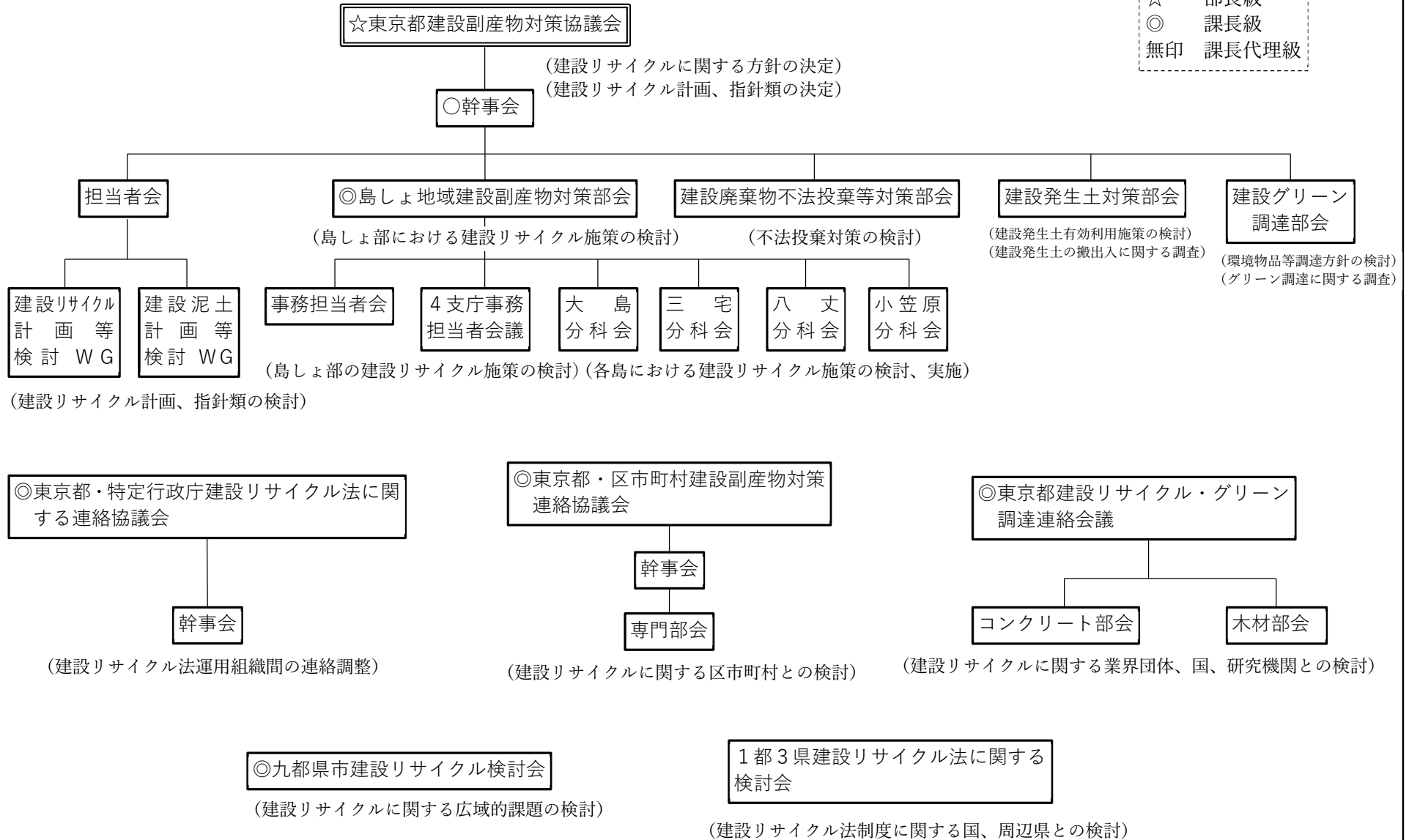
建設リサイクル関係法令体系図



注）網掛けは建設工事の範囲を示す。

建設リサイクル推進組織図

☆ 部長級
◎ 課長級
無印 課長代理級



問合せ先一覧（汚染土壌処理施設情報等）

1. 汚染土壌対策に関する問合せ先

汚染土壌対策、土壌汚染対策法、環境確保条例等に関する問合せ先は以下のとおりです。

○東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当
所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話03-5388-3495 FAX03-5388-1376
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

2. 土壌汚染の調査機関の問合せ先

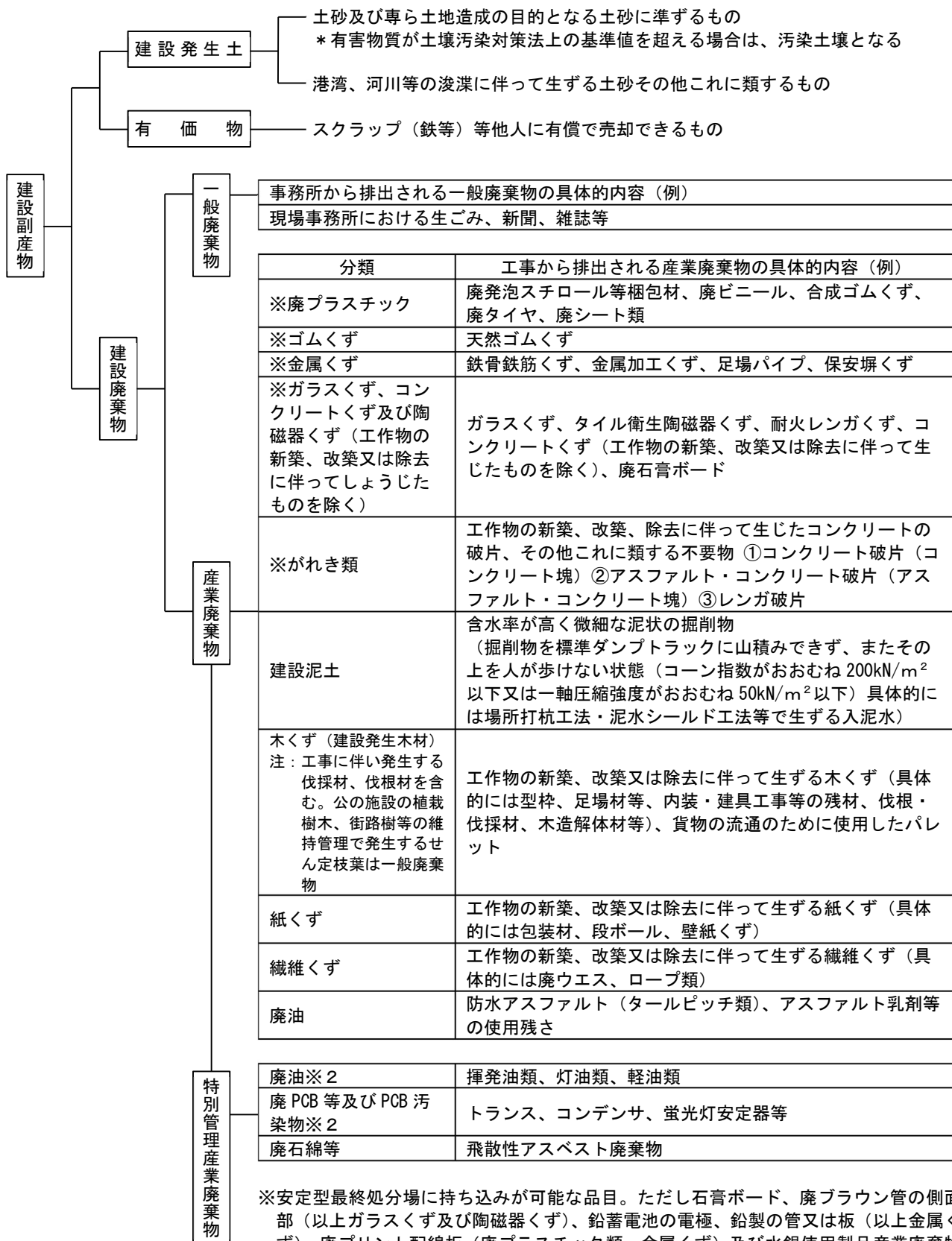
第4章 建設副産物の適正処理＞第2 適正処理の取組＞4 汚染土壌（P35）を参照のこと。

3. 汚染土壌処理施設情報等の検索

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者は、以下の機関のホームページで検索することができます。

○環境省ホームページ（土壌汚染対策法|土壌関係）
<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

建設副産物の種類



※安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部（以上ガラスくず及び陶磁器くず）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず）、廃プリント配線板（廃プラスチック類、金属くず）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものは除く。

※建物ピットに残された廃油、PCB 廃棄物などは、建設廃棄物ではなく、建物所有者（発注者）が処理すべき廃棄物である。

※参考：国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d01about/d0101/page_010201byproduct.htm）

重量換算係数表

単位：トン／m³

		荷積み状態での換算値		実体積による換算値
		建廃ガイドライン値 注 1)	参考値	参考値
建設泥土		1.2～1.6	1.4	1.4
コンクリート塊		(建設廃材) 1.6～1.8	1.8 注 2)	2.35 (無筋)
アスファルト・コンクリート塊			1.8 注 2)	2.35
建設発生木材		0.4～0.7	0.5	－
建設混合 廃 棄 物	新築	－	0.31 注 3)	0.24～0.30 注 4)
	木造解体	－	0.816 注 3)	
砕石		－	－	2.0 注 5)
廃プラスチック		－	－	1.1
廃塩化ビニル管・継手		－	200 (kg/m ³) 注 6) (管・パイプ)	－
廃石膏ボード		－	0.65～0.8 注 7)	－
紙くず		－	－	0.5
アスベスト		－	－	0.9
金属くず		－	1.13 注 8)	

注 1) 「建設廃棄物処理ガイドライン」(厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修)による値。

注 2) これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

注 3) 建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会の調査結果(H2.9.30)、木造解体は「関東木造建設解体業連絡協議会」の調査結果(H3.3.4)による。

注 4) 建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(社)全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注 5) 盛土状態での換算値。「道路橋示方書・同解説」((公社)日本道路協会)等による値。

注 6) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注 7) (一社)石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック」による値。

注 8) 平成18年12月27日付環廃産発第061227006号 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)別添2より

建設発生土の土質区分基準

区分 (国土交通省令 *1)	細区分 *2)*3)* 4)	コーン 指数 q c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6)*7)		備考	
			大分類	中分類 土質(記号)	含水比(地山) W _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 {砂、礫及びこれらに 準ずるもの}	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	*排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等により含水比 が増加する と予想され る場合は、 1ランク下 の区分とし る。 *水中掘削 等による場 合は、2ラ ンク下の区 分とする。
	第1種改良土 *8)		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
			人工材料	改良土{I}		
第2種建設発生土(砂 質土、礫質土及びこれ らに準ずるもの)	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			第2種改良土	人工材料	改良土{I}	
第3種建設発生土{通 常の施工性が確保さ れる粘性土及びこれ らに準ずるもの}	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土(粘 性土及びこれらに準 ずるもの(第3種発生 土を除く))	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	40%~80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
泥土*1)*9)	泥土a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物か否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数 400kN/m^2 以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(下表参照)
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について昭和46年10月16日環整43厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について平成13年6月1日環廃産276環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続により利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締め固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

- *1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。
- *2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

適用用途標準（１）

適用用途 区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	路床		路体	
								評価	留意事項	評価	留意事項
第１種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第１種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第２種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第２a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第２b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第２種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第３種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第３a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第３b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第３種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第４種建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第４a種	○		○		○		○		○	
	第４b種	△		○		△		△		○	
	第４種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

[評価]

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備考]

- 本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
- ※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
- ※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

適用用途標準（２）

適用用途 区分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第１種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第１種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第２種 建設発生土 〔砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの〕	第２a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第２b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第２種 改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第３種 建設発生土 〔通常の施工性が 確保される粘性 土及びこれらに 準ずるもの〕	第３a種	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
	第３b種	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
	第３種 改良土	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意
第４種 建設発生土 〔粘性土及びこれ らに準ずるもの〕	第４a種	○		○		○		○	
	第４b種	○		○		○		○	
	第４種 改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土 a	○		○		○		○	
	泥土 b	△		△		△		△	
	泥土 c	×		×		×		△	

適用用途標準（3）

適用用途 区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※2}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 （砂、礫及びこれらに 準ずるもの） 第2種 建設発生土 （砂質土、礫質土及 びこれらに準ずる もの） 第3種 建設発生土 （通常の施工性が確 保される粘性土及 びこれらに準ずる もの） 第4種 建設発生土 （粘性土及びこれら に準ずるもの） 粘土	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域 利用注意
	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎		◎		◎	淡水域 利用注意
	第3a種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	
	第3種 改良土	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	淡水域 利用注意
	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種 改良土	△		○		◎	淡水域 利用注意
	粘土 a	△		○		○	
	粘土 b	△		△		○	
	粘土 c	×		×		△	

建設発生土搬出先への情報提供先リスト

(「発生土搬出のお知らせ」窓口)

令和5年9月現在

区市町村名	連絡担当課名	電話番号	FAX 番号
千代田区	環境まちづくり部 環境政策課 公害指導係	03-5211-4254	03-3264-8956
中央区	環境土木部 環境課 生活環境係	03-3546-5404	03-3546-9550
港区	街づくり支援部 土木課 土木計画係	03-3578-2217	03-3578-9550
新宿区	みどり土木部 道路課 道路設計係	03-5273-3889	03-3209-5595
文京区	土木部 道路課 計画係	03-5803-1247	03-5803-1360
台東区	環境清掃部 環境課 公害指導相談担当	03-5246-1283	03-5246-1159
墨田区	資源循環部 環境保全課 指導調査担当	03-5608-6210	03-5608-1452
江東区	環境清掃部 環境保全課 調査係	03-3647-6148	03-5617-5737
品川区	防災まちづくり部 道路課 道路建設担当	03-5742-6791	03-5742-6886
目黒区	環境清掃部 環境保全課 公害対策係	03-5722-9384	03-5722-9401
大田区	環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当	03-5744-1367	03-5744-1532
世田谷区	土木部 土木計画調整課 技術指導係	03-6432-7957	03-6432-7993
渋谷区	経営企画部 施設整備課 管理係	03-3463-1509	03-5458-4948
中野区	環境部 環境課 環境公害係	03-3228-5799	03-3228-5673
杉並区	環境部 環境課 公害対策係	03-3312-2111 (内) 3708	03-3312-2316
豊島区	環境清掃部 環境保全課 公害対策グループ	03-3981-2405	03-3980-5134
北区	土木部 土木政策課 企画調整係	03-3908-9238	03-3908-4042
荒川区	防災都市づくり部 土木管理課 占用係	03-3802-3111 (内) 2714	03-3802-6230
板橋区	土木部 土木計画・交通安全課 調整係	03-3579-2520	03-3579-2547
練馬区	環境部 環境課 環境規制係	03-5984-4712	03-5984-1227
足立区	都市建設部 都市建設課 事業推進係	03-3880-5478	03-3880-5619
葛飾区	環境部 環境課 公害対策相談係	03-5654-8236	03-5698-1538
江戸川区	環境部 環境課 指導係	03-5662-1995	03-5678-6741
八王子市	まちなみ整備部 開発指導課	042-620-7261	042-626-3616
立川市	環境下水道部 環境対策課 環境指導係	042-528-4341	042-524-2603
武蔵野市	環境部 環境政策課 保全係	0422-60-1842	0422-51-9197
三鷹市	生活環境部 環境政策課	0422-45-1151 (内) 2523	0422-45-5291
青梅市	環境部 環境政策課 環境対策係	0428-22-1111 (内) 2538, 2539	0428-22-3508
府中市	生活環境部 環境政策課 環境改善係	042-335-4196	なし
昭島市	環境部 環境課 環境保全係	042-544-5111 (内) 2297	042-544-6440
調布市	都市整備部 建築指導課 管理係	042-481-7512	042-481-6991
町田市	道路部 道路政策課 計画係	042-724-1124	050-3160-5597
小金井市	都市整備部 建築営繕課 建築営繕係	042-387-9858	042-384-5771
小平市	環境部 環境政策課 環境対策担当	042-346-9536	042-346-9643
日野市	まちづくり部 道路課 管理係	042-514-8421	042-581-2516
東村山市	環境安全部 環境保全課	042-393-5111 (内) 3481	042-393-6846
国分寺市	建設環境部 建設事業課 設計工事担当	042-325-0111 (内) 504	042-324-0160
国立市	都市整備部 都市計画課 都市計画係	042-576-2111 (内) 361	042-576-0264
福生市	都市建設部 道路下水道課 道路グループ	042-551-1975	042-551-0530
狛江市	環境部 環境政策課 環境係	03-3430-1287	03-3430-6870
東大和市	まちづくり部 都市づくり課 都市計画係	042-563-2111 (内) 1254	042-563-5930
清瀬市	市民環境部 環境課 環境政策係	042-497-2099	042-492-2415
東久留米市	都市建設部 施設建設課 工事係	042-470-7755	042-470-7809
武蔵村山市	都市整備部 道路下水道課 工事係	042-565-1111 (内) 267	042-566-4493
多摩市	環境部 環境政策課 環境政策担当	042-338-6831	042-338-6857
稲城市	都市建設部 土木課 道水路工事係	042-378-2111 (内) 333	042-378-9719
羽村市	産業環境部 環境保全課 環境保全係	042-555-1111 (内) 224	042-554-2921
あきる野市	環境農林部 生活環境課	042-558-1111 (内) 2514	042-558-1119
西東京市	都市基盤部 道路課 道路工事係	042-438-4054	042-438-2022
瑞穂町	住民部 環境課 環境係	042-557-0544	042-556-3401
日の出町	生活安全安心課 環境リサイクル係	042-588-5068 (内) 334	042-597-4369
檜原村	産業環境課 建設係	042-598-1011 (内) 125	042-598-1009
奥多摩町	環境整備課 用地対策係	0428-83-2367	0428-83-2344

卷末一覽

No.	部署名
巻末一覧 No. 1	(一財) 日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター (カスタマーセンター) 〒107-6114 東京都港区赤坂五丁目2番20号 赤坂パークビル14階 電話 03-6261-4324 https://www.recycle.jacic.or.jp E-mail: recycle@jacic.or.jp
巻末一覧 No. 2	東京都都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3231 E-mail: S0000170@section.metro.tokyo.jp
巻末一覧 No. 3	東京都港湾局 臨海開発部 開発整備課 調整担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5320-5571
巻末一覧 No. 4	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3586 FAX03-5388-1381
巻末一覧 No. 5	東京都都民情報ルーム 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-2276
巻末一覧 No. 6	建設資料普及センター 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階 直通 03-3552-5659 FAX03-3552-1008
巻末一覧 No. 7	(一社) 東京都産業資源循環協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://tosankyo.or.jp/
巻末一覧 No. 8	産廃情報ネット「産業廃棄物処理業者情報の検索」 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階 電話 03-4355-0155 FAX03-4355-0156
巻末一覧 No. 9	建設六団体建設副産物対策協議会 建設マニフェスト販売センター 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館 電話 03-3523-1630 FAX03-3523-1639
巻末一覧 No. 10	公益社団法人全国産業資源循環連合会 〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2A Bビル4階 電話 03-3224-0811 FAX03-3224-0820 https://www.zensanpairen.or.jp/
巻末一覧 No. 11	(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 〒110-0005 東京都台東区上野3-14-6 上野フロンティアタワー13階 電話 03-5807-5911 FAX03-5807-5912 https://www.jwnet.or.jp/index.html
巻末一覧 No. 12	東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌汚染相談窓口 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

	直通 03-5388-3468
巻末一覧 No. 13	東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 直通 03-5388-3467 FAX03-5388-1376
巻末一覧 No. 14	東京都多摩環境事務所環境改善課 土壌地下水対策担当 〒190-0022 東京都立川市錦町 4-6-3 (東京都立川合同庁舎 3 階) 電話 042-523-3517 FAX042-522-9511
巻末一覧 No. 15	環境省のホームページを参照 (環境省水・大気環境局 土壌環境課 指定調査機関担当) 電話 03-3581-3351 (代) https://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html
巻末一覧 No. 16	(一社) 土壌環境センター 〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 K S ビル 3 階 電話 03-5215-5955 FAX03-5215-5954 https://www.gepc.or.jp/
	(一社) 東京都地質調査業協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-6-8 内神田クレストビル 電話 03-3252-2963 FAX03-3252-2971 https://www.tokyo-geo.or.jp/
巻末一覧 No. 17	巻末資料の「問合せ先一覧 (汚染土壌処理施設情報等)」を参照
巻末一覧 No. 18	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB 担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 直通 03-5388-3573
巻末一覧 No. 19	(一社) 日本照明工業会 〒110-0005 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル 8 階 電話 03-6803-0501 FAX03-6803-0064 https://www.jlma.or.jp/
巻末一覧 No. 20	(一社) 日本電機工業会家電部 〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電話 03-3556-5887 FAX03-3556-5891 https://www.jema-net.or.jp/
巻末一覧 No. 21	日本シーリング材工業会 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-5 翔和須田町ビル 電話 03-3255-2841 http://www.sealant.gr.jp/
巻末一覧 No. 22	(一社) 電池工業会 (小型二次電池再資源化センター) 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 電話 03-3434-0261 FAX03-3434-2691 https://www.baj.or.jp/
巻末一覧 No. 23	厚生労働省東京労働局 労働基準部 〒102-8306 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階 電話 03-3512-1616 FAX03-3512-1560 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/home.html

巻末一覧 No. 24	東京都環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 直通 03-5388-3492 FAX03-5388-1376
巻末一覧 No. 25	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (法律関係) 指導担当 直通 03-5388-3586 規制監視担当 直通 03-5388-3589 (廃棄物受入関係) 受入担当直通 03-5388-3588 FAX03-5388-1381
巻末一覧 No. 26	(一社) JATI 協会 〒108-0014 東京都港区芝 5-26-30 専売ビル 5 階 電話 03-5765-2381 FAX03-5765-2382 https://www.jaatisc.or.jp
巻末一覧 No. 27	厚生労働省東京労働局 又は各労働基準監督署 (問合せ窓口の詳細は巻末資料参照) 厚生労働省東京労働局 基準部 (巻末一覧 No. 23 と同じ)
巻末一覧 No. 28	東京都環境局 環境改善部 環境保安課 フロン対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 直通 03-5388-3471
巻末一覧 No. 29	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室 電話 03-3581-3351 (代表)
巻末一覧 No. 30	特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-18-2 NKK ビル (4F) 電話 03-5404-2180 FAX03-5404-7372 http://www.sknetwork.or.jp/
巻末一覧 No. 31	(一社) 日本電機工業会家電部 〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電話 03-3556-5887 FAX03-3556-5891
巻末一覧 No. 32	吉野石膏 (株) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 電話 03-3216-0951 FAX03-3214-5094 https://www.yoshino-gypsum.com/
	日東石膏ボード (株) 〒031-0801 青森県八戸市江陽 3-1-109 電話 0178-43-7191
巻末一覧 No. 33	(一社) 住宅生産団体連合会 〒102-0085 東京都千代田区六番町 3 番地六番町 SK ビル 2 階 電話 03-5275-7251 FAX03-5275-7257 https://www.judanren.or.jp/
巻末一覧 No. 34	建設廃棄物協同組合 〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-6 藤木ビル 3 階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 https://www.kenpaikyo.or.jp/
	(一社) 東京都産業資源循環協会

	〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://tosankyo.or.jp/
巻末一覧 No. 35	東京都産業廃棄物処理業者検索 https://www.kankyo-sanpai.jp/sanpaisearch/search_input.aspx
巻末一覧 No. 36	産廃情報ネット「産業廃棄物処理業者検索」 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階 電話 03-4355-0155 FAX03-4355-0156
巻末一覧 No. 37	再生原料化・高炉還元・ガス化溶融・固形燃料化等塩化ビニル管・継手協会 〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 3 階 電話 03-3470-2251 FAX03-3470-4407 https://www.ppfa.gr.jp/
	(一社) プラスチック循環利用協会 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-7-6 茅場町スクエアビル 9 階 電話 03-6810-9146 FAX03-5643-8447 https://www.pwmi.or.jp/
	セメント原燃料化建設廃棄物協同組合 〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-6 藤木ビル 3 階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 https://www.kenpaikyo.or.jp/
	(一社) 東京都産業資源循環協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 https://www.tosankyo.or.jp/
	(一社) セメント協会 〒103-0041 東京都中央区新富 2-15-2 RBM 築地ビル 2 階 電話 03-5540-6171 FAX03-5540-6181 https://www.jcassoc.or.jp/
巻末一覧 No. 38	(一社) 石膏ボード工業会 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-13-10 吉野石膏虎ノ門ビル 5 階 電話 03-3591-6774 FAX03-3591-1567 http://www.gypsumboard-a.or.jp/
巻末一覧 No. 39	東京硝子原料問屋協同組合 〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 11-8 電話 03-3591-2708 FAX03-3508-4994
巻末一覧 No. 40	建設廃棄物協同組合 〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-6 藤木ビル 3 階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 https://www.kenpaikyo.or.jp/
	(一社) 東京都産業資源循環協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592

	https://tosankyo.or.jp/ (一社) セメント協会 〒103-0041 東京都中央区新富 2-15-2 RBM 築地ビル 2 階 電話 03-5540-6171 FAX03-5540-6181 https://www.jcassoc.or.jp/
	ガラス再資源化協議会 (衛生陶器) 〒106-0032 東京都港区六本木 3-4-24 六本木足立ビル 203 号室 電話 03-5775-1600 FAX03-3405-5698 https://www.grcj.jp/
巻末一覧 No. 41	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 処分場調整担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 直通 03-5388-3594 FAX03-5388-1381
巻末一覧 No. 42	東京都廃棄物埋立管理事務所 〒135-0066 東京都江東区海の森 2-4-76 (環境局中防合同庁舎) 電話 03-5531-3701
巻末一覧 No. 43	○河川区域等での砂利採取の場合 河川法第 25 条及び砂利採取法第 16 条に係る河川管理者の担当部署 ○上記以外の場合 東京都産業労働局 商工部 地域産業振興課 砂利採石担当 〒198-0036 東京都青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎内 直通 0428-23-4184
巻末一覧 No. 44	(公財) 東京都都市づくり公社建設発生土再利用センター管理事務所 〒135-0064 東京都江東区海の森 3-4-50 電話 03-3520-0982 https://www.toshizukuri.or.jp/information/tokyo-sairiyo.html
巻末一覧 No. 45	東京都東京港管理事務所臨海地域管理課 〒108-0075 東京都港区港南 3-9-56 電話 03-5463-0228
巻末一覧 No. 46	東京都産業労働局 農林水産部 森林課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-4854 FAX03-5388-1466
巻末一覧 No. 47	東京都産業労働局 農林水産部 農業振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-4814 FAX03-5388-1456
巻末一覧 No. 48	東京港埠頭(株) 〒135-0064 東京都江東区青海 2-4-24 青海フロンティアビル 10 階 電話 03-3599-7383 FAX03-3599-7492

様式集

建設泥土調査票

※同一工事で搬出と調達の方を行う場合は、「搬出の行」と「調達の行」を分けて入力する。

	発注者情報						工事情報			建設泥土工期				建設泥土情報※		
	発注局 (区市町村)	部課担当名	担当者氏名	電話番号	メールアドレス	調査票記入日	工事件名	工事場所	工事概要	搬出/調達(始)		搬出/調達(終)		土量(m³)	時間帯	希望する建設泥土の活用方法【搬出/調達】 (プルダウンから選択)
										2023	年 10 月	2024	年 12 月			
例	〇〇〇局	〇〇部〇〇課〇〇担当	〇〇 〇〇	03-5388-3231	@	2023 年 10 月 20 日	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	搬出	年 10 月	搬出	年 12 月	100	昼間	【搬出】新海面処分場基盤整備用材（都発注工事に限る）
1						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
2						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
3						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
4						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
5						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
6						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
7						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
8						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
9						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
10						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
11						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
12						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
13						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
14						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
15						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
16						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
17						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
18						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
19						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
20						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
21						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
22						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
23						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
24						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
25						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
26						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
27						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
28						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
29						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
30						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
31						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
32						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
33						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
34						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
35						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
36						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
37						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
38						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
39						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
40						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
41						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
42						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
43						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
44						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
45						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
46						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
47						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
48						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
49						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
50						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
51						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
52						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
53						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
54						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
55						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
56						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
57						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
58						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
59						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			
60						年 月 日				年 月	年 月	年 月	年 月			

コンクリート塊調査票 (R 年度)

番号	工 事 件 名	工事場所	発生期間	発生量 m ³	発注機関	部 課 係	担当者名	電 話	メールアドレス
例	●●区◆◆◆新築工事（海面処分場希望）	●●区●●一丁●番 ●号	R6.6～R7.3	850	●●区	●●部●●課●●係	紺栗 海斗	03-0000-0000	0000@concrete.jg.jp

※1 海面処分場の作業用道路造成材利用を希望する場合は、工事件名の後に（海面処分場希望）と記入する。（最大径30 c m程度に加工可能な場合に限る。）

※2 個別指定制度による工事間利用を希望する場合は、工事件名の後に（工事間利用希望）と記入する。

しゅんせつ土砂処分予定量調査票

湾岸道路以北分(湾岸道路以南分、軟泥分)

担当部所			
担当者名		電話番号	
FAX番号		メールアドレス	

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			合 計	備 考
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
番号	工事件名または土砂発生場所														
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
	合 計														

〔記載上の注意事項〕

1. 月別処分土量が未定の場合は、四半期別土量を記入して下さい。
2. 土質内訳については、なるべく詳しく、例えば「砂分〇〇％、砂礫分〇〇％、ヘドロ状悪臭あり」のように記入して下さい。
3. 工事件名又は土砂発生場所は、例えば「〇〇護岸改修工事 △△m3」のように表示して下さい。また、発生場所がわかるような図面を添付して下さい。
4. 汚泥については、グラブ式の場合「G. 〇〇m3、ポンプ式の場合「P. 〇〇m3」のように表示して下さい。

しゅんせつ土砂有効利用量調査票

担当部所			
担当者名		電話番号	
FAX番号		メールアドレス	

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			合 計	備 考
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
番号	しゅんせつ土砂を有効利用する工事件名														
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10	合 計														

〔記載上の注意事項〕

1. 月別処分土量が未定の場合は、四半期別土量又は全体土量を記入して下さい。
2. 土質内訳については、なるべく詳しく、例えば「砂分〇〇%、砂礫分〇〇%、ヘドロ状悪臭あり」のように記入して下さい。
3. しゅんせつ土砂を有効利用する工事件名は、例えば「〇〇護岸改修工事 △△m³」のように表示して下さい。しゅんせつ土砂採取場所は場所名を記入下さい。

緑のリサイクル実態調査票

[illegible]

木材使用実績調査票

No.	① 種別	② 建物名・工事先 (什器等は設置場所)	③ 使用用途	④ 区市町村名	⑤ 樹種	⑥木材使用量(m ³)				⑦ 発注部署	⑧ 写真 提供	⑨ 備考 (記載内容の補足等)
						d 総数	a 多摩産材	b その他 国産材	c 外材			
1						0						
2						0						
3						0						
4						0						
5						0						
6						0						
7						0						
8						0						
9						0						
10						0						
合計						0	0	0	0			

リサイクル計画書（基本（予備）設計段階）

1 事業概要

事業名（委託名）	
発注機関	局 部 課 担当者名 （電話）
受託者	
受託者住所	（電話）
工事概要	
請負代金の額（※）	

※予定金額

2 発生抑制計画

建設副産物発生抑制のために採用した工法名

()

3 建設リサイクル法への対応

対象建設工事の種類（該当するものに○をつける）		規模の基準
建築物の解体工事		床面積の合計が80㎡（以上・未満）
建築物の新築・増築工事		床面積の合計が500㎡（以上・未満）
建築物の修繕・模様替等工事		請負代金の額（※）が1億円（以上・未満）
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）		請負代金の額（※）が500万円（以上・未満）

よって、本工事は建設リサイクル法の（ 対象 ・ 対象外 ）である。 ※予定金額

4 環境物品等使用計画

別紙、環境物品等チェックリストによる。

注）環境物品等チェックリストについては、当該年度の「東京都環境物品等調達方針」を参照。

リサイクル計画書（詳細（実施）設計段階）

1 事業概要

事業名（委託名）	
発注機関	局 部 課 担当者名 （電話）
受託者	
受託者住所	（電話）
工事概要	
請負代金の額（※）	

※予定金額

2 発生抑制計画

建設副産物発生抑制のために採用した工法名

（ ）

3 建設リサイクル法への対応

対象建設工事の種類（該当するものに○をつける）		規模の基準
建築物の解体工事		床面積の合計が80㎡（以上・未満）
建築物の新築・増築工事		床面積の合計が500㎡（以上・未満）
建築物の修繕・模様替等工事		請負代金の額（※）が1億円（以上・未満）
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）		請負代金の額（※）が500万円（以上・未満）

よって、本工事は建設リサイクル法の（ 対象 ・ 対象外 ）である。 ※予定金額

4 環境物品等使用計画

別紙、環境物品等チェックリストによる。

注）環境物品等チェックリストについては、当該年度の「東京都環境物品等調達方針」を参照。

リサイクル計画書（解体工事用）

1 事業概要

事業名（委託名）	
発注機関	局 部 課 担当者名 （電話）
工事概要	
構造・階数・床面積	
工事概要	
請負代金の額（※）	

※予定金額

2 建設リサイクル法への対応

対象建設工事の種類（該当するものに○をつける）	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計が80㎡（以上・未満）
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500㎡（以上・未満）
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額（※）が1億円（以上・未満）
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額（※）が500万円（以上・未満）

※予定金額

よって、本工事は建設リサイクル法の（ 対象 ・ 対象外 ）である。

3 分別解体の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
⑤ その他（ ）	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

--

リサイクル計画書（積算段階）

1 事業概要

事業名（委託名）	
発注機関	局 部 課 担当者名 （電話）
工事概要	
請負代金の額（※）	

※予定金額

2 発生抑制計画

建設副産物発生抑制のために採用した工法名
()

3 建設リサイクル法への対応

対象建設工事の種類(該当するものに○をつける)		規模の基準
建築物の解体工事		床面積の合計が80㎡(以上・未満)
建築物の新築・増築工事		床面積の合計が500㎡(以上・未満)
建築物の修繕・模様替等工事		請負代金の額(※)が1億円(以上・未満)
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)		請負代金の額(※)が500万円(以上・未満)

よって、本工事は建設リサイクル法の（ 対象 ・ 対象外 ）である。 ※予定金額

4 環境物品等使用計画

別紙、環境物品等チェックリストによる。

注) 環境物品等チェックリストについては、当該年度の「東京都環境物品等調達方針」を参照。

リサイクル阻害要因説明書（積算段階）

1 工事概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	

2 建設副産物搬出予定（１）【コンクリート塊等を最終処分する理由は何か？】

建設副産物の種類最終 最終処分等の理由	建設発生土 (処分の種類・数量を記入)	コンクリート塊 (最終処分場名称・数量を記入)	アスファルト・コンクリート塊 (最終処分場名称・数量を記入)	備考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再使用・再生利用できる現場がない				
再資源化施設(土質改良プラント含む)がない				
再使用・再生利用できる規格に適合しない				
有害物質等が混入している				
その他（具体的理由を記入する）				

※ 建設発生土の処分について、指定処分（B）及び指定処分（C）の場合に記入する

※ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する

3 建設副産物搬出予定（２）【建設泥土等を最終処分する理由は何か？】

建設副産物の種類最終 処分等の理由	建設泥土 (最終処分場名称・数量を記入)	建設混合廃棄物 (最終処分場名称・数量を記入)	建設発生木材 (最終処分場名称・数量を記入)	備考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再使用・再生利用できる現場がない				
再資源化施設がない				
再使用・再生利用できる規格に適合しない				
有害物質等が混入している				
その他（具体的理由を記入する）				

※ 建設泥土及び建設混合廃棄物については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する

※ 建設発生木材については、現場から直接処分場へ搬出する場合及び現場から焼却のみ行う中間処理施設へ搬出する場合に記入する

建設発生土搬出のお知らせ

年 月 日

殿

会 社 名 :

現場代理人氏名 :

下記のとおり、貴区市町村内の受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連絡先機関・電話番号	TEL :
工 事 受 注 業 者 名	
担当者名・電話番号	氏名 : TEL :
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面のとおり)
建設発生土の搬出時期	年 月 日 ~ 年 月 日
建設発生土の土質・土量	土質 : 搬出量 : m ³

※ この書面は建設発生土の搬出が100m³以上の場合に用いる

文 書 番 号 (工 事 番 号)	
------------------------	--

--

リサイクル阻害要因説明書

年 月 日

殿

住所

請負者

氏名

〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名 〕

現場代理人氏名

下記の工事について、別紙のとおりリサイクル阻害要因を報告します。

文 書 番 号 (契 約 番 号)	
工 事 件 名	
工 事 場 所	

リサイクル阻害要因説明書（工事完了段階）

1 工事概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	

2 建設副産物搬出予定（１）【コンクリート塊等を最終処分する理由は何か？】

建設副産物の種類最終 最終処分等の理由	建設発生土 (処分の種類・数量を記入)	コンクリート塊 (最終処分場名称・数量を記入)	アスファルト・コンクリート塊 (最終処分場名称・数量を記入)	備考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再使用・再生利用できる現場がない				
再資源化施設がない				
再使用・再生利用できる規格に適合しない				
有害物質等が混入している				
その他（具体的理由を記入する）				

※ 建設発生土の処分について、自由処分されてしまった場合に記入する（ガイドラインで自由処分は禁止されているため、契約条件違反となる。）

※ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する

3 建設副産物搬出予定（２）【建設泥土等を最終処分する理由は何か？】

建設副産物の種類最終 処分等の理由	建設泥土 (最終処分場名称・数量を記入)	建設混合廃棄物 (最終処分場名称・数量を記入)	建設発生木材 (最終処分場名称・数量を記入)	備考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再使用・再生利用できる現場がない				
再資源化施設がない				
再使用・再生利用できる規格に適合しない				
有害物質等が混入している				
その他（具体的理由を記入する）				

※ 建設泥土及び建設混合廃棄物については、現場から直接最終処分場へ搬出した場合、建設泥土が中間処理施設を経由して海洋投入されてしまった場合（ガイドライン及び泥土指針で建設泥土の海洋投入を禁止しているため、契約条件違反となる。）に記入する

※ 建設発生木材については、現場から直接処分場へ搬出する場合及び現場から焼却のみ行う中間処理施設へ搬出する場合に記入する

--	--	--	--	--

有害物質等チェックリスト（建材等）

確認する製品等		含有物質名	有 無	必 要 な 措 置
建 材 等	○吹付け石綿、○石綿含有吹付ロックウール、○石綿含有パーミューキュライト吹付、○石綿含有ケイ酸カルシウム板(2種)、○石綿含有保温材、○保温材ダクトパッキン材	・飛散性石綿	☐ 有→ ☐ 無	大気汚染防止法、労働安全衛生法、環境確保条例、石綿障害予防規則等を遵守して除去作業を行った後、特別管理産業廃棄物として適正に処分する。
	○石綿スレート(波形)、○ビニール床タイル、○住宅屋根用平板石綿スレート板、○石綿セメント・サイディング、○ケイ酸カルシウム板、○石綿スレート（フレキ板）	・非飛散性石綿	☐ 有→ ☐ 無	破砕することにより石綿粉じんが飛散する恐れがあるため、労働安全衛生法等を遵守し、粉じん飛散を起こさないよう慎重に取り外し、安定型最終処分場に埋立するなど必要な措置を講じる。
	(特定の製造メーカー製造の石膏ボード) ○ヒ素又はカドミウム含有石膏ボード、○岩綿吸音板下地	・ヒ素又はカドミウム	☐ 有→ ☐ 無	石膏ボードの裏面の印刷によりメーカー等を確認し、当該製造メーカーに問い合わせ、できる限り再資源化するとともに、適正に処理する。 (吉野石膏(株)又は日東石膏ボード(株)製造)
	(防腐、防蟻のためCCAが注入された木材) ○土台、○大引き、○台所等の水回り	・CCA（クロム、銅、ヒ素）	☐ 有→ ☐ 無	CCAが注入された木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設において適正な処理を行う。
	(防蟻のためのクロルデン類が塗布され木材) ○土台、○大引き、○台所等の水回り	・クロルデン類	☐ 有→ ☐ 無	クロルデン類が塗布された木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設において適正な処理を行う。
	(防腐、防蟻のためのクレオソート油が塗布された木材) ○土台、○大引き、○台所等の水回り	・クレオソート油	☐ 有→ ☐ 無	クレオソート油が塗布された木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設において適正な処理を行う。
	(PCB含有ポリファルサイド系シーリング材) ○目地材（ガラス、サッシ、パネル）	・ポリ塩化ビフェニル（PCB）	☐ 有→ ☐ 無	S33～S47までに建設された建築物に使用されている。廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物としてその保管基準に従い適正な措置を講じる。
	○フロン類を用いて発泡する断熱材	フロン類 ・CFC ・HCFC ・HFC	☐ 有→ ☐ 無	フロン類が大気中に拡散しないように丁寧に取り外し、処理に適した処理施設で処理する。

※ 問い合わせ先等は、巻末一覧を参照のこと。

有害物質等チェックリスト（設備・機器等）

確認する製品等		含有物質名	有 無	必 要 な 措 置
設 備 ・ 機 器 等	（P C B使用電気機器） ○蛍光灯安定器 ○トランス・コンデンサー	・ポリ塩化ビフェニル （P C B）	☐ 有→ ☐ 無	解体工事に先立ち先行撤去を行い、P C B特措法及び廃棄物処理法に基づき適正な措置を講じる。
	○受変電設備内の蓄電池	・鉛	☐ 有→ ☐ 無	解体工事に先立ち先行撤去を行い、製造者と協力するなどして、適切な再資源化等に努める。
	○非常灯、火災報知器等の内蔵蓄電池、リチウムイオン電池	・ニッケル、 カドミウム	☐ 有→ ☐ 無	
	○業務用エアコンディショナー ○業務用冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む）	フロン類 ・C F C ・H C F C ・H F C	☐ 有→ ☐ 無	フロン排出抑制法に基づき、フロン類は充填回収業者に引き渡す。
	○ハロゲン化物消火設備、機器（エアゾールスプレー等を除く）	・ハロン1211 ・ハロン2402 ・ハロン1301	☐ 有→ ☐ 無	ハロンは関係法令を遵守し、適正な処理等を行う。
	○吸収式冷蔵庫の冷媒（ホテル客室等で利用）	・アンモニア （強アルカリ及び六価クロム化合物）	☐ 有→ ☐ 無	製造メーカー等の「お客様相談窓口」に連絡する。メーカー名は扉内側などに貼付けしてある家庭用品品質表示ラベルに記載してある。
	○蛍光灯ランプ（低圧放電ランプ） ○水銀ランプ（高圧放電ランプ）	・水銀	☐ 有→ ☐ 無	破損しないように丁寧に取り外し、これを適正に処理して再資源化に努める。

※ 問い合わせ先等は、巻末一覧を参照のこと。

文 書 番 号 (工 事 番 号)	
------------------------	--

--

再資源化完了報告書(せん定枝葉等)

年 月 日

殿

住所

受注者

氏名

〔 法人の場合は名称
及び代表者の氏名 〕

現場代理人氏名

下記の工事について、せん定枝葉等の再資源化が完了したので報告します。

文 書 番 号 (契 約 番 号)	
工 事 件 名	
工 事 場 所	

別記様式

[illegible]

リサイクル証明書（せん定枝葉等）

せん定枝葉等を再資源化したことを証明します。

記

- 1 施設名称 _____
- 2 住 所 _____
- 3 搬 入 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 4 法令等の許可（民間再資源化施設の場合）
 - （１）法令名称・条文名 _____
 - （２）許可番号 _____
 - （３）再資源化方法、用途 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

再資源化施設名 _____

責 任 者 氏 名 _____

再資源化等の状況

搬入受入状況写真

再資源化状況写真

東京都建設リサイクルガイドラインに基づく「工事現場一斉点検票」

本点検は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき実施するもので、工事請負代金が4,500万円以上の**施工中の工事**を対象とします（**島しょ工事、緊急工事及び単契工事は対象外です。**）。

・点検者は、必要事項を記入のうえ、該当する ☐ にチェックをしてください。

・点検票は、各課でとりまとめて 月 日（ ）までに 課へ提出願います。（政策連携団体等におかれては、団体毎にとりまとめをお願いします。）

局(区市町村)・部(所)・課・係名	局(区市町村)	部(所)	課	係
点 検 者 氏 名	電話番号 - -			
点 検 年 月 日	年	月	日	
工 事 件 名				
受 注 者				
工 期	年	月	日	年
特 記 仕 様 書 の 記 載	☐ 建設副産物の処理について、「東京都建設リサイクルガイドラインに基づき、適正処理に努めること」を記載されている程度 ☐ 上記のほか、施工計画書に添付する書類などについても詳細に記載されている			

点 検 項 目		点 検 結 果	
1 施工計画書関係			
(1) 施工計画書に「リサイクル計画」が記載されているか？		☐ 適正に記載されている ☐ 記載されていない【未措置】	
以下の記載がされているかチェックする。 『ガイドライン/第3章/第1/3施行段階/(1)施工計画書へのリサイクル計画の記載事項 参照』 ☐ 建設副産物の種類、リサイクルの方法等 ☐ 建設副産物の運搬、処理業者			
(2) 施工計画書に以下の書類が添付されているか？			
ア 再生資源利用計画書 【該当する工事】『ガイドライン/第3章/第1/3施行段階/(2)施工計画書の添付書類 参照』以下の要件に該当する場合 ・土砂を搬入する工事 ・碎石を搬入する工事 ・加熱アスファルト混合物を搬入する工事	☐ 該当しない	該当する(添付必要) ☐ 添付されている ☐ 添付されていない【未措置】	
イ 再生資源利用促進計画書 【該当する工事】『ガイドライン/第3章/第1/3施行段階/(2)施工計画書の添付書類 参照』以下の要件に該当する場合 ・建設発生土を搬出する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材及び建設混合廃棄物を搬出する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事	☐ 該当しない	該当する(添付必要) ☐ 添付されている ☐ 添付されていない【未措置】	
ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(建設発生土) 【該当する工事】『ガイドライン/第3章/第1/3施行段階/(2)施工計画書の添付書類 参照』 建設発生土を搬出する工事	☐ 該当しない 建設発生土を搬出しない工事	該当する(添付必要) ☐ 添付されている ☐ 添付されていない【未措置】	
エ 建設発生土搬出のお知らせ 【該当する工事】『ガイドライン/第3章/第1/3施行段階/(2)施工計画書の添付書類 参照』 建設発生土を100m3以上搬出する工事	☐ 該当しない ☐ 発生土を搬出しないため ☐ 100m3未満のため	該当する(添付必要) ☐ 添付されている ☐ 添付されていない【未措置】	
2 有害物質等の処理関係			
工事着手前に「有害物質チェックリスト」により有害物質等の有無を確認しているか？ 【該当する工事】『ガイドライン/第4章/第3/2有害物質等の処理方針 参照』 建築物の解体工事や修繕・模様替等の工事	☐ 該当しない	該当する(添付必要) ☐ 添付されている ☐ 添付されていない【未措置】	

注)未措置の事項がある場合は、受注者に対して、速やかに措置するよう指示願います。

(1/2)

点 検 項 目		点検結果										
3 建設副産物情報交換システム(COBRIS)関係												
施工計画作成時にCOBRISへデータが入力され、登録証明書が提出されているか？ 【該当する工事】『ガイドライン/第2章/第1 建設副産物情報交換システム(COBRIS) / 1 COBRISの機能・対象物等 参照』 5品目(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物)及び、金属くず、廃プラ、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物が発生する工事	☐ 該当しない	該当する ☐ 提出されている ☐ 提出されていない (COBRISへの登録は完了) ☐ 提出されていない【未措置】 (COBRISの登録も未完了)										
4 建設リサイクル法関係												
建設リサイクル法の対象工事か？ 【対象工事】 特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート)を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事(土木工事を含む)等で、下表の規模以上の工事 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建設工事の種類</th> <th>規模の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の解体工事</td> <td>床面積の合計 80m²</td> </tr> <tr> <td>建築物の新築・増築工事</td> <td>床面積の合計 500m²</td> </tr> <tr> <td>建築物の修繕・模様替等工事</td> <td>請負代金の額 1億円</td> </tr> <tr> <td>土木工事等</td> <td>請負代金の額 500万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象建設工事の種類	規模の基準	建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²	建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ²	建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額 1億円	土木工事等	請負代金の額 500万円	☐ 該当しない 【点検項目5へ】	☐ 該当する 【以下の(1)～(5)の点検へ】
対象建設工事の種類	規模の基準											
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ²											
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ²											
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額 1億円											
土木工事等	請負代金の額 500万円											
(1) 11条(10条)に基づき、「通知書」(「届出書」)『手引12頁参照』*は提出されているか？ *『建設リサイクル法書類作成等の手引』(公共工事)・・・都市整備局HPに掲載 https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html		該当する ☐ 提出されている ☐ 提出されていない【未措置】										
(2) 12条に基づき、「説明書」『手引21頁参照』が提出されているか？		該当する ☐ 提出されている ☐ 提出されていない【未措置】										
(3) 12条に基づき、下請契約を締結するにあたり「告知書」『手引30頁参照』が作成されているか？	☐ 該当しない	該当する ☐ 作成されている ☐ 作成されていない【未措置】										
(4) 13条に基づき、書面『手引32頁参照』が契約書に綴られているか？		該当する ☐ 綴られている ☐ 綴られていない【未措置】										
(5) 18条に基づき、「再資源化等報告書」『手引53頁参照』は報告されているか？		該当する ☐ 報告されている ☐ 報告されていない (再資源化完了前のため) ☐ 報告されていない【未措置】										
5 廃棄物処理法関係												
(1) マニフェストは交付・整理・保管されているか？	☐ 該当しない	該当する ☐ 交付等されている ☐ 交付等されていない (廃棄物発生前などのため) ☐ 交付等されていない【未措置】										
(2) 産業廃棄物運搬車両表示等がされているか？	☐ 該当しない	該当する ☐ 表示等がされている ☐ 表示等がされていない【未措置】										
未措置の理由等	【未措置となった事項に関して、原因が明らかな場合や特に説明が必要な事項等があれば、以下に簡潔に記入してください。】											
6 【未措置】の合計 【未措置】の合計 _____ 項目												

注) 未措置の事項がある場合は、受注者に対して、速やかに措置するよう指示願います。

(2/2)

特記仕様書記載例

1 リサイクル計画の作成

(1) 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。

(2) リサイクル計画書の作成（設計業務委託）

受託者は、本設計業務委託の実施に当たっては、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分に検討し、その結果を「リサイクル計画書」（基本（予備）設計段階、詳細（実施）設計段階、解体工事前）のいずれか）に取りまとめる。

(3) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

ア 工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

イ 建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

ウ 建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

エ 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

オ 解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

(4) 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出する。

ア 再生資源利用計画書

受注者は「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。

(ア) 土砂を搬入する工事

(イ) 砕石を搬入する工事

(ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進計画書

受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する。

- (ア) 建設発生土を搬出する工事
- (イ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- (ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
- ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）
- エ 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合）

(5) 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。

(6) 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

2 建設発生土の搬出

(1) 現場内利用の場合（現場外に仮置きする場合）

本工事から発生する建設発生土については、現場内利用を行うものとし、以下のとおり、現場外に仮置き場を設け、時期調整を行う。

- ア 仮置場所：現場外の場合、仮置場所の所在地、借地の有無等について記載する。
- イ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等
- ウ 土 量：〇〇〇m³（地山換算数量）
- エ 仮置条件：昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等

なお、受注者は仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し必要な措置を講じる。

(2) 建設発生土を搬出する場合（資源有効利用促進法省令関連）

受注者は、建設発生土を搬出する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。

(3) 工事間利用の場合

本工事から発生する建設発生土については、工事間利用を行うものとし、以下の工事に搬出する。

- ア 搬 出 先：相手工事の名称、工事場所
- イ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等
- ウ 土 量：〇〇〇m³（地山換算数量）
- エ 土質条件：搬出に先立ち、土壤汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を上記工事の発注部局に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。
- オ 搬出条件：昼夜間の別、大型車規制等は監督員の指示による。なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議をする。

(4) 指定処分Ⅰの場合（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予想することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

ア 搬出先名称：〇〇〇〇

イ 所在地：〇〇都〇〇区・市△△◇丁目▽▽番地

ウ 土質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入

エ 土量：〇〇〇m³(地山換算数量)

オ 搬出条件：昼夜間の別、大型車規制、台数制限

(5) 指定処分Ⅱの場合（令和6年6月1日より前に契約締結する工事）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。なお、「最終搬出先の記録の作成、保存」は令和6年6月1日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用されることから、同日前に請負契約を締結した工事は「最終搬出先の記録の作成、保存」について法律上の義務はないが、本工事においては「最終搬出先の記録の作成、保存」を実施するものとする。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予想することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

ア 搬出先名称：〇〇〇〇

イ 所在地：〇〇都〇〇区・市△△◇丁目▽▽番地

ウ 土質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入

エ 土量：〇〇〇m³(地山換算数量)

オ 搬出条件：昼夜間の別、大型車規制、台数制限

カ 最終搬出先の記録：東京都建設リサイクルガイドラインの規定による。

キ 区分管理：最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

(6) 指定処分Ⅱの場合（令和6年6月1日以降に契約する工事）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予想することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

ア 搬出先名称：〇〇〇〇

イ 所在地：〇〇都〇〇区・市△△◇丁目▽▽番地

ウ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入
 エ 土 量：〇〇〇m³(地山換算数量)
 オ 搬 出 条 件：昼夜間の別、大型車規制、台数制限
 カ 最終搬出先の記録：東京都建設リサイクルガイドラインの規定による。
 キ 区 分 管 理：最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

(7) 「建設発生土搬出のお知らせ」の提出

受注者は、本工事から建設発生土を 100m³以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」(東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式)を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

(8) 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年東京都)等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」(環境局ホームページに最新版を掲載)に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

(9) 異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積み込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真帳に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

3 建設発生土、改良土等の利用

(1) 土材料全般について

受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。

土材料の品質については別途、監督職員から指示する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」(平成 18 年 8 月 10 日付国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号)によるものとする。

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること(セット利用)を原則とする。

上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 使用する土材料を指定する場合(第2種改良土、建設泥土改良土等)

下記箇所で使用する土材料を指定する。

ア 土 材 料：〇〇〇(例：第2種改良土、再生砂、建設泥土改良土等)
 イ 使用箇所：〇〇〇(例：管きょ基礎及び管路上面から 10 cm まで)
 ウ 品 質：〇〇〇(例：土木材料仕様書による、監督員の指示による)
 エ 土 量：〇〇〇m³(締固め換算数量)

(3) 土材料を搬入する場合（資源有効利用促進法省令関連）

受注者は、土材料を搬入する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用計画の作成、提出と説明、掲示、報告、保存並びに受領書の交付等）を実施する。

4 建設廃棄物の処理

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物の処理

(1) 工事情報の登録等

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、COBRISにより「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

（問合せ先）

一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）

所在地〒107-8416 東京都港区赤坂 7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル 2 階

電話 03-3505-0416 FAX03-3505-0520

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

(2) 再資源化施設の選定

本工事から発生する〇〇は再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努める。搬出先は、受注者がCOBRIS等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。

なお、本工事では、以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

ア 搬 出 先：東京都〇〇区〇〇地内の再資源化施設

イ 運搬距離（想定）：約〇〇km

ウ 搬 出 量：約〇〇m³

エ 搬 出 条 件：昼夜間の別等

(3) クレオソート油等を含む建設発生木材の処理

クレオソート油、CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）第 1 条 8 号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。

なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びダイオキシン類特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

5 リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

(1) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

ア 再生資源利用実施書

受注者は「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）に必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

（ア）土砂を搬入する工事

（イ）砕石を搬入する工事

（ウ）加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進実施書

受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

（ア）建設発生土を搬出する工事

（イ）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

（ウ）金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

（ア）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合

（イ）建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合

（ウ）現場内で分別を行わない場合

(2) マニフェスト等の提示

ア マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

イ 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

ウ リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

エ リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う

場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

6 緑のリサイクル

（１）公共施設植栽樹木等（現場内利用する場合）

本工事に伴い発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、現場内で〇〇に加工の上、現場内で再利用する。

（２）公共施設植栽樹木、街路樹等（産業廃棄物として再資源化施設に搬出する場合）

本工事から発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努める。搬出先は、受注者が建設副産物情報交換システム（COBRIS）等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。なお、本工事では、以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、受注者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

- ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の再資源化施設
- イ 運搬距離（想定）：約〇〇km
- ウ 搬出量：約〇〇m³
- エ 受入条件：昼夜間の別等

（３）公共施設植栽樹木、街路樹等（一般廃棄物として熱回収や熱供給をしている清掃工場に搬出する場合）

本作業で発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、〇〇清掃工場に搬出し、熱回収や熱供給を行うことにより、建設資源循環の促進に努める。なお、本工事では、以下の場所にある清掃工場への搬出を想定しているが、受注者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

- ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の清掃工場
- イ 運搬距離（想定）：約〇〇km
- ウ 搬出量：約〇〇m³
- エ 受入条件：昼夜間の別等

（４）公共施設植栽樹木、街路樹等（一般廃棄物として再資源化施設に搬出する場合）

本作業で発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、受注者が、受入条件等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。なお、本工事では、以下の場所にある施設への搬出を想定しているが、受注者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

- ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の再資源化施設
- イ 運搬距離（想定）：約〇〇km
- ウ 搬出量：約〇〇m³
- エ 受入条件：昼夜間の別等

（５）伐採材、伐根材（山林などから発生し、前記（１）～（４）になじまないもの）

本工事に伴い発生する伐採材、伐根材については自然還元する。